

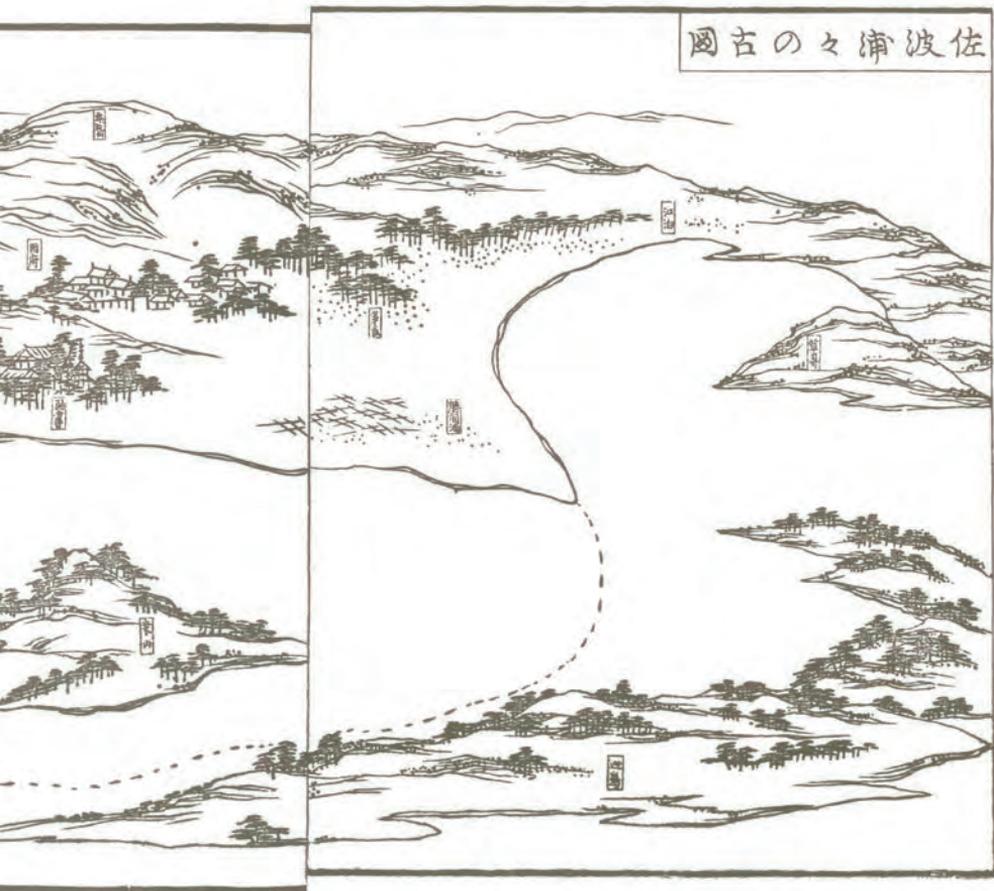
防府史料 第二十六集

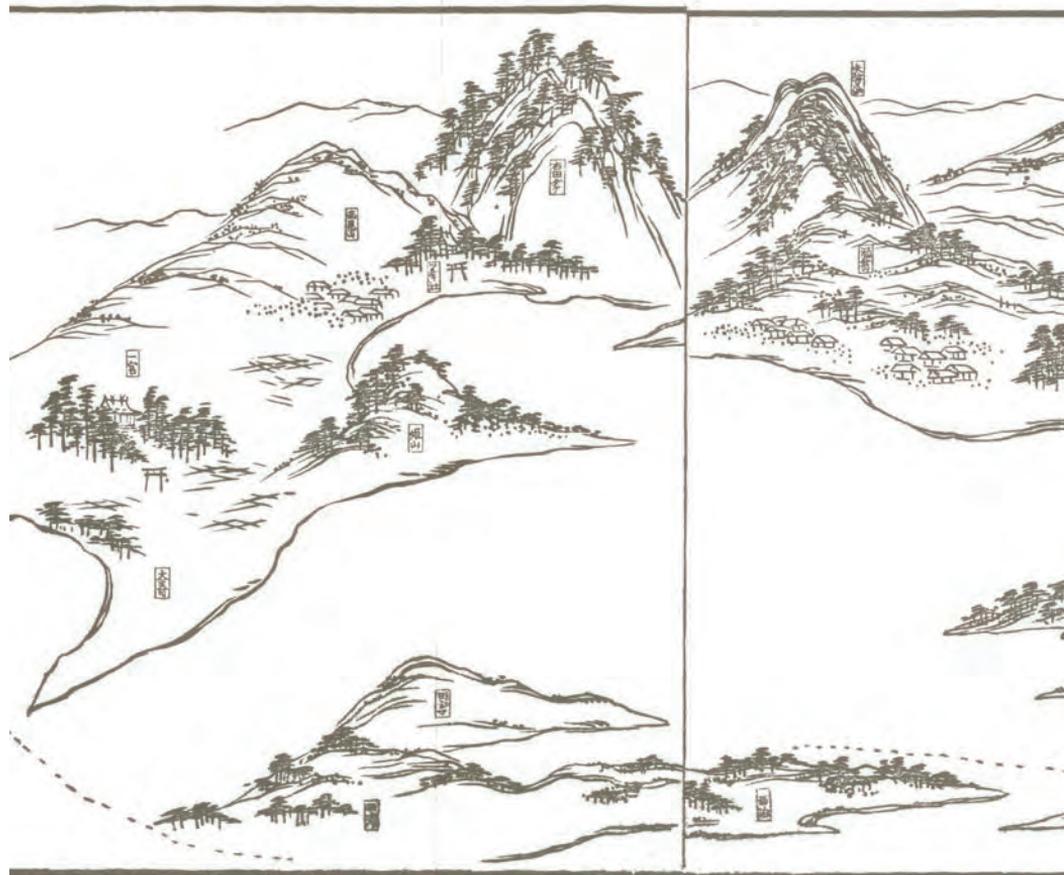
防府天満宮縁起集

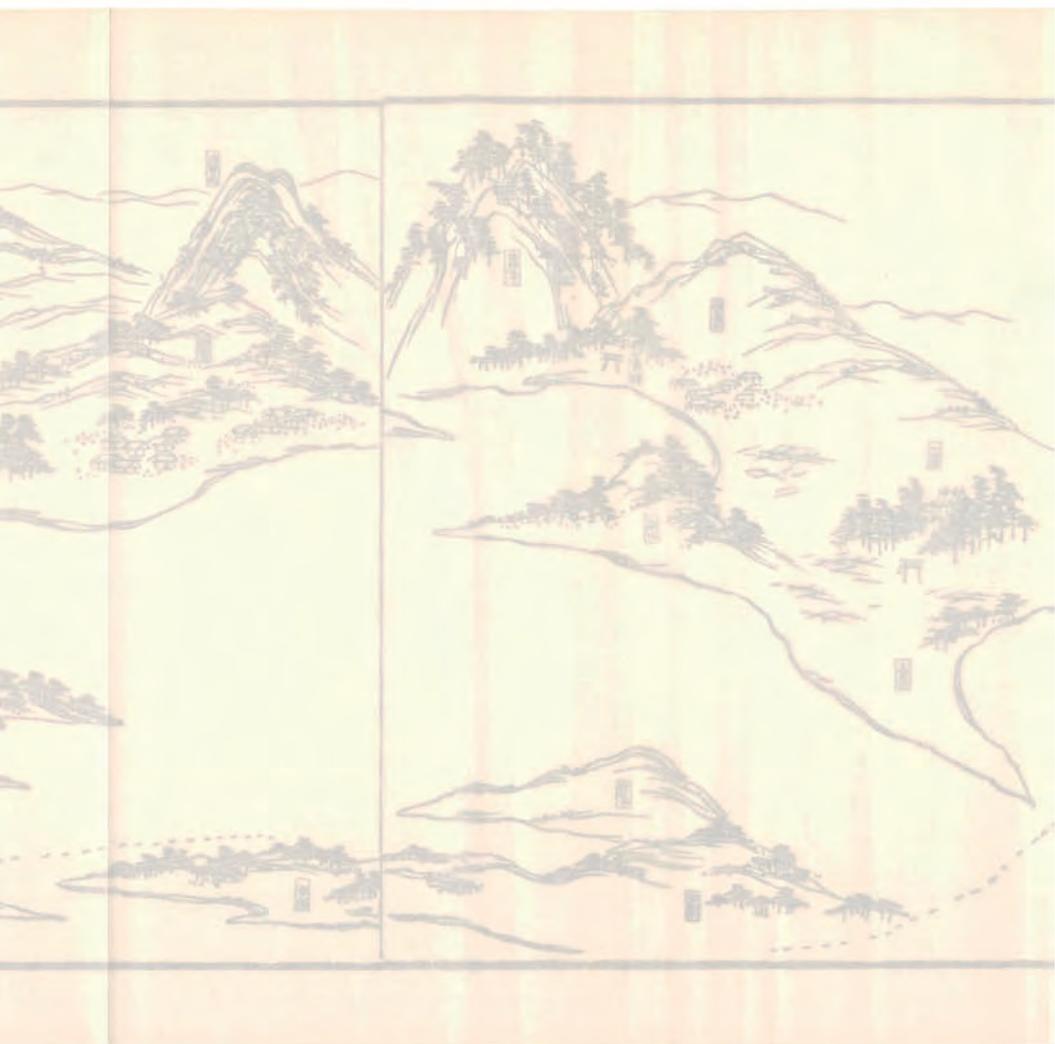


防府天満宮社殿

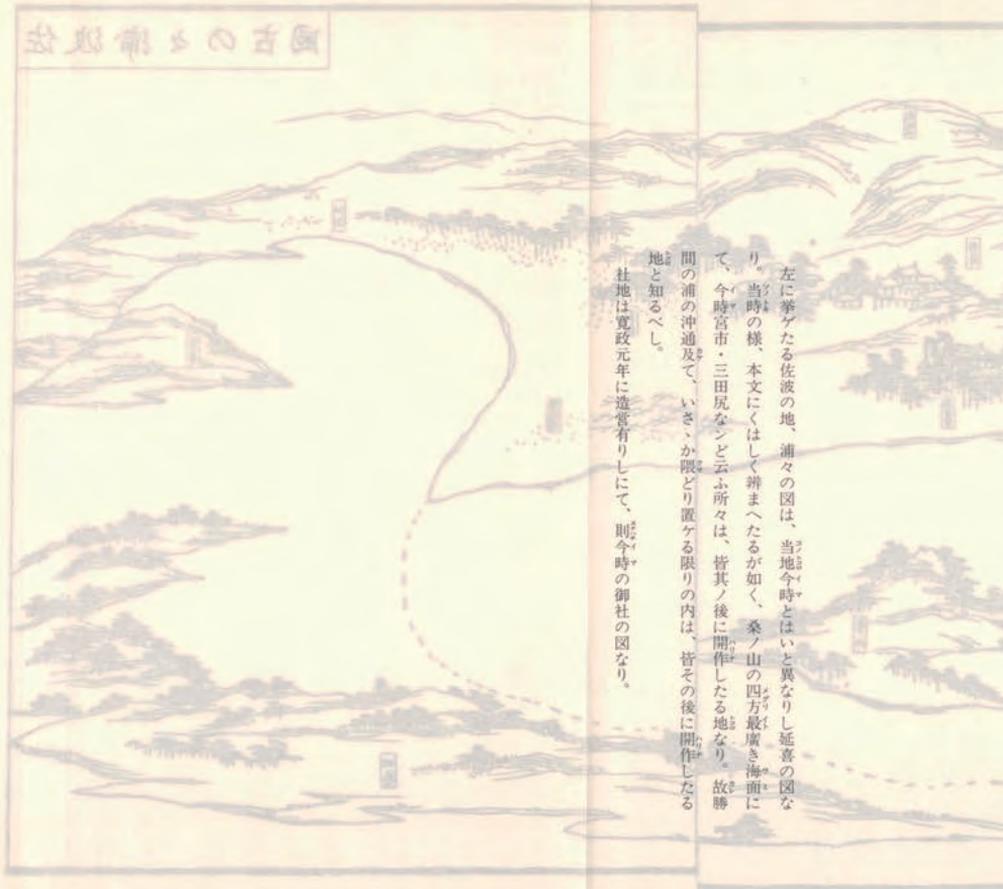
佐波浦々の古圖







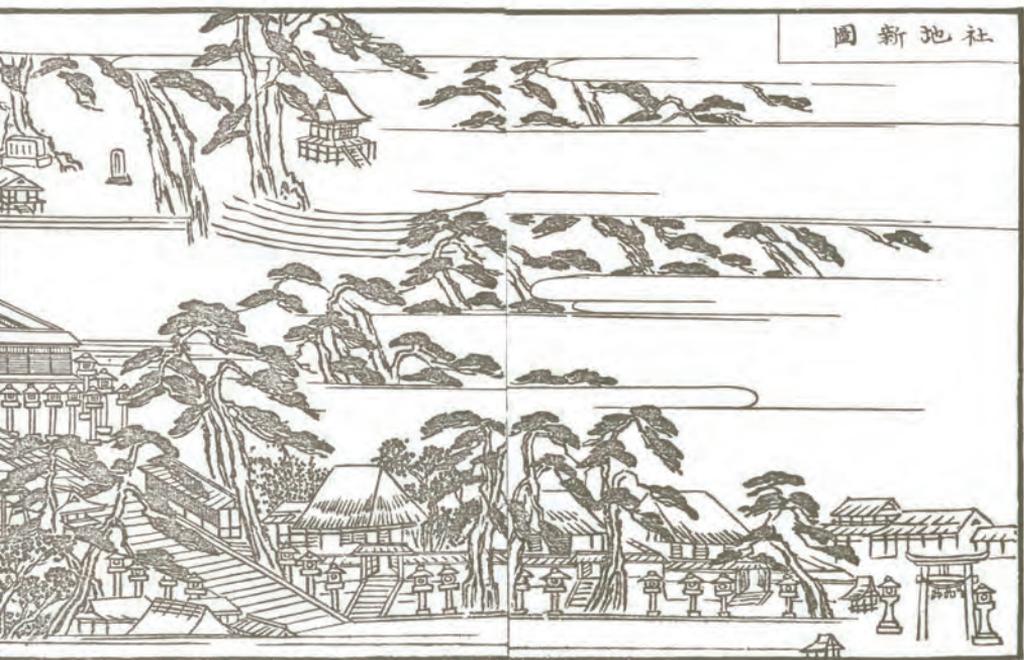
古の神代國の神代

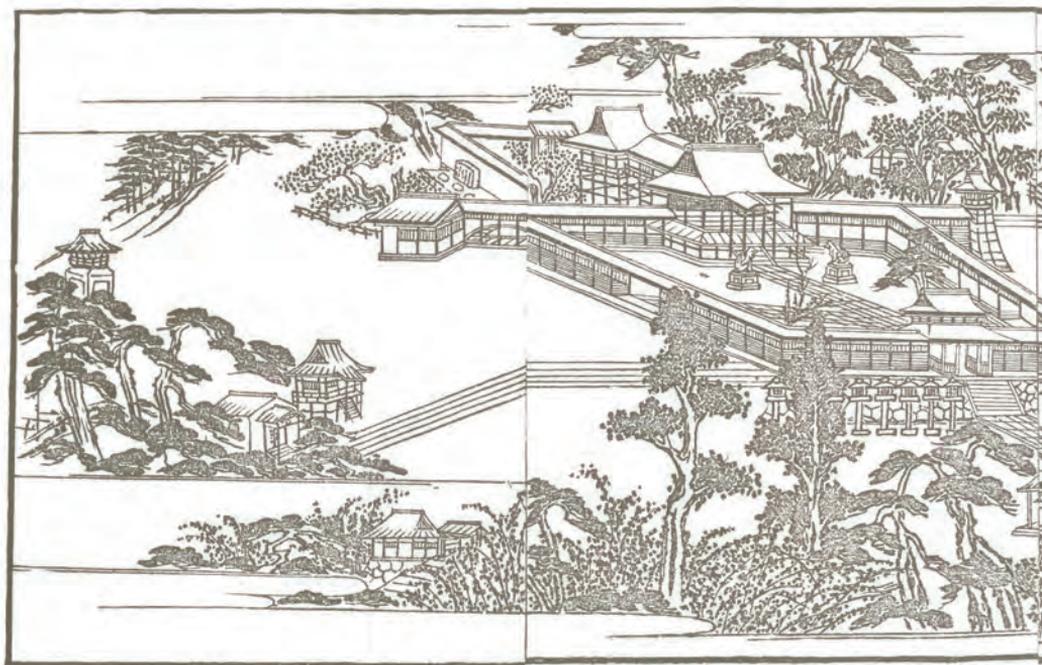


左に著ゲたる佐波の地、浦々の図は、当地今時とはいと異なりし延喜の図なり。當時の様、本文にはしく辨まへたるが如く、桑ノ山の四方最廣き海面にて、今時宮市・三田尻なんど云ふ所々は、皆其ノ後に開作したる地なり。故勝間の浦の沖通及て、いさ、か隈どり置ける限りの内は、皆その後開作したる地と知るべし。

社地は寛政元年に造營有りしにて、則今時の御社の図なり。

社地新圖





序

防府天満宮は、延喜四年（九〇四年）の草創で、菅公を祀った神社は全国津々浦々にあるが、当社の創建をもって最初とし、北野・太宰府と並んで日本三天神と称せられ、崇敬されている。

当社の縁起に関する史料としては、松崎天神縁起をはじめ、周防府松崎天神鎮座考・松崎神社顕彰記・宮市松崎天満宮由来書・防府天満宮靈験記がある。なかでも松崎天神縁起は鎌倉時代の作で、日本絵巻物として絵画史・文献史上最たるものと評価され、国の重要文化財の指定をうけ、早くから一般に知られている。しかし鈴木高輅・近藤芳樹・弘正方など郷土の碩学、先賢によって著わされた当社縁起書は、永い年月の間絶版のまま放置されたので世人に知られる機会がなかった。

防府市教育委員会はこれを残念に思い、防府史料保存上ぜひ上梓したいと数年前から下調査を進めていたが、このたび初代山口県文書館長兼清正徳氏に当社縁起の一括編集を依頼したところ、ご快諾を得ることが出来、あわせて県立山口図書館・防府図書館・防府天満宮の好意ある文献提供とあいまって、念願の防府史料第二十六集「防府天満宮縁起集」の刊行を見るにいたったことは、誠に感激のほかなく、広く活用されることを期待する。

ここに本書の完成に全力を注がれた兼清正徳氏に対し厚く感謝の意を表するとともに貴重な史料を提供された県立山口図書館・防府図書館・防府天満宮に心からお礼を申し上げる次第である。

昭和五十二年三月一日

防府市教育長 木原孝行

目次

序

解題

松崎天神縁起詞書

周防府松崎天神鎮座考

松崎神社顕聖記

防府天満宮靈驗記

宮市松崎天満宮由来書

一
一
一
一〇三
一九
一九

松崎天神縁起詞書

第一卷

漢家本朝靈驗不思儀（一）にあらざる中に、北野の天満大自在天神の御事、在世滅後奇特はなほだおほし。

仁和寛平のころ、無雙の名儒おはしけり。菅贈太政大臣是也。文道の大祖、風月の本主なれば、本朝の儒才これをあふきたてまつらずといふ事なし。渭水の清流、商山の聖蹟なれば、我國の賢豪いまにその賜を受く。まさしく現人神とあらはれ給て、一條院御宇、寛弘元年十月廿一日はじめて行幸なりしよりこのかた、上一人より下万民にいたるまで、現世当生官途世路、一たび歩をはこび再掌を合する人、効驗を松瑞の月にはあらはし、勝利を叢詞の風につたへずといふ事なし。

承和十二年乙丑の頃、菅相公是善家南庭に、五、六歳許なる童子のにくげなる一人自然として出来給へりけり。亭主これを奉見て、たゞ人にはおはせずと念て、とかくたづね申されければ、させる父母もなし、可然者公を親とせむとおはせられければ、いみじくかしづき養ひたてまつらる。此そのはじめなり。儒歴といふ文には、菅相公第三の御子とぞ侍なる。

かくていつきかしづき申さる、間、嘉祥三年の程にや、御年十一歳にならせ給けるに、父朝臣試に詩つくり給てむやといさめ申されければ、詞もおはらざるほどに

月耀如晴雪 梅花似照星 可憐金鏡轉 庭上玉房馨

と作り御しければ、相公いかばかりかはいみじくよろこび思食しめしけむ。御年いまだ学をこゝろぎす齒に不及に、文章ほとく父の才智をなんともせず。又、水封水面閑無浪、雪點林頭看有花と云詩は十四歳にてつくらせおはしましける秀句とこそ承り侍れ。出於藍青於藍しと云事こゝにして其実をしれりとぞ。

貞觀四年四月十七日、文章生に補し給ふ。弘仁十年三月十五日、叡山根本の高祖傳教大師入唐帰朝の、ち、圓頓菩薩大戒の壇場を建立せむとし給し時、南都の護命僧都・長惠律師・勤藻・修圓等の大徳たち表をつくりて訴申されしに依て、本意を不遂給、中二年を経て同十三年六月十一日叡山の上に戒壇を可建立之由被宣下。此時諸宗の名徳論雖ほこさきを諍と云へども、慈覺大師頭揚大戒論を造り給によりて、安恵和尚先師の一言を感じて八卷となして、さげもて首相公の亭にいたりて、その序を書給らむと望申されけるに、相公案じ給ふに、此文は一朝の法財衆生の依怙也、自書む事は不可然、子なりとも此公こそとて勸申さる。貞觀八年冬十一月の事なれば、御年いまだわかく、位文章生の御時也。筆を下給ふに夏禹毛猶とこほりあり、詞を不飭とも揚雄さらに類にあらず。

其詞云

我本朝馳神真際求法道邦、先請業者偏執律儀後研精者更得圓戒、如前途覆車而未帰晚進指南而必達、殊恨保執者自謂除小律議更無大乘戒、遂毀梵網宗以為沙彌宗、貶三聚教以為非僧教、悲哉知其一而未知其二、乃至我大師慈覺轉窺三權之膏旨新增一實之脂粉とぞ書せ給へりける。これによりて戒壇遂にたちにけり。現人神の御筆権者の利益也とぞ。

貞觀十二年の春の頃、都良香が家にて門生等弓遊しける砌におはしあひたりけるに思けるは、此公は閑戸園をいえずして机案に肘をくだし給へれば、弓のもとすゑなどはおさくしり給はじと思合へりけり。さて試に御弓いさせ給てむやと勸申ければ、弓矢とりつ、弓場についたちさしはけひきわたし給たるすがた、養由がかひなつきまのあたりみる心地して、かたへの人々目をおどろかしけるに、再発ち給へば再中る。かの柳葉百歩のいきほひ百発百中の藝、昔の傳を今見にあらはせり。亭主をはじめておどろきあさますと云事なし。

同七年三月廿三日、延喜聖主春宮におはしましける時、令旨を被下云、我聞大唐国に一日之中百首詩をつくりたる人あり、汝才智ならびなく七歩のあとをつけり、一時之中に十首詩を可作進とて、即十事の題目を被下而、酉刻より戌刻に篇を、ふ。即進覽之。

送春不用動舟車 唯別殘鶯與落花 若使韶光知我意 今霄旅宿在詩家

此其中の秀句也。さて次年又二時之中に廿首の詩を可作進之由被下令旨、昔今無類御事也けり。かゝる程に、同九年六月に自中納言轉大納言て、同日大將の宣を雖、以下三度までは御辞退ありけれども、遂に無勅許。同十月廿三日甲午春宮御位につかせ給ふ。これを延喜の帝と申す。萬機を撰録し御す。

昌泰二年己未二月十四日、右大臣に任じ御す。右近衛大將如元。御年五十六。本院今日任左大臣左近衛大將如元、御年二十九也。彼は渭陽の賢き流をうつす、此は周南の貴き家より出たり。才をたとふ賢政右大臣すぐれたまへり。

同三年八月歟、祖父三品清公卿家集、父相公是善家集、我文章廿卷、并三代の名句等もらさず天覽に備へ給けるに、叡感の余玉章をもてこれをほめ御すと云々。

其詞云

門風自古是儒林 今日文花皆悉金 唯詠一聯知氣味 況連三代飽清吟 琢磨寒玉声々麗 裁製餘霞句々侵 更有菅家勝

自様 從茲抛却運塵深

守父の君知文之感あり。累家々集此にして光をそふ。

寛平六年十月に門徒人々吉祥院に集て五十の御賀を申ける、法會の庭のおもに、藁沓は、きしたる翁のいとあやしげなる、願文に砂金を取副て漸々あゆみよりつ、堂の前の案の上に打置て、云事もなくていそぎいでぬ。あやしと思て開見れば

傳聞菅家門客共賀知命之年、弟子雖削跡人間無名世上、數記淳教之風多改意味之過、古人有言無德不報無言、不酬深感彼儀欲罷不能、故福田之地捨此砂金、々以表中誠之不輕沙以祈上寿之無涯、莫疑其人可求其志遠居、北闕之以北遙增南山之和南

とぞか、れて侍ける。其日講師少僧都勝延かたじけなく天子の修する跡也希代の勝事也とぞ富樓那の辯舌を振て讚歎せられける。菅家于レ時參議左大辨兼勘解由長官たり。

昌泰三年正月三日、朱雀院へ行幸ありて、法皇と御密談ありけり。左右大臣共に天下の政をする事頗あしかりぬべし。一人に仰られは何にてかあるべきなどいふ御談議ありけるにや。左大臣は大織冠の九代昭宣公の一男、周公漢霍の故実家にうけ花族英雄の名聖身にありといへども、渭水の流をくみ商山の風をふく事右大臣其人也。彼胡廣は累世の農夫也。伯始致位公相黃憲は牛医之胤子也。升度名石動重師とて主上法皇の御前にめしはだされ給て、天下の政一人して奏下せらるべき旨仰下さるゝに、菅丞相奏して申給はく、上に左臣侍詔勅さきに下れり、憚もあるべし、然も可^レ侍努力々々^カ不^レ可^レ然由再三固辞申されけり。さて只今の勅喚群臣定てあやしみをなすべしとて、春生柳眼中と云ふ詩題をいだして、召の旨この事也、各詩を可^レ献とたばかり給けるにこそ、左大臣の御心もすこしうちとけにけれ。然而天知る地知る君も知る臣も知る、密議也といへどもついに聞にければ、左大臣のいきどほり漸ふかく成りて、無実をぞ被^レ構ける。法皇第三の御子三品齋世親王の妃は右府の御むすめなり。仍御聲の親王を位に付け奉らるべき御はかり事あるよしをぞ構へ奏し申されける。光卿・定国卿・菅根朝臣もろともにいつはりて、勅宣と稱して種々の財貨をあたえて冥衆を祭り、王城の八方に厭術を埋と云へども、丞相たゞ人におはしまさざりければ、更に子孫にいたるまでおふまじき術をほどこし給き。延喜聖王は此時御年十六、七歎、いとわかき御ほどなれど、其仁秋津洲之外にながれ、其才筑波山之蔭よりも茂し。紫雲之上には星位静に、蒼海之中には浪聲和也。然猶聖主も神に不^レ御は、争^セ賢王の一失なからむ。不^レ圖に同年正月廿五日、忽大宰権師にうたされて左還の罪名定ぬ。右大臣悲のあまりに一首の篇詠をぞ法皇にたてまつられける。

ながれゆく我はみくづとなりぬともきみしがらみとなりてとゞめよ

法皇此御歌を御覽じて、たゞあはてたる叡心に御涙のみぞかきあへざりける。主上我御子なれば、さりとともと思食れけるにこそ、歩行の御幸ありけり。上西門を入せ給て、豊樂院・眞言院を打すぎて、清凉殿に近付御しけれども、菅根朝臣藏人頭にて侍りけるが、昔殿上の庚申の御遊につらうたれまいらせられたりける怨ふかくして、更に奏達申さざりけり。上古のならひ、父子たりといへども王位たやすからず。法皇貫首にをさへられて叡念を達しましませるあひだ、赤日山のはにかたぶき、紅涙墨染の御袖をぞうるほしける。さてむなしく還御ありけり。此度の御参内御歩行には十善の御足に

は泥土つきなどしたりけり。丞相の御掣親王も御出家ありて法三の親王とぞ申す。英明中將と聞る和漢の才人はこの親王の御子也。

第二卷

其御罪をもくして、男女の御子息廿三人の中、男子四人はおなじく四方におもむき給ふ。おとなしき姫公は宮にとゞめらる。おさなき君達はぐしたてまつられけり。たゞうちまかせたるつきくの人のかぎりある科にしづむすら、別離の怨恩愛の悲は無_レ限事也。まして詩歌政道につけてなきけふかき御心の中、都をわかる、御怨のいたり、才をたどり賢をまなぶ人、ゆくをしたひとゞまるをなげく心、再會其期をしらざるなごり、前途其路にしたがはざる怨、凡洛中世上父母に喪せるがごとし。愛子をうしなへるにことならずぞありける。

さて丞相の御家は五條坊門西洞院、目出き紅梅ありければ、後人紅梅殿とぞ名付たる。そのむめさかりなるにむすびつけられける御歌、世の人しらざるはなし。

こちふかばにほひをこせよ梅の花あるじなしとて春をわするな
又櫻花などもありけるにや

さくら花ぬしをわすれぬ物ならばふきこむ風に事づてをせよ
なんともありけり。

さて此御歌を感じて、その梅は筑紫の御在所へとびまいたりけり。飛梅といふはこれが事なるべし。彼摩訶迦葉の大樹堅王の琴の音に不堪して三千の盛儀をわすれたまひけるには、草木みな、びきたるすがたありと云事もあるにこそ。されば此梅御別をしたひ、なごりをおしみたてまつりて、九重の宮を辞て八重の塩路をとびゆきけむも、感のいたれる不思議もとてあはれなり。

かくて鎮西へおもむかせ給間、船中浪の上、ならはぬ旅の空、おきつしほ風に目をさまし、岩うつなみに御心をくだき

つ、つくぐ、故き宮このきし方なりゆく御身のゆくさきを思食つゞくるに、たゞ御身にそふ物は貴も賢も無_二甲斐_一、御涙のみぞたえざりける。承和の御代にむまれさせ給て、仁明文徳の御宇にはいとけなく御_{（まご）}き。貞観十三年猷策をとげ御す。御年廿六にやおはしましけむ。それより世につかへて五代帝王の御ゆきには駉駉の蹄に駕して鳳輿の御さきにつかふまつり給き。仁和の聖代に讃州の住におもむき給しには、甘寧か錦の纜をときて南海の波上にたのしびをなしき。今は西海の波上に左遷のいやしき名を傳て、三峽五湖のさかしき流に棹さし、呉坂楚嶺のはげしき嵐をよぎる心地して、紅榮黃落の一樹の春秋のことなる色綬を抽て簪を投ずる一生の哀樂の常なきためし、宮におほしめしおこなごり一かたならず、前世の宿業までおぼしつゞくるに、爭此罪を懺悔して西方極樂世界順次往詣の望を遂て、有縁無縁もらさず引導せむとは思食とも、やすからぬ思心中にみちて出離の御さまたげともなりぬべくこそおほしめされける。

さて思食つゞくるあまり、廿八韻の御作世にきこゆる中に
自從_二勅使_一駉將_レ去 父子一時五處離 口不_レ能_レ言眼中血

俯仰天神與_二地祇_一 東行西行雲渺々 二月三月日運々

重関警固知聞斷 單寢辛酸夢見稀 山河邈矣隨_レ行隔

風景暗然在_レ路移 平到_二謫所_一誰與食 生及_二秋風_一定無_レ衣

古之三友一生樂 今之三友一生悲

道とほく程へた、るま、には日にそへて心細き事のみまさりて、北方へたてまつらせ給ける御歌まことになしく侍り。

きみがすむやどのこずゑをゆくぐとかくる、までにかへりみしかな

宮こに残留てこれのみ給けむ北方の御心の中さこそはかなしかりけめ、かきあえぬ御涙千入にかへる色のみぞふかりける。又秋霧の中にかりがねのきこえければ、つくらせ給ける詩。

我為_二遷客_一汝來賓 共是蕭々旅漂身 歎_レ枕思量_レ去日 我知何年汝明春

又御心の底におほしける。

離家三四月 落涙百千行 萬事皆如夢 時々仰彼蒼

此歌をば御口の外へもいだされざりけれども、大宋国に人おほく詠じけるこそおそろしけれ。又みちすがらのあはれ、適鎮西におはしつきて中一年おはしましけるに、境につけことにふれてかなしくあはれる御事のみおほかりければ、ゆふされば野にも山にもたつ煙なげきよりこそもえまさりけれ。又雨のふりけるに

あめのしたかくる、人もなければやきてしぬれぎぬひるよしもなき

とあるは、なきつみををへるをばぬれ衣をきるといふ事侍り、我身御つみなき事をなげきおほしめす心ふか、りける也。西府に付御て、次年九月十日朝去年の今日を思食出て

去年今夜侍「清涼」 秋思詩篇独断腸 恩賜御衣今在是 捧持每日拜「餘香」

此は昌泰三年九月十日宴に、正三位の右大臣の大將にて、栄花は菊と、もに開け、叡感は時雨と同く下き。丞相君富「春秋」臣漸老、恩無「渥岸」報猶遲と作せ給たりしに、叡感のあまり御衣をぬぎてたまはせけり。その御衣を御身にそへて西府まで持給て宮の記念と御覧じける也。又都府樓纒看「瓦色」観音寺只聞「鐘聲」とあるは、我被「閉籠」て御す事を作給へり。白居易の遺愛寺鐘歌「枕聴香鑪峯雪撥簾看」と云詩には作増給へり。又古儒有謂而曰、菅家の御草は心の及所にあらず、白氏の文集には眼も可「及」云々。

さて昌泰四年八月より後、西府にて作らせ給たる御草を集て後集となづけて、延喜三年正月の比、心神漸く例にそむき給ふあひだ、箱中に納て紀中納言長谷雄卿のもとへ送遣き。紀中納言見て仰天伏地悲び歎きけり。獲麟後集世知丘と云へるは此事なるべし。其中に九月十三夜の皓月に御心をすまして作せ給ける。

黄萎顔色白霜頭 況復千餘里外投 昔被栄花簪組縛 今為貶謫草策囚 月光似鏡無明罪 風氣如刀不破愁 隨見隨聞皆慘慄 此秋独作我身秋

かくて鎮西にをはしましける間、御身に罪なきのよしの祭文を作て、高き山にのぼりて、七箇日の程天道に訴啓させ給

ける時に、祭文漸く飛上て雲を分て入にけり。帝尺宮をもすぎ梵天までも至ぬ覽とぞおぼえける。彼釈迦菩薩は底沙佛の御許にて七日七夜足の指をつまだて、

天地此界多聞室 逝宮天處十方無 丈夫牛王大沙門 尋地山林遍無等

と讚嘆し給しかば、九劫を超越して弥勒に前立て佛に成給にき。今の菅右相府は七日七夜着天に仰て祈請御しかば、あらたに天満大自在天神と成給へり。

さて延喜三年癸亥二月廿五日、遂に五陰のすがたをすて、一生の命ををへ給にき。昔釈尊入滅は二月十五日也。五十二類血涙をながしき。今丞相の薨落は二月廿五日なり。六十餘州身の毛ぞよ立ける。

さて筑前国四寺のほとりに御墓所を點じて奉_レ斂としけるに、御車忽に路中に留て其牛更にす、ます。仍其所を御墳墓とさだめられにけり。今の安樂寺これ也。誠不思議也けり。

其後不_レ經_レ幾程して、延曆寺第十三座主法性房贈僧正尊意其時四十許の程にやをはしけん、比は夏の天也。夜深け人定まる程に、十乗の床のほとりに智水影をすまし、三密の煙の前に觀月光を増てをはしけるに、房の妻戸のほとくととなりければ、をしあけて見給に、丞相平生の御すがたにて化来し給へり。贈僧正あはて畏てうやまひかしづき給て、持佛堂へ請入たてまつりければ、丞相おほせられけるは、我すでに梵天帝釈のゆるされをかうぶりたり、神祇のいさめもあるまじ、鳳闕にまいり龍顏に近付て憂をのべ怨を報せむとおもふに、禪室許そ法験をもほどこして暫く押へ給へけれ、たとひ勅宣くだると云とも穴賢參給ふべからず、平日多年の師壇の契只これにありと被_レ仰。法性房申されけるは、師壇の昵は一世の契にあらず、たとひ頭目を與たてまつるとも敢て痛む所にあらず、然而天下は皆王土也、此地に居ながら論言若及三度者如何と申給ふに、御氣色すこしかはらせ給へりけり。さて御喉もかはかせたまふらんとて、羞啓されたりける柘榴を妻戸に吐かけて出させ給ければ、ほむらとなりてぞもえ付てあがりける。されども贈僧正灑水印を結かけ給ければ其火きえにけり。件妻戸は法性房の焼扉とて今に侍とぞきこゆる。末代の不思議、叡山の宝物也。

第三卷

其時雷電霹靂して世中くれふたがり、雷の声に多の人きも心をまどはず。清涼殿の中には本院左大臣時平公一人太刀をぬきかけて、朝に仕へし時も我が次にこそものし給しが、今神と成給と云とも、爭礼義をみだり所を、かではをせむぞ、ひが事にてこそ侍覽ずれとて、にらみやり給て侍らせ給へりける。主上は御衾をかぶりて、今日の守護神はをせぬかと仰られたりければ、稲荷大明神候とぞ女房の声にて答申されたりける。神明冥衆不忘禮之理かれこれ無_レ止かりける事にこそ。

さて主上おそれさはきて、法性房の御もとへ宣旨を被_レ下_二こと三度_一にをよびければ參り給ふに、鴨河の洪水もさりのきて陸地の如くにとほりて參給にけるぞ、法験も目出く皇威も無_レ止事_一かりける。其後こそ弥天神をばなだめまいらせられける。延喜八年八月の頃、菅根卿はあらたに神爵をかうぶりてうせられにけり。同九年三月に本院のおと_二なやみ給て、著城花他か靈葉もなむるに験を失ひ、安賀二家の秘術もいたづらに祭物をついやす。春日大明神もすて給かとおぼえて、丞相の靈氣とは御心の中にさとり給、法験許にや助給ふとて、玄昭律師の弟子善相公の子息に淨藏大徳とて、内外の典籍奥旨を極め、神咒の効験掲焉無雙なる人、十歳許より護法を仕て、いまだ廿の算にみたざれども、法験神徳無_レ止かりけるを、四月四日請じ寄て被_レ加持_一けるに、其日午刻許に善宰相御訪に被_レ參_一たりければ、左大臣の左右の耳より青龍頭を指出て相公に告示而言、我申文を作て梵天帝釈に訴申しによりて、我をかうぶり怨を報ぜむとするに、尊闍の子息我を降伏せんとす、速に可_レ被_レ制_一と示し給ければ、葉公が真龍にあへりけん心地してぞ相公いそぎ出て、即不_レ失_一辰其由を被_レ註遣_一たりければ、淨藏やがて被_レ退出_一にけり。其後をと_二は薨給、又御女の女御、御孫の春宮一男八條大将保忠、三男敦忠中納言あひつぎてうせたまひにけり。富小路右大臣のみこそ大臣まで成給にけれ。それは丞相の御事をふかくおそれ給て、大臣にて六年をはしけれども、出仕にも御前なども具したまはず、晝夜に丞相の御靈を念じ啓されけり。但猶その御末はをせず。

小松天皇の御孫大藏卿国紀の二男に右大辨公忠と云ふ人をはしけり。延喜廿三年夏四月の頃、頓死して三日と云ふに蘇生し給へりけるが、子息信明・信孝にたすけられて内裏邊參て奏申さる、事ありけり。公忠頓死して炎魔王宮へまいれり。門前にてしばし見るほどに、長一丈餘なる人の束帶うるはしくして、手に金の文ばさみに文を指はさみて懇申さる、を、耳をそばだて、承侍しかば、延喜の御門のしわざ尤も不_レ安と詞を盡して申さる、を見給に、普丞相の御事とはさとれぬ。冥官卅餘人ならび居たりしが、第二の座に着たる人少あざわらひて、延喜の御門こそ頗荒涼なれ、若改元もあらばいかゞと申され侍きと奏達して退出せられぬ。主上これを聞食てをそれおぼしめす事かぎりなし。

さて四月廿一日故右大臣として一階ををくらる。即昌泰四年二月廿五日改元ありて延喜となさる、此御故也。又清涼殿霹靂の時も主上恐の餘にこしらへ申給ふ事どもありけりとぞ。

延長八年六月廿六日未刻、清涼殿の坤柱上に雷火いできて、大納言清貫卿袍に火付てふしまろびぬ。右中辨希世朝臣かほやけて柱の下にたふれふし、是茂朝臣弓を取てむかふに立所にくゑころされぬ。近衛忠包はひむやけて死にけり。紀藤連焰にむせびて悶絶す。是則天満大自在天神の十六萬八千の眷属の中の第三使者火雷火氣毒王のしわざ也とぞ申合へりける。

其後毒氣はじめて玉體に入る。医方御祈精すべてかなはせたまはざりければ、九月廿二日御位を第十一の皇子にゆづりまいらせらる。朱雀院の天皇是也。同廿九日御出家、御年四十六遂に崩たまひぬ。

其頃金峯山に日藏上人と聞る人有けり。善宰相の子浄藏公の弟也。承平四年四月十六日より筭岩屋にこもりて塩穀を断じておこなはれる程に、八月一日午刻許に三密の壇上に五智の鈴杵をにぎりながら頓に絶入の事あり。十三日をへて遂に蘇生、其間金剛藏王の善巧方便にて天満大自在天神の御在所都率の内外院・炎魔王宮・地獄などを見廻る。地獄天宮の依正二報苦樂の有様聖教の説に宛もたがふ事なし。天満天神をば大政威徳と申す。十方往来の有さま大王即位の行幸の儀式に勝たり。御形體啓もをろか也。侍従眷属異類雜形不可_レ計盡。或は金剛力士の如く或は雷神鬼王の如く或藥刃羅刹の如く也。其御住所宮殿微妙の莊嚴、極樂浄土にことならず。天神上人に告ての給はく、我初は思き悲の涙を湛て日本国を

ひたしほろほし、大海となして一千年を経て後国土を建立して我栖とせんとおもひしかども、教法を愛する心かろからず、
顕密聖教の力もて昔の怨心十分の一はやすまりぬ。加之往古の如来法身の大士悲願力の故に、名を明神にかりて比国にみ
ちく給へるが、各智力を盡して宥誘へ給へば、巨害の思自止ぬ。但我眷属十六萬八千の悪神所々に隨て損害をいたすを
ば我猶難止也と。日藏上人此事を承て敬まひ畏て啓さく、日本国の中には火雷天神と稱して尊とび重じたてまつる事十
號世尊の如也、何の怨心か可御と。大政威徳天仰せられて云く、誰人が尊重せむ佛にならざらん限は、何時か此怨を可
忘、但人信心ありて、我形像をあらはして、我名号を唱て祈申す事あらば、我必感應をたれん事如響應音ならんとぞ示
給ける。日藏は藏王の神通力に乗て閻魔王の使を相具て諸大地獄を巡見るに、一の地獄の中に鉄窟苦所と云處あり、中に
四人の罪人あり、其形墨のごとし、一人肩に物をおほへり、今三人はひとへに裸形にして、赤灰の上に蹲居せり、皆共に
悲泣嗚咽せり、閻王の使教て云く、肩をかくせる罪人は汝が本国の王延喜の帝是也、今三人は同じき臣下也、君も臣も同
く苦患を受事かはらず、時に延喜の帝日藏をまねきたまふに敬畏りければ、帝曰冥途には無罪を主と、上人我を敬事なか
れ、我是日本金剛覺大王の御子也、而生前の時、在位の間重き罪五あり、一には父法皇を嶮路にあゆませたてまつり心神
をなやませり、二には自高殿に座して父を下座に居へたてまつる、三には無罪賢臣を配流し、四には久貪^ニ国位^一之間、
多佛法をほろぼすもあへり、五には我身の怨敵の故に他の衆生を損害す、此故に苦患を受く、汝娑婆に歸て此苦を可拔
之由我諸の皇子に告申すべしとの給へり。

日藏上人よみがへりて、このよしを委く帝王に奏しければ、種々の御善根をいとなみて、御菩提をとぶらひ申されけり。
刹利も首陀もかはらずといへるためし爰にして其誠をしれり。十善の王位も業報のことほりのがれがたし。あはれにかた
じけなき事也けり。凡国土の災変は皆天神眷属十六萬八千の雷神等国土にみちくして、或は山をくづし或は地をふるひ物
を損じ、不信の衆生の疾病も国土の乱逆、都て世間の災害を成す事諸天善神も力をよばず、但善政の国をば殊に守給べし
とぞ金剛藏王日藏上人に告おほせられける。

天慶五年七月十二日、西京七條二坊にすみける多治比の綾子といひし女に託宣しまして、我昔世にありし時、右近馬場にあそぶこと多年、都のほとりの閑勝の地この所にしくはなし、我虚横のつみをかうぶりて西海の浪にしづむ、心中の恨かへてむねをこがすもゑぐひとなる、すゞしき事をえんこと期なしといへども、ひそかに彼所にゆきてあそぶ時はかりぞすこし心もなぐさむ、すでに天神の号をえて鎮護の思あり、はやく彼ところになちよるたよりをゑしめよと示給けれども、身の程のいやしきには、かりて、社をもつくりまいらせず、あやしの柴のいほりのほとりにいがきをむすびて、五ヶ年のあひだあがめまいらせしかども、神慮にもかなはざりけるにや、ひさしく詫惱をかうぶりけり。

同九年三月之比、近江国比良宮にして彌宜神良種が男子七歳の少童太郎丸に御託宣あり。我が物具は此に來居せし初にをける也、佛舍利笏玉帶銀作の劔尺鏡也、老松富部とて我に二人の侍従あり、劔をば老松にもたせ、舍利をば富部にもたせたり、此等は筑紫より我共にきたれる者どもなり、太だ不調の者ぞ、心ゆるしあるべからず、我いたる左右にをくべし、老松は我にしたがひてひさしく成ぬ、これして我ゐる所には松の種をまかする也、我昔大臣たりし時、夢に松身に生て即折ぬとみしはながさるべき相也、松は我形の物也、我嗔患のほむら天にみちて、諸の雷神鬼類はみな我従類となれり、十六萬八千の類世界に災変をなす、帝釈も一向我に任給へり、不信の者をば雷公電公をつかはしてくゑ殺し、正直の者をばまもらしむ、皆人は賀茂八幡とのみ云て、我をば物ともせず、何れの神と云とも我をばえをしふせ給はじ、我つくしにありし時、佛天にあふぎて願せしやう、露命きえなば當生に我ごとくおもはざるほかに災にあたらむ人すべてわびかなしまむ輩をたすけすくひ、罪なき人をそむせむものをばたゞす身とならんとり、すでにむもひのごとくになりたり、さても右近馬場こそ興ある地なれ、彼邊にうつりむ、其所には松をおほすべき也、但此界にありし時、佛物を申止めたる事ありき、其中に天台の燈分をなむ止たりしとがに、自在の身と成と云とも苦しき事おほし、法華三昧堂を建て、大法の螺をふくならば如何にうれしからん、一大事の因縁は不可思議也、後集にのせられたる離家三四月と云詩と、又鴈足粘將疑

繫_レ帛といふ此等の詩を誦いかに興あらんと云て此童さめにけり。良種此御託宣を委しるし、右近馬場に持向て、朝日寺住僧最鎮・法儀・鎮西等にむかひて子細相議する間、一夜の中に松生て数歩林となれり。即最鎮・綾子が伴類・寺主満増・星河の秋永狩・弘宗なむと力を合せ心を一にして、叢祠の露をみがき松墻の風を仰、天曆元年六月九日に今の北野宮にはうつしたてまつりける。

圓融院御時、貞元々年より天元五年にいたるまで七年があひだ三度まで内裏焼上ありけり。其時工ども裏板にかなかきて次朝参て見ければ、うら板にす、けたる所あり。あやしと思ひてよく／＼これを見るに、あざ／＼と三十一字を虫のくひたりける也。

つくるともまたもやけなむ昔原やむねのいたまのあはぬかぎりは
見る人ふしぎの思ひをなし、北野の宮の造營をのぞませ給にこそと申あへりけり。

一條院御宇に正二位左大臣の官位を贈給き。彼位記詔書等昔原幹正勅使として、正曆四年八月十九日太宰府にくだりつきて、廿日未時に安樂寺に参て、御位記の箱を案上に指置て再拜して讀上げるに、絶句詩一首化現し侍けり。第一の不思議とおそろしく侍り。

忽驚朝使排披_二荊棘_一 官品高加拜_二感成_一 雖_レ悦_二仁恩_一單_二遼窟_一 但羞_レ存_二没_一左遷名_二
件正文は外記局に納られにけり。道風朝臣筆跡に少もかはらざりけり。弘法大師の首丞相は我違世の身也と示給へるも此にてぞ実事とはおほゆる。今度なお神慮心よからずと群議畢て、同五年正一位太政大臣をぞ贈られし。さてこそ神慮もゆき給けるにや、又御託宣の詩ありけり。

昨為_二北闕_一被_二悲士_一 今作_二西都雪_一恥_レ尸_一 生恨死歎其我奈 今須_二望足_一護_二皇基_一
此詩をば世人一度も詠ずる者ならば、一日七度守護せむと御ちかひありとなん。

待賢門院いまだ后宮と申ける時、女房のきぬのうせたりけるをあやしきさまにはれける。女房北野に参籠して思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりし昔を

とよめりければ、其日やがてしき島と云はした物のとりたりけるが、手づからさ、げもちて鳥羽院の御前にぞまいりける。

治部卿通俊卿の子息に世尊寺の阿闍梨仁俊とて、顕密にたふとき僧ありけり。女心あるよしを鳥羽院の女房申しだしたりければ、彼阿闍梨參籠して

あはれとも神くならば思ふらむ人こそ人のみちをたつとも

とよみたるとき、かの女房紅袴ばかりをうつほにきて、手に錫杖をふりて、仁俊にそら事いひつけたるむくひよと云てくるひまひければ、阿闍梨をめしてたすくべきよしおほせられけるあひだ、一度慈悲救宥をみてけるに、女房のくるひさめにけり。阿闍梨には薄墨と云御馬をぞひかれける。

第五卷

仁和寺になにがしの阿闍梨とかや云僧、西京の旅所に神輿おはしましける前を車にのりながらとほりけるに、其牛頓にたふれて死にけり。阿闍梨取袴して歩行にておそれをのきてかへりぬ。其より病つきて一二年なやみて、さまざまの怠状申てぞからくしていきたりける。

かやうのふしぎきとくとも今にいちじるく聞る事たえず、齡が算もかぞへつくしがたし。凡八月御祭は村上御時よりはじまれり。公家の御沙汰大藏省のつとめ也。大座神人として諸院宮大臣家の牛童等往古の御冊をさ、げくるありさま、一日の壯觀まことに目出き事也。

後三條院御時延久二年九月のころ、仁和寺池上に西念と云僧の五十ばかりなるがありけり。百日參籠して夜晝に祈請する旨志ふかげにみえければ、人々いかなる無實などおいたるらんとあやしみあへる程に、九十三日と云暁、師とたのみたる社僧をよびてなく、悦かたるやう、年来の所望すでに成就し候たり、此正月に熊野那智御山に參て百日こもりて臨終正念往生極樂の日時慥に示給へと祈申しに、百日と申し夜の夢に、御戸を開て七十餘なる老僧のけだかき鉢にてしめしお

ほせられてはいはく、汝が申す所われしめしがたし、北野宮に参て祈申すべき也と云に、因茲當社において百箇日參籠をくはだつるところに、今晚五更の程に夢うつ、ともなくて、御殿より直衣の御袖ばかり出て、汝が祈申す所たやすからずと云とも、往生の志ねんごろ也、仍来年二月時正の七日といはん朝を期すべし、思ひまする事なく念佛をつとむべし、縦志ふかく願いやしからざれば、往生やすきに似たれども、臨終の時魔縁競てとぐる事かたしといへども、あながちに申せばかならず成就せしむべき也、とたしかに示現をかふりて候也、とてなく／＼よろこびて出にけり。さて件日たづね行てみければ、異香室に薫じ紫雲砌にたなびきて素懐とげにけり。

白河院の御時、承保二年のころ、西七條にいとまづしき銅細工ありけり。女子二人をもちたりけり。姉は十四妹は十二ばかりのほどに、その母をもくわづらひて、ねんごろに夫に申けるよう、宥賢この子どものありつかむ程、人かたらひなどし給な、と返々いさめちぎりて其身まかりにけり。されどもその夫世のならひなれば、いくほどもなくて妻なむまうけてけり。今も昔もためしある事なれば、その妻此女どもの事をなん事にふれてはにくみあたみけり。或時は四五日なども食事をあたえず、いのちもたえぬべきおり／＼おほかりけれども、さすがかたおとなどもなりければ、とかくねんじくらはしてぞすぎける。されどもさてしもたえこらふべきありさまならねば、さすがもの、心なきにしもあらず。おとゞひいひあはせつ、北野にこもりて、よるひる涙をながしつ、宿報のつたなき事、母にとく喪せる口惜きなど思ひつゞけて、天神たすけさせ給へと申るなり。又うせにし母の孝養報恩もかなはず、かくてはつべき身ならばすみやかにいのちをめすべきよしまでをろかならず申ける程に、播磨守有忠ときこゆる人境節まいれりけるが、あやしみき、て、ちかくよびよせて子細をたづねきくに、実にあはれなるためしなりければ、みなむかへとりて、姉をば妻とし妹をば宮仕せさせける程に、宮産まいらせなどして、目出くさかえて、現世の父他界の母思ふまゝに孝養してけり。御託宣には、孝養の意ねんごろなるによりて感應ありて護り幸ふべしとぞありける。

天神の利生方便によりて、この女大国受領の北方となりて、子孫繁昌し家門栄耀にはこりて、父母の至孝思ひのごとくとげ、堂塔をつくり佛事法事をいとなみて、後には發心出家して往生極樂の本意をとげてけり。

ちか頃の事にや、いやしからぬ女房のはからざるにたゞならずなりにけり。あらはれなば身もいたづらになりぬべかりければ、なげきのあまりに丑時まいりといふ事をはじめて、卅三日北野へまいりていのり申ける程に、日かず、でにみちぬれど神の御あはれみも見ず、涙にのみむせびつ、下かうしけるに、大内官廳のほどにておそろしげなるおとこ五、六人行あひて、なにといふ事もなくやがてころさむとするに、女房身にあやまれるとがなし、されどもたすけがたきならば時の程のいとまをえさせよ、としころの持経一卷よまむとこひうけて、観音経をよみつ、念々勿生疑と申す時、腹の内の子やす／＼とうまれにけり。さてあたりを見まわせば、さしもおそろしげなりつるものども一人もなくかきけつやうにうせにけり。この女房うれしともかぎりなくてげかうしければ、人これをしらずしてついにやみにけり。

教嚴阿闍梨とてたふとき僧ありき。年来天神をたのみあふぎたてまつりけるに、東山のほとり一切経の谷といふ所にすみける人、久く童やみにをかされて、お、くの験者もしるしなかりしに、この阿闍梨を請じつ、加持せさせけるに、教嚴すこしまどろみたる夢に、異形なる小童四人框のきわにちかづき来て、聲々になげき申やう、宿縁ある上、風病のたよりをよろこびて、この所へ飛入してのどをもうるをし、いのちもつきて侍りつれど、天神の御つかひの鬼神ども来りて阿闍梨を守護するけしき、まなこもあはせられずおそろしとさけびて、只今まかりいでぬと申と見て夢さめぬ。其後童やみおちにけり。阿闍梨には馬をぞひきける。たのみたてまつる人をばまことに加護せしめ給にこそ。

第六卷

菅原のおほるまうちぎみは高槐大樹の位にそなはりて、榮華を詩書の林にほどこし、編柳截蒲の学に長じて、才幹を文雅の圃ノボにあらはし給へり。朝家の賢相風月の本主にておはしまし、かば、聖上萬機の政をとぶらひましまし、儒申百家のほまれとあふぎたてまつりしかども、無實の罪は権化ものがれ給はず、有為のことはりは大聖もまぬがれぬ御事なれば、延喜のはじめのとし、たちまちに三台の相をあらためて大宰の帥にうつされ給、都府樓の月の光三とせの秋や、つもり、洛陽宮の花の色ふた、び春にあふ事なし。梵釈四王にうたへて大自在の身をげむじ、佛天三宝にいのりてあら人神とあら

はれ給、一時のうちに三界をめぐり給へり。たかく太相国の贈官をたてまつり、ますく正一品の位階をさづけらる。鳳城の北には松陽臺のみどりをそめ、鼈海の西には梅伍江のほひをとばす、孔宣父の廟を魯国にあがめしにもすぎたり、父終侯の祠を漢朝にたてしにもこゑたり。諸国何の所にかこれを尊崇せざる、諸家誰の人かこれ渴仰せざる。観音本地の利益は十一面のかたちを表し、和光同塵の結縁は大慈大悲の誓をおこし給へり。

されば御託宣の記には、我常の住所は済度衆生界なり、毎日に帝釈宮・閻羅王宮・大梵天宮・大唐の長安城・西明寺・青龍寺・日本王城・諸国所々の帰依の別宮に往詣して衆生のねがひをみつる也云々。凡詐偽をうれふる輩はたちどころに無實證誠の巨益をかふり、官位をのぞむたぐひはおのく一日九遷の榮運をひらき、寿命をいのる人は梅生松子が還算をたもち、富貴をねがふやからは陶朱鄭白が財宝をうけ、文学をたしなむものはことに九丘八索の才智をあたへ、往生をねがふ人は又六通三明の開悟をえたり。水のうつわ物にしたがふがごとし、谷のひゞきにおうずるにおなじ。

抑宰府にうつされ給しみちすがらも、旧里にとゞめおきたてまつりし御事のみ恋慕の御心の色ふかくならせ給しかば、朝夕なれむつび給える御中は、たがひにはなれがたく、老少ちかくめしつかはる、眷属は、いかにむつまじくおぼしめしけん。

さる程に防州勝間の浦につかせ給ける。ひと夜の御たびね、あやしのあまのとま屋、御目なれぬ程すまゐ、たとえむかたなきさまなれば、いとゞつきせぬ御涙にかきくれさせ給へり。此地いまだ帝土をはなれず、願ば居をこの所にしめむと御ちかひありけるにや、光明海上に現じ、瑞雲酒重山の峯に聳て、奇異の瑞相化現しければ、時の国司をはじめて渴仰の心肝に銘じ、隨喜の思ひ感を催して、海浜にのぞみて是を拜見しあへり。

其時、国司宝殿を建立し、玉扉をひらきしより、是を松崎の社と号せり。

それよりこのかた、としごとの季節月なみの祭奠併ら国のいとなみとして代々の良吏をこたる事なく、面々の敬神他にことなり、就中三代聖人殊崇重のあまり、日別の御供修理の料田を寄附し、又種々の勲行をはじめて年々の薰修をつめり。晨鐘夕梵の声たゆる事なく、春輪秋嘗の禮をこたらず。爰従五位下土師信定願として帰敬のあつき志をはこび、如在の冥

助をたのみたてまつり、利生を道俗男女にほどこさむがために、勸進を親疎遠近にもらさず、神道のかたじけなきおもむき舊迹のあらたなることはりを九牛の一毛を後素にあらはして中丹にのべたり。仰願ば現世安穩にして我神松壙の願恩をいたゞき、後生善處にして観音蓮台の佛果をあたへ給え。一たびこれをひらかむたぐひ、一期萬歳の運命を心にまかせてたもち、三輩九品の引導を無辺にかうぶらしめむとなり。

(奥書)

此御繪有拜見志類者企參詣於當社拜殿可令開之、雖為權門勢家命更不可出社壇、若令違犯此旨輩者、可罷蒙太政威徳天之神罰於拜見之仁身也、仍誓文如件

應長元年辛亥閏六月日

御膳所大法師 隆真

宮司大法師 實尊

社務法眼和尚位道澄

周防府松崎天神鎮座考

周防府松崎天神鎮座考 序

松崎天神の社地は菅贈太政大臣御心に誓はせ給ふ事おはしましける旧跡なる由緒は、家々に傳へ口々に存りて紛る、事無くなむ有けるを、国史などいふ書には載ざるべき事がらに非ず。

京を離れて遠き御旅寢の間に、等閑に口ずさみ給ひけむ御言の葉の一片も、ちとせの後かけておのづからに存らむ事難きわざにはあれど、余先人の世よりして殊に此御前を信じ奉る隨に、此御さすらへにかゝれることも、いかで古の書どもに正なる證もがなと、見る書ごとに心をよせぬなけれど、然もやと見る一ふしも年間は考へ得ざりしを、此間新古今集藤原抄といふ書をかばやとて、彼集のことも懇に見もて行々に、雑歌の下巻に此大臣の御歌十餘首並べ載られたる中に、西の浦にもとよませ給へるは、既く此里に今も然呼ぶ地なりけりと思ひ定むるよし有りて、立かへり猶然く考ふるに、皆當國府の御住ひの間よりして、筑紫におはし著ぬる後及ての御ささみどもを、唯詠出ませる隨に次第給へる者にして、御事状の見ひ知る、こと多きは、是なむをりくの歌書置せ給へりけるを、世継の翁が云ひける御記の中より抄出給へる者ならむと深く考へ定めらる、隨に、弥勝間浦に御船をよせ給ひて、國府の御住ひに日数を過させ給ひけむ事の證どもを、後集及旧く當社に傳はれる画卷物等に考へ合せて、別に此二卷の書とはなせるになむ。

故先此土地の古今に轉變る軀を辨へ、画卷物の記文を挙て、勝間浦に御船泊給ひつる説を記し、御詩歌の上に就て國府の客館に留連座し由緒を證し、因に筑紫に到着ぬる間の様をも考へ合せ、又新古今集のまを挙て、是則みづから書置せ給へりける御記なるべき證等をも論ひ定めて、御世系の図また年譜の様をも一わたり書連ねて此考の附記とはな

せるなり。

心の赴まくに隨まがひ筆のすきむにまかせたるは、あまりしどけなきやうなれど、おし並なて書か讀みむ窓にとりはやされむとはあらず、唯此こゝ御前ごぜんにぬかづきて、同じ心こゝろにそのかみしのぶひとぐくに語り合あせむとぞ。

嘉永元年五月二十五日

弘 正方

考證大概

天の原云々の御歌の事

足曳の云々の御歌の事

月ごとに云々の御歌の事

山わかれ云々の御歌の事

霧たちて云々の御歌の事

海なくば云々の御歌の事

離ち家や三四月云々の御詩の事

讀北窓三友詩の御詩の事

不出門の御詩の事

聞き雁かりの御詩の事

叙し意ぎ一百韻の御詩の事

水鑑の御影の事

画卷物の事

同記文の事

山城、国開田、天満宮、縁起の事

新古今集の事

道行振の事

嚴島詣、記の事

勝間、浦に着、せ給ひし事

国府の館に迎へ、入、奉、りし事

国府の御、住、ひ久しかりし事

御心に誓はせ給ひし由緒の事

国分寺へ入、せ給ひし事

筑紫に着、せ給へる當分の事

當地延喜、當時の有躰の事

桑、山の事

酒垂山、眺望の事

国府の地の事

勝間、浦の名義の事

同浦より西、浦を出給ふまでの御舟路の事

水鑑、井の事

下鳥井の事

右田、嶽の事

風間^{カザマ}島の事

勝間^{カチマ}宮の事

御社造管年月の事

往古より大社なりし事

贈位贈官及北野^{キタノ}御社造管等年月の事

妄説等の事

土師^{ツチノシ}信定先祖子孫等并宅地の事

祭神三座の事

天^{アメ}穗日^{ホヒ}命の事

附記

世系

年譜

松崎天神鎮座考 上卷

弘 正方撰

周防^{すおう}国松崎^{まつざき}天神の社地は、往昔延喜^{ムカシノノ}元^ノ辛酉^ノ年正月二十五日大鏡北野繼起等に二十九日と有るは京を發行給ひける日なり菅原^{すがはら}大臣^の從二位兼行右近衛大将菅原朝臣道真^{みちまこと}公なり太宰^{たいざい}権帥^のに左遷^{させん}されて筑紫^{つくし}に赴かせ給ひける時、此^{こゝ}處^{ところ}に眺望^{たうぼう}し給ひて、御心に誓はせ給ふことおはしましける旧跡^{ふるあと}になん有^ありける。

其は、勝間^{かちま}浦^のに御船泊^{みふねどまり}させ給ひて、国府^{くにのふ}の客館^{きやくかん}に留連^{とどま}り座して、長き旅路^{たびぢ}の御所勞^{みよところう}の平快^{へいかい}畢給^ははぬを、国司^{くにのみこ}等懇切^{こんせつ}に給仕^{つか}へ奉^{まも}れる間の御^みことにして、

天の原あかねさし出る光にはいづれの沼かさえのこるべき、御歌な^ッど当地にて作せ給ひけるなり。御歌の意、天の原は則天なり。あかねは赤土にて赤き土なり。此、赤土の凝たるが則今時も云ふ丹石なり。赤丹の色の如くにさし出ると云ふ意なり。此く天上より明くさし出来る日の普き光故には、何処の沼の寒え残るべき者ぞ、いかほどに木隠れたる沼水にても、此く普き日光を待て寒え残る限は非じと、当時の御身、上にさし当給へる御述懐にて、則天皇の思光を天つ日に譬喩へて沼水の寒え残る限も無きが如く、いまに天皇の御仁慈の光に遇奉りて、吾が御身の無実の罪も解なむ者ぞと行末を頼み思せるなり。

浦ノ名の勝間は堅沼の義にて、此、地は国府の地のや、さし出たるに引かれて、岸津江泊等の如く、潮の往来もさはやかならざるによりて、自然に堅沼とも云ふべき躰にてや有けむ。則国府の辺なればそれに託ていづれの沼かとのたまへるにや。由緒有りて聞ゆ。此、御歌のこと猶下巻に云ふべし。

但し浦の名義は最思ひの外に異意ならむも知るべからず。語釈の類必好ましき義には有らず。然れど又一向にすつべきことにも有らざれば、且々思ひよれる説は試みに云ふ者なり。

また離れ家三四月、落涙百千行、万事皆如夢、時々仰彼蒼とのたまへるも当府にての御作なり。其義をも下巻に云ふべし。

當府の御住ひの間に、白居易が北牕三友の詩を御覽じて、詩の最長篇をも作らせ給ひ此ノ御詩下巻に引き出てはしく云ふべき事有れば此処には略けり、また辺近きま、に国分寺へも入らせ給ひ此説をも下巻に云ふべし、酒垂山は殊に勝れたる所なりければ、人々誘ひ聞ゆるに随せて、思ほえず此地の眺望の珍らかなるに、遣る方無き御鬱憤をも強て和さめ給ひけむかし。

あし曳のかなたこなたに道はあれど都へいざと云ふ人のなき、と詠せ給ひけるは此処にての御すさみなるべし。其義亦下巻に委しく云ふべし。御歌の意、足曳は山と云ふ枕言なるを以つて、則山のこと、せり。玉鉾の道と云ふよりして則玉鉾は道のこと、して玉鉾のゆきかふ袖など云へると同例なり。如く此く山ノ上へにても彼方にも此方にも道と云ふ者はおのづから有る者なれど、吾が身を都の方へいざ還り給へと誘ふ人は一人も無しとのたまへるにて、今時思ひ量り奉

ツるだにいとく哀情に堪難き者なり。

如^カ此^レしつ、月日を重ね給ひて月日経給ひける事下巻に委しく云ふべし更に御船に乘し給ひて、終に此地をも漕^セ出させ給ふとて、月ごとに遶ると思ひし増鏡西の浦にもとまらざりけり

と詠せ給ひけるなり。

御歌の意、京を出てより月々に圓なる影を見る度ごとに、遠く流れ行くことよと、詠め思ひし月の増鏡は、暫く月日重ねたる此ノ周防の西の浦にも留らずして、終に筑紫の空おほつかなく流れゆくことなりけりとながめ侘させ給ふまゝに、月影も御身と共に流れ行くなりとをさなうのたまへるが甚じきにて、久しかりし国府の御住ひに御心留まれるなるべし。

山わかれとびゆく雲の還り来る影見る時は猶たのまれぬ

と詠せ給へるも、猶此ノ浦を最遠くは離れおほさぬ間の御すさみなるべし。御歌の意、山ノ端に漂ふ雲の風に誘はれて、其ノ山ノ端を離れて西の方に飛行きたるが、間も無く又始の山ノ端さして還り来る影を見る時は、吾ガ身も其ノ浮雲の如く、今時こそは此ノ地を別れて、筑紫の空遠く行く身なれども、今に又無実の罪は自然に解けて、都の空さして再度又此ノ地に還り来べき時節も有らんと頼み思はるゝなりとやうにの給へるにてぞ有るべき。此ノ御歌等の義猶下巻に云ふ。

斯く云ふは、當社に古く傳はれる画卷物の記文及菅家後草新古今和歌集等に古老家々の傳説をも考へ合せて辨へ定めたる者にて、其證どもは次々に委しく云ふべし。

此地當時の跡今時とは太く異りて、

画卷物等の上をこそ云ふべきことなれども、当地古今の様最なべてならぬ沿革にて、容易く真実としも思はるまじき跡なれば、先第一に當時の地形を熟く辨マへ置きて、然て当地に着せ給ひける時よりして、御舟漕出させ給ひける様も熟く見ひ知るべき為に、先地形よりして煩らはしけれど委しく辨マへ云ふになん。

まづ酒垂山の右の後ざまより、右田ガ嶽、西見山、姫山、佐野ノ山、櫻巖寺山とも云ふ田島、迎島、草崎山、牟礼山等圓にさし回れることもとより今時の如くにて、牟礼山の麓國府にてや、平なる所なりけむを、自餘は皆その浦々この崎々にのみ人の家居もまばらなるばかりにて、最廣く圓なる一面の海原にして、桑ノ山のみ唯其中に浮びたる躰なりしなるべし。其は何に憑りて云ふぞとなれば、まづ御社の所名を松方崎と云ふも、此地古昔は海浜なりしにて、松など生立る崎なるが故に松方崎とは号けたる者なるべし。

崎とは山岸などの崩れ出たる様の所を云る字にて、必しも海のみに限れりと云ふには有らねど、外にも某崎と呼ぶ地國々に多かれど、皆海川に依れる地也。

是より北東さまへ回りて、国分寺の門前辺も海浜なりけむ。是に續きたる地を多々良とぞ云ふ。古き書には多々良浜と有り。海浜なりし證とすべし。

当社人鈴木高輅曰ク、古書に見えたる多々良浜は今時岸津と云ふ地なり。岸津妙見社の縁起に、彼地を多々良と有り。其餘種々證ども有りて、別に考ガへたる書有りと云へり。此考へに憑て按ふに、岸津より此地まで及て往古ハ廣き地名なりしなるべし。大内家に遠祖琳聖太子着岸の地なるによりて多々良氏と稱る趣に傳へたるも、廣き地名なりしが所になるべし。

猶廻りて国衙と呼ぶ所有りて、是より山の麓牟礼と云ふ地及て古昔の國府なりけり。是より東方へ回りて浮野と呼ぶ地有りて、坂路へかゝる右の方を岸津と云ひて、塩焼く浜など有る所有り、山岸まで潮のたゝへる津なるが故に岸津とハ号けたる者なるべし。此の岸津と國府との間勝間ノ浦なり。

清原ノ元輔の頃には既に開作したる者と見えて、元輔此地の勝間ノ宮に子ノ日せられたること家集に見えたり。今時浜ノ宮と呼ぶなるが則其ノ勝間宮なるべきこと、鈴木高輅別に考へたる書有り。

浜殿と呼びて、毎年の祭式に神幸ならせ給ふ所、則御船泊座し所なりと里人も云ひ傳へたり。此くて又草崎山の西面に當れる麓に江泊と呼ぶ地有り。入江の躰したる泊りにてや有りけん。

藤原ノ仲文ノ家集に、えどまりにわがきたるとはしらねばや今まで君が見にこざるらむ、と見えたるは此地なるべし。迎へ島里いまはむかうしまと呼へり今時も少づ、開出るを、猶大かたは山にさし憑る家居どもなり。況古昔の躰思ひ量るべし。田島は最廣き島にて、今時は間埋れたれど、最初は沖に離れたるが故に島とは云へるなり。此山の東面の下に白浜と呼ぶ所の有るも、此辺海浜なりし證なり。是より西さまへ回りにて赤石と呼ぶ地有るも、海浜なりし石に憑る名なるべし。猶回りにて潮合と呼ぶ地有り。古昔西ノ浦田島の西の極なる麓なること次に云へりの方より満來る潮と、西泊田島の東の極にて迎へ島の西なるが故に西泊と云へるか、又は猶東に江泊有る故に、それに対へたる名にても有るべし。則江泊の上へなる地を東山と云へりの方より満入る潮との行合ふ所なるが故に潮合とは云へるなるべし今時しわいの如く唱ふるは、しほあひの約り、しほひの詛るなり、字にも則潮合と書ケリ。

是を最西に回グリ極たる所を今時も西ノ浦と呼ぶなり彼の西の浦にもとまらざりけりと詠せ給へりしは此ノ辺なりけり是も又古昔は山の下及び海面なりしなり。又酒垂山の西面なる下を迫戸とぞ云ふ。迫りたる門の義にて、古昔鯖川の水の流れたる後にて、海水と互に出入る門なりしなるべし。姫山の下に江良と呼ぶ地の有るも江浦の義にて、潮のたへる辺なりしなるべし。是に續きたる地を大崎と呼ぶも、元來名の如く大きな崎なりけんこと知れたり。有が中に廣く大きな崎なるが故に、異処の崎よりは人も早く家居せる者なるべし。一ノ宮も此地におはしませり。佐野嶺の西南の下を遠崎と呼ぶも、此辺元來海浜なりしなり此余海に憑る地ノ名どもそこかしこに多し。くだくしければことごとくは華す。

此くて見る時は、大かた今時宮市の町通り、古曾原、船本、下右田、高井村、佐野、泥江、植松、伊佐江、佐波令、仁井令、大塚、猿石、上地、大浜、鶴浜、古浜、新田、高洲、三田尻、

岡村と云う辺より上の町、中の町、青木町など云ふ地は、土性も格別にて、地形も勝グれて高きを思へば、是は桑ノ山の尾崎長く引延たる躰にて、元來平なる島にてや有りけむ。最上代は知らねど、鑄物師と云ふ辺も是に續きて速く開けたる者と見えたり。

警固町都浜とも云ふ大開作、新開作など云ふ所々、皆一向に潮のみた、へる所にして、迎へ島の西東また西ノ浦、遠ノ崎の間と惣て三所より出入りて、桑山の前をも後をも、便利に随せて舟船ども行通たる者なり。

四方に山々島々立塞がれるが故に、廣き所には有れど、風波最寛やかなりしにて、今時の赤間関の水門にも勝れたるが、所謂周防洋三十六里の中間に有りて、眺望さへ殊に類無りければ、国々の舟船ども必此地の浦々に集ひて、世上にも名高くぞ有りけむ。実に酒垂山の眺望よ、如此も山々島々圓に立回有りて、湖のこちする中間に、桑山唯水上に浮びたる様なるに、大きなる小き舟船どもの行き通ひて、塩焼く煙そこかしこに棚引たらむに、網引する海人の所業もなか／＼哀なるべく、迎へ島の西東の間どもより、豊国の後なる山々及て遙に見わたしたらむは、実に世上に二無き眺望にてぞ有りけらし。

今時佐野嶺は中国路九州路及て最上の絶景なるよし世上に云フめるを、此ノ眺望の現存なりけむ當時には、並べて云フべくも有らざるべし。

然れば最初御船にて勝間浦に着せ給ひて、国府の御住ひに長く日数を経給ひける間、酒垂山の眺望に御心を留め給ひて、更に勝間浦より纜を解せ給ひて、

便に随せて陸路をも海路をも物し給ひけんこと、下巻に叙意一百韻の詩の細注に云フべきが如くなるを、当浦に御舟にて着せ給ひけることは、次に引ける画卷物の記文にて知られ、又当浦より御舟にて出させ給ひけることは、是より次々西ノ浦にての御歌を始め、筑紫におはし着きぬるまでの御作ども、皆御船中ながらに詠せ給へりと見はる、が上に、猶此ノ勝間ノ浦より纜を解かせ給へりと云ふは、当社ノ大官司武光信清が家に、先祖信貞以来一子に傳へて、毎年の祭日に浜殿にて行ふなる式は、他人の知ることならねど、其ノ大概は、暫府館に留連座して、更に筑紫に赴かせ給ふとて、当浦より御舟に物し給つるを見送り奉ツれる故実の式なるよし、正に聞けること有り。信貞の傳、次に引ける記文の下に云ふべし。

松崎、大崎など浦傳ひの様におはして、終に遠崎、西浦をも漕離れて、心づくしの空遠くはしたなき風に随せ給へる者なるべし。

古への人の船路行く様、大かた湊々を数へたる躰にて、地方々々と物したる躰なれば、直に迎へ島の冲通を過ぐるこ

とは甚少にて、多くは当水門に入りて、草崎、西ノ浦と行き通ひたりけん中に、桑ノ山の後をも多く行き通ひたりけむ。いま大臣の御舟は勝間ノ浦より漕ギ出させ給ひつれば、いよ／＼桑ノ山の後よりおはしたるなるべし。夫木集に、まりふより心づくしへ行く人の右田方嶽と云ひやそめけむ、とよめるも、鞠生はもとより熊毛ノ郡なる鞠生を云へるにて、彼方より当方の水門に入りて筑紫の方へ行く人の、右の傍に聳えたる嶽なるが故に、則此ノ山の名を右田が嶽と云ひ初めけんによと云ふ意にて、右とは唯方角のみ右に当れる義にはあらず、最近き意なり。是等桑ノ山の前通を過ギなんには、大かた右田方嶽は見ゆべからず、江泊、勝間ノ浦の前通より右田方嶽をば右に最近く見やりて、大崎、西ノ浦とやうに漕出たる者なるべし。後世桑ノ山の南ノ下なる松原を鞠生と云へるは、此歌を意得誤れるなり。但其も猶無下に近キ世のことにも非ず。細川幽齋主の道ノ記に見えたり。

此後建徳二年延喜元年よりは四百七十一年の後なり。嘉永元年よりは四百七十八年の前なり今川貞世の道行振九月二十四日の條に云く此ノ鎮座の考に就て肝要と有らぬことながら、此地の漸々変れる跡に託ても、古昔忍ばる、間なるべければ、わづらはしけれど次ぎに引キ出て細注をも加へつ。考へ合ハすべし。此坂越過て此坂とは前に浦の名を外海と云ふなり、磯きはよりつゞらをりにのほる坂あり、橋坂とぞ云ふ、あら磯の道よりもなほあし現の山たちばなの坂ぞくるしき、と有る坂なり。此坂のこと鈴木高綱が防府名所図會と云ふ書に云へることあり西のふもとに入り海有り橋坂越過ギたる山ノ下にて、桑ノ山の方より岡村鑄物師等張り出テて、浮野国衙の前わたり広く入り海なりしなり東西に山さしめぐりて、その前に島あり。西ひんがしの間に二ツのわたりありて、舟どもこれを出入るなめり前の島は迎島にて、此ノ西東の間より舟ども出入ること今時もおなじ猶おきのかたにあたりて、木しげりたる小島ども七七八ばかりならびてみゆ野島姫島などにそへる島々をも云へるなるべし北の磯際に人の家有りて、こゝを国府と申すなり北とは東西に山さし回れる中央より云へる北にて、今時年礼国衙などと云ふ辺なり、此所古昔の国府なり猶北のみやまにそひて南向きに天神の御社たてり。御前の造り道は二十餘丁ばかりはまばたまでみえたり酒垂山の下にて則當松ガ崎天神なり。御社の御前通り殊更に長く新開など作たる者なるべしそのうちに鳥居二つ立り。御手洗河は道にそひて流れてけり。

此鳥居二ツの内一ツは寛永六年に建立て、今時も在る御社の鳥居、則當時の地なるべし。一ツは今時野崎と云ふ地下鳥居と呼ぶ地有り。其地に立りしなるべし。應長二年の絵巻物の図を見るに、当時御社の結構は今時の御社よりも廣

大なる躰に見はるれど、まだ此ノ下鳥居などは無くして、桑ノ山と御前の造り道の後とは海面を隔て、舟にて往詣したる躰なるを、其ノ後此ノ建徳二年まで六十年ばかりの間に、土師ノ信定及子孫など専と心を尽して、大内氏等をも語合ひ、国府にも願ガひ申すまゝに、益修造を加へられたる者なるべし。

宮市と云ふ名も此頃よりや云始たりけん。應永九年大内盛見より田地寄附の文書に、周防ノ国府中宮市と云ふこと見えたり。此ノ日記書ケる建徳二年よりは三十二年後に當れり。然るを其ノ後又斯ばかり嚴かりし御社の下鳥居破損はれたるまゝに、修造をも加へられざりつるは、何時代の間にか有りけむ。足利氏の悪かる人々天の下申しける乱世の間のことなるべし。

抑此ノ御前の造り道は、專御社の為に開作したる者にて、全境内の地所なるを、肝要と有る下鳥居損はれて年月経るまゝに、偏に牛馬往還の道路の如くのみ変りぬるは最をしむべきわざなり。吾が毛利家此ノ国を領座す御代に至りては、元就卿殊に當御社を崇敬座し、近かくは寛政元年三田尻に座し前ノ少將殿、宮殿樓門ことごとく改タめ造らしめ給ヒつるより、弥遠近の人々年に増し月に加へて、燈籠の類所狭きまでに競ひ奉進ることなるを、此ノ下鳥居再造の儀も聞えぬは足ぬことなり。竊惟我ガ国之儒術專記聖廟之翼佐焉、事於筆硯之間遊于翰墨之場者、不可不以仰其德、擲其化ニ上など林道春先生の云へられたるが如く、実に文学の祖と仰がれ給ふ大神の鎮り座して、威光他に起エて輝くなる大社にして、御文庫の跡埋れたる、此ノ二箇なん大平の世の遺恨にはありける。

その西南にさし向ひて一重なる松山の侍べるを桑ノ山とぞ云ふ。麓に松原遠くなみ立て、あたりはかたばまとて塩焼く所なり。

桑ノ山の北西及たる麓、かた浜とて塩やく浜なりしなり。前に見えたる御前の造り道は此のかた浜の辺及て続きたるなり。国府は磯際の趣云るに合はせて思へば、既に云へるが如く、御社の前通は殊更に開出で、此辺までも続けたる者にて、国府と此ノ造り道の後なるかた浜とは海を隔たること知られたり。はなす、きまそをのいとをみだすかな賤がかふ蚕の桑の山風

賤女が蚕に飼ふ桑と名に負ヒたる山の秋風の吹に合はせて、花薄はまそをの糸を繰かへすと見ゆる、相ヒ対して興有る軀に覚ゆることかなとなり。まそをハ真麻字の義に用ひたり。

なが月は此ノ国府に暮て九州に兵乱興れるを鎮むる爲なれば、此所にて大内氏と軍事を語合ふ間に日数立子けるなるべし神無月の七日の夜ふかくたちて、猶ひがたの道を行くに、島々入江入江ども云ふばかり無く、目もあやなる所々うちつゞきたり。

国府より磯際の道を通りて、松ガ崎の御社の御前を過ぎて、酒垂山の西ざまに回りて、鯖川の筋よりは猶山下によりて、干潟の道大崎の浜さして行くなり。此頃は御前の造り道、桑ノ山の下なるかた浜及て開作たるが故に、潮の往来滞りて、如此く小サき島の軀にも変り、或は入江の様に化りたる所ども、そこにもかしこにも数へ尽すべからぬほど、うち見る目も文彩なる所々續きて有りとなり。此く見やらるゝは今時古曾原、佐波、植松、伊佐江、仁井令など云ふ辺にやあらむ。

大ききの浜、田島と云ふわたりは、うちけぶりたるやうにて、曙の空のどかにて、浪のおとも聞えぬほどなり。あし辺の鶴の明ぬと鳴く声のどかなり浪の音も聞えぬまで間を隔たりとなり。今は夜も明ケぬるぞと鳴くなる鶴の聲ばかり高く聞えそどかなりとなり。大ききの浦吹く風の朝なぎに田島をわたる鶴のもろ声

大崎、田島は既に当地を離るゝ所なれば、浦風や、烈しき地なれど、適その浦風の朝和なる時に、田島を渡りて来る鶴の諸声の長閑なるとなり。諸声とは諸共に啼キ連したる声なり。此頃も田島は猶沖に離れたる島なり。鈴木高鞆曰ク、西ノ浦の信行寺、以前ハ猶山につとそひたる地に有りけるを、其時よりして一ノ号を風間山と呼ぶなるよしに就きて思へば、風間ノ島は田島ノ一ツの字なるべし。今時迎へ島のこと、するは、田島の間埋れ果たる世となりて後、風間ノ島の名のみ残れるを、田島にては却てつきなく覚ゆるまゝに、推当に迎へ島のこと、云ヒなしたる者にてやあらん。夫木集に、あらしだに風間の島にふきやまずさはのこほりはうすくならまし、とよめるも田島のこと、して熟く合へりといへり。

そのこなたは村の煙立ならびて、梅や桜の時ならぬ花さへ咲そひて、あさけの風に匂ひ来るも、春秋を並べたらむこ、ち

しておもしろし。

大崎の浜よりはまだ此方、姫山の下、江良と云ふ辺なんど、人ノ家ども立ち並らび、朝食の煙空に靡きて、梅桜どもの焔花咲たるが、朝の風にほのく匂ひ来る気色は、すべての時節は秋なり、花の景は春の如くなり、実に春と秋とを一ツ時に並らべて見る心地しておもしろしとなり。

ひかたを行きかゝるほどに、潮みちぬべしとて、北にそひていき、かなる山路になりて、岩淵といふ地に出たり。

大崎をも過ぎて、又今時の遠方崎の辺、干潟の道を行きかゝる時に、今は潮の盈来ぬべしと云ふ随に、北さまにそひて、今時の佐野嶺の道を通て岩淵に出たりとなり。

又同じ人の作る鹿苑殿嚴島ノ記と云ふ書に、十三日元中六年三月にて、建徳二年よりは十八年の後なりこの国の国府の南、たかはまといふうらはたの三田尻といふ松原に御旅所を立たり今時も明神の座する松原、当時は最廣かりし趣なり。此の松原に仮初の旅館を構マへたるなり此ノ松原は、いそのかみ嚴島の明神爰に天くだりまして、今の嚴島にはうつらせ給ひければ、げにぞ神さびたるや。

いそのかみは、石上ふるしと続け云へる枕言なるが故に、則古昔と云ふ義に用ひたるなり。今時も此松原に嚴島大明神座り。明神最初此ノ松原に天降座て、然て後に安藝の宮島に遷らせ給ひけると云ヒ傳タへたるなり。

しろがねをしけるやうなるいさご、西東のすさきの中を入り江のやうに二すちばかりしほさしいりて、浦松のいたく木だからで枝さしおいかゞまりて、木だちつころへるやうなるむらくおひて、その中にちひさき社の旧たるぞおはします當時の景然ぞ有りけむと今時も猶見る心地するなり。

松原や高洲のこずゑ越るまで月の出しほの更にけるかな

松原の気色よ、高洲に立る松の梢をも浪の越るかと思はる、までに月の出潮の満たらひて、夜の更わたること哉となり。月の出る時より盈初る潮を月の出潮といへり。今時も三田尻の本町通りの後より新田と云ふ所までを高洲とぞ云ふ。此辺皆松原なりしなり。

猶人々は舟にぞ留まりたる旅所に物しつるは、貞世の如く然るべき人々、又近習の人々等ばかりにて、大かたの人々は猶舟に留まりたりとなり。

十四日申の時ばかりに御舟出なり。四里ばかりこぎ出でて、大江などいふ過て、をとまりと云ふ泊ちかくなるほどに、西の風吹おちて、浪たかくうちかけ侍るほどに、また御舟おし直して、あとのたかすのむかへ島といふ浦に御舟をかけたり迎へ島の郷方崎と云ふ浦なるべし十五日にぞこぎ出し給ふ。このたびは五里ばかり行きて、赤崎といふ浦にて又大風むかひて更に御舟ゆかず、これよりこぎかへさせ給ひて岩やどといふ浦にとまらせ給ふ。夜に入りてなほ大風はげしくて、神鳴り浪すさまじければ、はし舟にて唯御一所ばかり田島といふ浦ばたの海人の家におましをよそひておはします田島の西面、中ノ浦と云ふ辺なるべし船どもはなほ海上にとまりぬ。大内も御供にまゐれりと有り。

此二記にて此地の躰熟く知る、を、此時分までも猶国府は磯際にて、国分寺の門前太く遠からぬ辺まで入り回つて、高洲の前わたりはもとより、桑ノ山の西ぎま及て、今時佐波令、仁井令など云ふ辺、前に見えたるが如く、そこかしこ島々入り江々々の躰にて、猶潮の満千有りけること、見はる、を、其後また五百年近き間に、桑ノ山の四面盡く埋れ果て、終に迎へ島のみかことばかり潮の行回つて、西ノ浦、遠ノ崎皆一面の田畑とぞ変れりける。大かた此二百餘年の間になん空しき隈々は無く成りにたゞめる。

吾方殿人今津維亮ハ、此ノ今川貞世の紀行の時代より次ギ々漸々に開作したる年間をも考ガへて、図をも五様にあらはして、惣て此ノ地の事最くはしく正したる書有りと云へり。防府沿革図説と云ふめり。

まことや當社に古く傳はれる画卷物、惣て六卷有りて、最初より五卷までは北野、天満宮の縁起のま、をつつせる者のよしにて、

但シ世上に存る北野縁起と云ふ書とは旨趣は等しけれど、文の章違へり。按ふに北野縁起の大意を轉して書ける者に、六の巻作る人の作なるべし。

六の巻と云ふ処、正しく當社の縁起なりと云ふ傳へたり。

画は住吉慶恩法眼の筆にて、書は何人にか傳へ無ケれど、甚雅なる者なり。是を又土佐守光信の轉写せるも別に六卷有りて、書は大内家ノ家臣相良遠江守武任と云ひし人の筆なりと云へり。吾殿人浮村定直曰ク、住吉法眼は和画五筆と称

ふる中の一人にして、其ノ墨跡^{フツア}世上に傳はらず、唯保元平治ノ物語の画卷物の内、そこかしこ採^{ウケ}惣^スて纒^シに三巻ばかり存れるを、世ノ人互ヒに競ひ写して尊とみ興ずることなるを、此く大きなる巻物の全ク備ハリて存れるは、道の為甚じき至宝なりと云へり。定直ハ此流の画に免^{ユク}許^カされたる人なり。

從五位下土師^{ツチノシ}、信定と云^ヒし人の志願にて記文作れることは誰人ぞかはりて作クれる者なるべし。僧^{ソウ}の作クれる文とぞ見^ミはる、應長元年花園天皇の御代にて、大臣薨去の後四百八年、嘉永元年よりは五百三十八年の往昔^{カクシ}なり社務法眼和尚位道澄等の奥書有^リて、記文の軀^ク實^{ジツ}に當時^{ソノトキ}の人の作^スれる者なるべく見ゆれば、全文を挙て辨^{ワカ}ふべし。其^ノ文^ハにいはいはく、

菅原のおほいまうちぎみは菅原ノ右大臣道真公なり。大臣の字をおほいまうちぎみとよめり高槐大樹の位にそなはりて三公の官に座^マせしことと云へり。三公は太政大臣左大臣右大臣なり榮華を詩書の林にほどこし、編柳截蒲の学に長じて、才幹を文雅の園にあらはし給へり。朝家の賢相風月の本主にておはしまし、かば、聖上万機の政をとぶらひまし、儒^{ニウ}中百家の誉と仰ぎ奉りしかど、菅原氏元来^{ユキ}儒門^{ニウモン}なり。此く儒門よりして大臣に昇り給へることを、独大臣の御上のみならず、朝廷諸臣の中に、儒門に在る人々中の名譽^{ナニョ}なりと仰^{ホウ}フぎ奉^{ホウ}ツリしなり。

無実の罪は權化^{ゴンカ}も遁^{ニク}れ給はず、有^ウ為^ウの理^リは大聖も免がれぬ御^{ミコ}事^{コト}なれば、延喜のはじめの年、忽に三台の相をあらためて、太宰の帥にうつされ給^ル。

三台は天の三台星の如く並び座す義にて、三公をさして云へり。則道真公延喜ノ元年ノ正月ノ二十五日右大臣右大將を解官して太宰ノ權ノ帥に左遷され給ひしなり。大臣なる人は罪有りととも、凡人の列には行^{ユキ}ナはせ給はず、太宰ノ權ノ帥と云ふ官に任^トじて筑紫に赴^{ツク}ムかしめ給ふなり。太宰ノ帥は相当從三位勅任の官なれど、左遷の權ノ帥は府務を知り給ふべからず、唯揚名に託^{トク}け給ふばかりの義なれば、大臣なりし人の上へに取りては則流罪に当れるなり。

都府樓の月の光三とせの秋や、つもり、洛陽宮の花の色二たび春にあふことなし。

都府樓は太宰ノ府中に有^リ。此楼に座^マせしよしにては非ず、大臣の座^マせし所は別に一院^{イツイン}有^リて、都府樓ハ纒^シニ看^ミ瓦^カノ色^{シロ}と作り給へるが如し。延喜ノ元年秋より当府におはしまして、三年春二月に薨^シじましたれど、既^イく三年に及びた

るが故に、月の光と云へるに引かれて、おのづから三年の秋とは云へる者なり。洛陽宮ハ禁中なり。一度トト謫落せられ給ひしまゝに、以前のやうに花の如く時めく春に遇ヒ給はざりしよしをいへり。

梵釈四王にうたへて大自在の身を現じ、佛天三宝にいのりてあら人神とあらはれ給き、一時のうちに三界をめぐり給へり。是は大臣薨じ給ひて以後に、大風雨などの再々有トトりしことを此ノ大臣の崇として、種々奇異しき義どもを付会したる俗説に付きて云へる方便なるべし。此ノ大神威靈別なるに随せて、有ラぬ妄説どもを設作したる中に、筑紫にて薨じまさんとしませる時、告文を屋棟にさゝげて天帝に訟へ給ひ、又其後雷と化りて清涼殿に落懸りて、恐くも天皇の御心をさへに悩まし給へる勢に語りなしたるなどは、もとより小兒の物語りめきたる説にて、人の信すべき説には有ラざれど、叡山の法性坊尊意が室に座ハして曰ふ旨有るを、尊意左右申しけるまゝに、きこし食す柘榴を妻戸に投打給ひしかば、其ノ柘榴忽に焰と変れるを、尊意濁水の印を結びて滅したるなどは、やゝ趣有りげに言ひなしたれど、甚じき妄説なること既く人々の論ひたるが如く、此ノ大臣の御心殊に朝廷を尊重トトじ給へる證は、去年今夜侍「清涼」秋思詩篇独断「勝恩賜御衣今在此捧持每日拜余香」と曰る此ノ一首にても知られたり。

又叙意とて作クらせ給へる一百韻の御詩の中にも、桜花通夜宴、菊酒後朝筵、器拙承「豊沢」、舟頑渡「巨川」、国家恩未報、溝壑恐「先填」、また反覆何遺恨、辛酸是宿縁などもたまひて、自余の御詩作どもにも、かけても朝廷を恨み給はざりし趣は自然にほころびて見はるゝも少ナからず。殊に又、霧たちて照る日のもとは見えずとも身はまどはれじよるべありやと、と詠ませるなどは、深く御ん身を慎しませ給へる御心しらひにして、天の原あかねさし出る光りにはいづれの沼かさえ残るべき、海ならばた、へる水の底までも清き心は月ぞ照らさん、など詠せ給へるも、一向に普き天皇の大御光を頼み、唯御ん身の曇り無きに随せて、無実の罪は自然に消なんと託ち給へるにて、実に貴きも賤きも臣民と有ゆる人の鏡には、甚有まほしき御行状にこそ座ハしましける者を、何で急に心乱と云ふ躰に迷ひ果てて、座ハせぬ世までゆゝしき名をば残し給ふべき者ぞ。ゆめく有るべからぬこと、知るべし。遠く天、穗日ノ命の御後野見ノ宿祢の勲功を立賜ひしを始メとして、近くは先人是善卿は、勅を奉りて宮中の政を参議り給ひ、吾が御ん身また儒門

より出て高槐大樹の位に備はり給ひしなると、例少なる家の面目にして、実に儒中百家の名誉と仰フがれ給ひしこと、併筑紫の海よりも深き天皇の御仁慈に有らずや。あなかしこあなゆし。尊く大相国の贈官をたてまつり、ますく正一位の位階を授けらる。

薨去の後二十年有りて、延長元年に本官右大臣に追復し、正二位を贈られて、左遷の宣旨及外記所藏の文書等盡く焼キ捨テ給へり。其ノ後又六十六年を隔て、一条天皇の正暦四年に正一位左大臣を贈られ、猶相ヒ次ギテ太政大臣を贈り給へり。

鳳城の北には松陽臺のみどりをそめ、鼈海の西には梅伍江の匂ひを飛す。

北野ノ御社、宰府ノ御廟共に繁榮なるよしを、飛梅一夜ノ松の故事を下に含クめて云へり。薨去の後四十四年有りて、村上天皇の天暦元年に始めて右近ノ馬場に祠を建給ふ。是則北野ノ御社なり。其ノ後二十二社の列に入り、一条天皇の寛弘元年に始めて行幸をもせさせ給ひぬ。薨去の後既く百二年に及べり。

孔宣父の廟を魯国にあがめしにも過たり。文修侯の祠を漢朝に建しにもこえたり。諸国いづれの処にか是を尊崇せざる。諸家誰の人かこれをもじを脱せるか渴仰せざる。観音本地の利益は十一面のかたちを表し、和光同塵の結縁は大慈大悲の誓をおこし給へり。

然れば、御託宣の記には、我常の住所ハ濟土衆生界なり、毎日に帝釈宮、閻羅王宮、大唐の長安城、西明寺、青竜寺、日本王城、諸国諸所の帰依の別宮に往詣して衆生の願を満ツるなり云々。

凡詐偽をうれふる輩ハたちどころに無実證據の巨益をかぶり、官位をのぞむ類はおのく一日九遷の榮運を開き、寿命を祈る人は梅生松子が還算をたもち、富貴を願ふやからハ陶朱鄭白が財宝を受け、文学をたしなむものはことに九丘八索の才智をあたへ、往生を願ふ人は又六通三明の開悟を得たり、水の器に随ふが如し、谷のひゞきにおうずるに同じ凡詐偽をうれふる輩は云々と云へるより是までは神恵の甚しき條々を述べたる者なり。

そもそも宰府にうつされ給ひし道すがらも、旧里にとゞめおき奉りし御事のみ恋慕の御心の色ふかくならせ給ひしか

ば、朝夕なれむつび給へる御中^中は、たがひに離れがたく、老少近くめしつかはる、眷属は、いかにむつまじくおぼしけむ。

旧里に留めおき奉ツリしは北ノ方を始め衆姉諸兄の御上を言ひ、朝夕馴睦び給へる御中は相ヒ随ガへ給へる小男小女の御方々を謂へるなり。此ノ後筑紫にて作り給へる御詩の中に、衆姉惣家留、諸兄多謫去、小男与二小女一、相随得相語云々とのたまへるが如く、小男小女の君をば筑紫まで具し給へり。

さるほどに、防州勝間浦に着せ給ひける一夜の御旅寝、あやしの海人の苦屋、御目馴ぬ御住ひ、たとへむ方なきさまなれば、いと盡せぬ御なみだにかきくれさせ給へり。

此辺の文、心を付けて熟く讀み味ハふべし。惣て雅文に直に一日云々一夜云々など云へるは、俗言に或日或夜と云ふ意、云々せる一日云々せし一夜など云へるは、俗言に云々せる其ノ日云々せし其ノ夜と云ふばかりの意なり。いまでも勝間ノ浦に着かせ給ひける當一夜の御旅寝云々と云ふ意にて、此ノ後更に国府の館に入り座シし者なり。雅文の様を知る人は熟く知るべし。旅寝し給ふことこそ百夜なりとも、着かせ給ひけることは唯一夜なればなり。此地の御旅寝唯一夜のみと云ふ文意には非ず。若其ノ意ならむには、勝間ノ浦に一夜の御旅寝とか、又は勝間ノ浦に着せ給ひて、こゝに一夜の御旅寝とか云ハでは解えぬを、然るにても猶勝間ノ浦の御旅寝こそ唯一夜なるべけれ。国府に旅寝を重ね給へりともいはゞ云ふべきなり。

此て此ノ度更に国府ノ館に入り座して日数経給ひける御ん事は、此ノ記文作る當時は弥人ノ口に膾炙たるが故に、中々に省略て、此文は相ヒかまへて事的情唯哀に聞コゆべくのみ勤めたる隨に、今時より見る時はおのづから御ん事実は疎き心地する者なり。あやしの海人の苦屋など云へるも唯文の章とこそ云ふべけれ。眞実海人の苦屋に入らせ給へりとならば、御一処のみにも有ラぬ従者等軒に佇むとも得有るべき事に非ラずと知るべし。

然て此ノ後府館に座ハしける間、国司どもの最懇切に給仕へ奉ツれる躰にくらべては、御道路の事ども豫て国中に控て待チ迎カふべき事なるを、此く国府遠からぬ辺に着かせ給ひけるをも、即時には得聞キつけ奉ツらざりし躰に見はる

るは、全キ此度の御ン事、左遷の旨下れる忽トモに京を出立タせ給へる最急速なる御ン事なるが故に、まだ當地までは聞
コえずや有りけん、假令大かたは聞キつけたらむにも、思ひしよりも速く御舟の着きたる者なるべし。其趣下巻に叙意
一百韻の御詩の下に云へる説有り。合ハせ見ルべし。

右にも左にも、此ノ浦に座ハし着キぬることを聞恐みて、速に国府の館に迎カへ座せ奉ツれる者にて、當国府に入ラ
せ給ひける時の軼ワケは、是又叙意一百韻の御詩の中に、税駕南楼下、停車右郭辺、宛然開小閣、親者満退阡、な
ど曰へるが如く、里人奉て道路にさへ迎カへ奉ツれる者にて、引キかへ止事無き勢にてぞおはしましけむと推量らる、
なり。此て此ノ国府の館を客館として留連し座しけること、漸々に月日重ナれるものなり。

此、地いまだ帝土をはなれず、願はくは居を此所にしめむと御ちかひ有けるにや、光明海上に現じ、瑞雲酒垂山の峯に聳
えて、奇異の瑞相化現しければ、時の国司を始めて、渴仰の心肝に銘じ、瑞喜の思ひ感を催ほして、海浜に臨みて是を拜
見しあへり。

前の御ン涙にかきくれさせ給へりと云へるに、其ノ後當国府に暫滞留座し、猶三年及て筑紫に座ハせしことをも含ク
ませて、此條は既に薨じまし、後のことなり。此ノ地いまだ帝土をはなれずとは、筑紫は更に海を隔て九国の地なるが
故に、氣疎キソきことに思ほして、此ノ周防ノ国は帝土を去ること既に遙なる境には有れど、猶京地より續きたる土地なる
が故に、そこを格別に懐かしみ思ほして、同じくは此ノ地に神靈の居を占んと、既く酒垂山御眺望の當時に豫て誓はせ
給ひしなり。故発端に此処に眺望し給ひて御心に誓はせ給ふことおはしましける旧跡なりと云へるは、古老人家の傳説
有るが上へに、猶專とは此件の文に憑て云へる者なり。今時本殿の後に當時御腰を懸させ給へりし石なりと云ヒ傳へた
るも有り。本書は、此ノ間に光明現じ瑞雲聳えて、国司及從者等海浜に臨みて拜見する所の図有り。

其、時国司宝殿を建立し、玉扉をひらきしより、是を松崎の社と号せり。

光明海上に現じたる其ノ時なり。いまだ天満天神など云ふ神号は無く、唯松ガ崎の社と申ししなり。此くて此ノ
国司も、最前勝間ノ浦に御繫船の時府館に迎カへ奉ツりし国司も、同じく土師ノ信貞と云ヒし人なりと云ヒ傳へたり。

大官司武光信清は此ノ信貞の末葉なるを、彼ノ家傳に、信貞は菅原ノ古人ノ朝臣の二男信道の孫にて、父は道貞と云へりしにて、延喜元年より周防守にて下れりしが、同五年春任滿ちて帰京し、同七年其ノ子武光を下しけるが、十二月五日船中にして死るによりて、同八年更に二男某を武光と稱らせて下しけるが、十二月十四日に到着て、それより代々當地に留まりて、信貞より當代信清に至るまで三十三代に及べりと云ヒ傳へたり。

但し當地は推古天皇の御代よりして、土師ノ佐波ノ連なる人々多く住來れる地なれば、此ノ信貞も實は其ノ氏人にて、介ナなどに任じたるが、菅原氏土師氏共に天ノ總日ノ命の後野見ノ宿稱より出て、同祖の御由緒有るを以て、守にも談合て府館に迎カへ奉れる者なるべくや。代々當地に住ミ來れる様ナなど然る故なるべくやとも覺ゆれど、此ノ家土師氏と云ふばかりにて、土師ノ佐波ノ連と云ふには非ず。土師氏は何地にも有るべければ、一向には云ヒ難し。大臣に親しく仕カへ奉ツれる様など思へば、家傳の如く京人にて、守は近き御支族なるに加へて、介・椽など多くは當地の土師氏なる人々にて、是も又同祖の御由緒有るまゝに、相共に心を合ハせて唯管懇切を盡せる者とぞ覺ゆる。

然るに又、應長元年に此ノ画卷物を作せる信定も、阿弥陀寺に藏る古文書の中に、正和二年當國在庁官人連署の中には、信貞と書キて同人と見ゆるを、按ふに此ノ人當御社につきて、勝れて勤しみたる人なるが故に、最名高きを以て、おのづから草創の當時に及ぼして傳タへたる者にては非ざるか。世教の上も千年近き間に三十三代とは聊疑はしき心地もせらるゝなり。然る時は此ノ国司は、應長ノ年間の信定の先祖なる人々の中にして、其ノ名は傳はらぬこと、見て有るべし。然れども又此ノ画卷物作れる信定は、再度祖先の名を稱れるも中古の例にて、延喜ノ年間の信貞の子孫にてぞ有るべき。信清家傳を問ふに、信定と云へるが別には無き趣なれど、十四世に定信と書けるが有るを、是實は信定なりけむを、後世に系譜を調ふる時、前に信貞と云ヒし人の有りけるを、いかにぞや疑ひて、わざと下上に顛倒たる者にも有るべし。此ノ人延慶二年十二月死と有りて、應長元年よりは二年の先、正和二年よりは四年の前なれど、古キ代のことなれば少の出入は後世より考カへ誤まれることも有るべし。

就にしても、御由緒有る人々の住める地にて、暫當國府に滯留座し御ン契りの唯ならざるが上へに、御心に誓はせ給

ひけむ奇瑞の有りけるによりて、速に御社をば建立ける者にて、此ノ大神を祭れる宮社方今天下に充滿たりと云へども、併當松ガ崎の御社を以て草創の最第一とは定むべき者なり。

信清家傳に、薨逝ノ明年、信貞伺「国務之餘暇一切普祠造構之志」奏之朝廷請「勅願旨」と云へるが如くなるべし。但奏之朝廷請「勅願旨」と云へるは、や、以後の事なるべきを、其年月の正に知られぬまゝに、何と無く最初に混へて傳へたる者にてても有ルべきにや。

そもそも此ノ大臣朝廷の御爲にも世ノ人の上へに就ても、勝れたる功の座しけるを、無実の罪晴レやらずして薨じ給ひしを、天ノ下挙りて恐くあぢきなく惜み聞ゆることの月日に加へてあかずなりゆくまゝに、神とも神とおはします御餘光の世に輝くに就きて、延長元年本官に追復して正二位を贈り給ひけるを始メにして、其ノ後北野ノ御社をも建られ遂に太政大臣を贈られて、行幸をさへせさせ給ひけるが如くにて、猶漸々に威靈天下に充滿わたりたる躰なれば、奏聞を遂たることは若くは北野ノ御社造營の後なるべくやとぞ覚ゆるを、猶其より以前にも既に世には祠りたりけんに依りて、更に朝廷よりも北野ノ御社を建られけむも知ルべからねば、すべて此様の事はやかに云ヒ難けれど、孰に計ても大臣の薨じ給ひし明年は、時平公いまだ御心のまゝに政ち給ふ時なれば、御社を建立したることも先は密なる躰に計らへる者にて、其ノ後漸々世ノ中の様も轉ひて、本官に復し給ふ様の時節に至りて、更に奏聞してうけばりたる御社とはなせる者なるべし。

然れど又是も後ノ世の心以て推當に云へる説なれば、猶いかゞ有らん。万事大らかなる古の實の有リし躰は又思ヒの外なる者にて、時平公とても止事得給はぬ御所爲に設へなされたる無実の罪に墮入て、今ははかなうさへなり給ひし大臣の御身ノ上へを、何時までくねくしく妬まるべきならねば、信清家傳の如く、世上に祠ることこそや、以後のこととなるべけれど、此ノ地は格別ある御由緒また奇瑞の事さへ有りけるによりて、実に薨逝の明年、奏聞をも遂たるまゝに許されたりけむも知るべきにあらず。古くより由ありて傳へたることは傳へのまゝに随せたらむぞ穩なるべき。

當御社の事、承安二年當國ノ眼代前ノ筑後ノ守從五位藤原季助より奉ツれる多宝塔存り。又阿弥陀寺所藏の正治二年

の序宣の文ノ中に、一ノ宮玉祖、天満天神、春日、八幡等云々と云ふこと見えなれば、此ノ時既に大社に座ハせしなり。承安二年は大臣薨去の後二百六十九年に当り、正治二年は二百九十七年に当れり。

又鈴木高柄曰、秋穂善城寺に蔵る應永年中の古文書ノ中ノ誓旨の言に、當国ニハ一ノ宮、二ノ宮、天満天神、遠石八幡大菩薩部類眷屬之御罰云々、猶自餘にも如此る文体の文書ども有りて、此く他郡及て纔に三四社の中に数へ奉ツれるにて、弥大社なりしことを知るべしと云へり。善城寺は吉敷郡、一ノ宮・二ノ宮・天満天神は當佐波郡、遠石八幡宮は都濃郡に在りて、一ノ宮・二ノ宮は式内、遠石八幡宮の事は東鑑にも見えて最大社に座り。猶當郡に式内なる劔ノ神社座ハしけるを、其を除奉ツりて此様に数へ奉れるなど、返すく威光他に超たる大社に座せしことを量るべし。應永は後小松天皇御禪を受ケ給ひて御位に即せ給ひける當分、大内家盛なる時節にて、彼ノ元年より當嘉永元年まで四百五十五年に至れり。本書は此間に国司みづから見分て御社を造営せしむる所の図有り。

それよりこのかた、としごとの季節月並の祭費、併国のいとなみとして代々の良吏おこたること無く、面々の敬神他は異なり、就中三代ノ聖人殊に崇重のあまり、日別の御供修理の料田を寄附し、又種々の勤行をはじめて、年々の薰修をつめり。晨鐘夕梵の声絶ること無く、春輪秋嘗の禮怠らず国司の沙汰にて建立たる御社なるが故に、季節月並の祭費までも造営以來連絡きて併国府より嘗ナまる、こと、なり。

爰從五位下土師 信定願ひとして、掃敬の厚き志をはこび、如在の冥助をたのみたてまつり、利生を道俗男女にほどこさむがために、勸進を親疎遠近にもらさず、神道のかたじけなきおもむき、旧跡のあらたなることわりを、九牛の一毛を後素にあらはして、中丹にのべたり。

此ノ信定、武光信清の先祖なる事前云るが如く、在序より祠職を兼たる人なり。此人殊に當御社に忠に奉仕る人にて、此く画卷物をも作したるにて、世々の中にも最名高くぞ有りけむ深き御由緒有るを以て、世々當御社に奉仕せる家にて、今時も往古よりの古実を相傳へて、神勤の様など万事に就きて普通の社人と云ふ者とは最格別なる者なり。此ノ家古昔は勢殊なる者と見えて、今時住める家より後辺の地を御館と呼て、某小路・一ノ井・二ノ井など云ふ名をさへ

に存せるが、則此ノ信定先祖よりして子々孫々も住メリし家の旧跡の地なりと云ヒ傳へたるは然ることなるべし。

其地の下を前小路と呼ぶも御館の前なる小路と云ふ義なること云ふまでも無し。此ノ画卷物の終にも、御社の東に當りて嚴めしく作せる一院見ゆるが則此ノ信定の家なるべし。

時代變轉まゝに、御館の地も名のみ留めて、今時は其傍の地に住めるばかりなるが如く、一應はあやしう衰へたる時節も有りけるを、以前三田尻に座せし前ノ少將殿、神威の爲にも心苦しく有ルまじき事とや見給ひけむ、殿に召して束帶ノ一式・日蔭ノ鬘又御歌をさへに作て賜はせけるななど、有り難くめでたき事になむ。

其ノ御歌に、緑竹年久と有りて、枝しげみみどりの色もいくとせの春をためしの園の呉竹、とのたまへるは、此ノ家の繁茂せむことを祝ひ給へりと見はれて、俸禄なども格別に賜はせむの御下意にて、かつかつ掟給ふ事どもおはしけるを、其ノ事半なる途にて逝し給ひけるに依りて、方今は其ノ御心掟の十が一ばかりを永かく年々に賜はることぞ。

此ノ家右に云へるが如く、信貞以来家に傳ふる古実を守れるが故に、代々吉田家にも属ずして官服を着くるなど、往古よりの例格を存せるは恐れけれど、御社に就きても止事無き御光の一つになむ有りける。

仰願はくは、現世安穩にして、我ガ神松崎の廟恩をいたゞき、後生善処にして、観音蓮臺の佛果をあたへ給へ。ひとたひ是を開かむたぐひ、一期万歳の運命を心にまかせてたもち、三輩九品の引導を無辺にかうぶらしめむとなり。

本書此間に御社の図有り。應長の當時の御社の躰なるべし。回廊の様など嚴めしくて、鳥居の傍に池有り、老松若松の社左り右に有り、御前の造道や、長くて後は海なり、海を隔て島有り、桑ノ山なり、山の四面海にて潮行キ回グリたり。又御社より東さまに當りて然るべき一院有り、土師ノ信定の宅なるべし。

奥書に、此、御繪有拜見、志願者、企參詣於當社拜殿、可令開之、雖為權門勢家、命更不可出社壇、若令違犯、此旨輩者可罷蒙、太政威徳天之神罰於拜見之仁身也、仍誓文如件と有りて、應長元年辛亥潤六月日、社務法眼和尚位道澄、宮司大法師實尊、大專坊住持職也、御膳所大法師隆真等の名有り。是にて勝間浦に泊せ給ひける事は麗はしく知られたるを、猶唯其、夜の御、旅寝の様ばかりをのみ一向哀なる躰に文をば章なしたれど、此、後更に国府の館におはしまして、

暫月日を過させ給ひしなり。其證どもは下の巻に云ふべし。

松崎天神鎮座考 下巻

弘 正方撰

菅原大臣當周防國府の館におはしましける證どもを考ふるに、先菅家後草に、讀樂天北廳三友詩の御作に曰、
此御詩一わたり見もて行く隨には、既く筑紫に到着ぬる上への御作にやと見はる、が如くなれど、然ては合はぬ言辭あり、次ギ々に云ふべし。

然れば、北野縁起と云ふ書にも、當社の縁起にも、共に御途中の作とせり。又正徳の年間なるべし靈台寺惠範が作れる略頌の中に、當府に到着ぬる事を云ひて、四月北廳三友詩、出防赴西五月中と云へるは、既く眼る所有りて、當府にての御作なりと定めたる者なり。此ノ惠範は其ノ以前當社ノ社坊西林寺に住持りし僧なり。

白氏洛中集十卷、中有北廳三友詩、一友、彈琴一友、酒、酒興、彈琴、吾不知、吾雖不知能得意、既云得意無所疑、酒何以成麴和水、琴何以成桐播絲、不須一曲煩用手、何必十分便開眉、雖然二者交情淺、好去我今苦拜辭、詩友獨留真死友、父祖子孫久要期、唯嫌吟咏涉、歌唱、不發于声、以心思、

歌唱は真に哀に憐なる最上にして、其ノ歌唱には世間のあぢきなきを思はずに堪給ふまじきが故に、外国の詩と云へども、吟咏する時はおのづから歌唱に似たるが故に、そこを嫌ひ給ひて声には発し給はず、唯御心の裏に思はずばかりとなり。此の二句なると真に御心用意のほど推量られて、今時うち見るにも実に哀憐に堪へ難き者なり。

然るは実には歌唱に等しく吟咏し給ふ者ならば、一應はあぢきなく御ン涙にむせばせ給ふこと有りとも、それに託て御心和さむやうも有べきを、深く見る人の上へをつくるひ給へる者なり。実に小男女の御ン方々なと、一因に御力と憑み給へる大臣の、御ン涙にくれ給ふを御覽じては、いとしくすべなく思すべきが故に、万事御心強くのみ取りなし給ひけむ御心の中、更にいと恐し。

身多忌諱無新意、口有文章摘古詩、古詩何処間鈔出、官舎三間自茅茨、

官舎は則當周防ノ国府の官舎なり。此ノ官舎に座して長途の御所勞をも保養し給ふとて、日数経給ふなるべし。其ノ證次キ々に云ふべし。今は漸々落千居給へる躰なり。間鈔出なシとのたまへるにこそ、唯風を待ち浪の荒きを避け給ふばかりの間の趣には非ざることを知ルべし。

開方雖窄南北定、結宇雖疎戶牖宜、自然屋有北牕在、適来良友穩相依、無酒無琴何物足、紫燕之雛黃雀兒、燕雀殊種遂生一、雌雄擁護遞扶持、馴狎燒香散華処、不違念佛讀經時、感應不嫌又不厭、且知無害亦無機、嗚々嘖々如合語、一虫一粒不致飢、彼是微禽吾儒者、而我不如彼多慈、

雌雄して育み立ツる躰を御覽するに就きて、吾御ン身ノ上への様を思せるにて、最初より此句までは、當府の官舎に座へして則此ノ長篇を作り給ふまでの間の趣なり。燕雀ノ雛兒々々の言辞に依りて時節を考かふるに、四月より以前にては非ざるべし、大かた五月にも及れる者にてや有ラむ。

尚書右返旧提知、竊男右少辨高視主の御上へをのたまへるにて、是より以下の四句は、事に當らせ給はざる以前のことどもを、立千かへりのたまへるなり。吏部郎中新著、緋二男式部大丞景行主の御上へをのたまへるなり。侍中含香忽下、殿三男藏人兼茂主の御上へをのたまへり。秀才翫筆尚垂帷、四男秀才淳茂主の御上へなり。自從救便駟將去、父子一時五処離、口不能言眼中血、俯仰天神與地祇、事に當らせ給へる時の趣をのたまへるものなり。東行西行雲渺々、二月三月日遅々、重関警固知間斷、單寝辛酸夢見稀、山河逸矣隨行隔、風景黯然在路、移京を離れて當府に到着ぬるまで御途中の趣どもを次第次第にのたまへるなり。平到論所誰與食、生及秋風定無衣、

仮令此ノ後平安にして筑紫に到着たりとも云々ならむと、予行末を思しやれるにて、是又此ノ官舎にして此ノ長篇を作り賜へる當時にて、立千かへり尚書右返旧提知云々より御途中の趣どもをのたまへる首尾を、こゝに合せて結めたまへるなり。熱く味ハふべし。

筑紫の官舎にての御作としては、此ノ二句解クべき便無し。平に論所に到れどもと訓ては、誰か食を与えんの語解ケ難く、生きて秋風に及べどもと訓ては更ニ無衣など無くては定メてと云ふ字一向に聞コえぬことなり。

又秋風に及ぶともとの給へる、もとより秋には少し間を隔たるとて、衣無からむとのたまへるに、當時厚く重サね着ては座ハしまさゞる事おのづから知られて、燕雀雛兒を育み立つる間なるべし。又此く予て筑紫の御ン住ひを思ヒ量り侘させ給へるに、此府の官舎にしては万事おほつかならず、国司どもの給仕れる軀もおのづからに知られたり。薨去の後速に御社を建立て、季節月並の祭費をさへ長く国衙の営となせる善因、既くこゝに兆せる者となん覚ゆる。古之三友一生樂、今之三友一生悲、

同じく三友を親しみながら、樂天は樂しみ、大臣は悲しみ給ふ、御心の中推シ量るべし。是を思へば実に無実の罪ばかりせむすべなき者は無く、賢人を遠ざけむと譏言つばかり悪むべき事は世に無くなん。

古不同、今今異、古、一悲一樂志所_レ之との給へり。是を主張て當府にての御作なりと思ひ定めたる義は、篇中に官舎とのたまへるは、何の国にもせよ必國府の館にして、且少し落居給ひて日数経る趣なるに、當府を除きては、紀伊・播磨等よりして、此御左遷の時にさすらへさせ給ひける旧跡なりとて、今時も此大神を祭れる駅々泊々最多かれど、

紀伊ノ国那耆浦藤並莊の天満宮、播磨ノ国明石の網曳天満宮、又曾根天神、暈山ノ御腰掛石、津田ノ天満宮、鮮原ノ天満宮、備後ノ国尾ノ道の金屋ノ天満宮、安藝ノ国沼田の甌天神、當周防ノ国安下ノ庄の天満宮、熊毛郡光井の天満宮等。

大かた皆國府を離れたる地のみにして、且わざと滞留らせ給ひける趣に傳へたる處、自餘には一向に無ければなり。當地はしも國司等深き御由緒有て、國府の館に迎へ奉りて、漸々日数を過させ給ひける事、社傳及古老家々の傳説等は人口に膾炙たれば更にも云はず。山城、國長岡、菱川ノ莊、開田、天満宮の縁起にも、昌泰四年辛酉正月二十五日左降太宰權帥云々、欲至周防國府之時云々、周防暫留、又被遷太宰府云々など、他國にも遠く聞えて正なる傳説なりけり。

此ノ縁起は吾が殿人中小路某が家に最古く秘藏るを、鈴木高輛が切に所望て見たるまゝを記せり。此ノ中小路某が先祖は京都飛鳥井家ノ家臣なりけるが、故有りて家に傳へたりとなり。又野史には有れど、和漢三才図會に、周防ノ國天満宮と有る條下に、菅亟相左遷于筑紫ノ太宰府時、暫留于此云々と云へることも見えたり。

また叙意一百韻の詩に曰く、生涯無定地、運命在皇天、職豈因西府、名何替左遷、貶降輕自芥、駟放急於弦、重く三公の官に座ハせし御ン身なれど、讒者の爲に貶降せらるゝことは塵芥よりも軽き軀に、忽に太宰ノ權ノ帥に左遷され、且正月二十五日左遷の宜旨下りて、早速に其ノ月の内に京を出立しめ給へるなにと、寔に弦よりも急なりと譬へ給へる勢なりしなるべし。

懐帳顔逾厚、章狂踵不旋、牛背皆培奔、鳥路摠鷹鷂時ノ勢を危ぶませ給へる趣、然も有ルべきなり老僕長扶杖、疲驂數費鞭、臨岐騰易斷、望闕眼將穿、落淚欺朝露、啼声乱杜鵑、街衢塵幕々、原野草芊々、傳送蹄傷馬、江迎尾損船、

京を出給ひしより、筑紫の空さして遙かにおはする途中の趣なり。傳ハ送ル云々江ハ迎フ云々とのたまへるは、播磨の明石にては駅路をおはする軀に記し、當周防ノ勝間ノ浦には御船にて着かせ給へりと傳へたるが如く、陸路をも船路をも御心に随せ便利に従かひて座ハせしなり。

如此れば、追ヒ風をのみ待たせ給ふとて同ジ湊に日数積らせ給ふ様の事はをさく無くして、當府までは速なる軀に物し給ひけるにて、京を出立させ給へるは正月ノ二十九日のように見はるれば、二月の内にや到着たりけん、彼ノ勝間ノ浦におはしけるを、国司等の得聞キつけざりし勢も思ひ合ハされたり。

郵亭餘五十、程里半三千途中の長けきほどをのたまへるにて、餘五十も半三千も唯大凡をのたまへるなり税駕南楼下、停車右郭辺、當周防ノ国府の南樓右郭にて、則此ノ南樓右郭の内に入り座セるなり。此辺に車駕を停め税駕所へ座ハするには非ざることを知るべし。彼の勝間ノ浦に到着て座ハしけるを聞恐みて、国府より車駕を上りて迎カへ奉ツれる者なるべし。是を筑紫に到着せ給へる時のこと、しては一向に聞えぬこと、も有り。次ギ次ギ熱く見徹して知るべきなり。もとより彼地の御ン住処は次ギにも見え、自餘の御作どもにも見はれて、此く南樓右郭など云ふ辺にだにあらず。

宛然開小閣、親者滿退阡、

御由緒有る土師氏の人々の住メる當地なれば、里民までも皆此度の御ン事を聞キ悲しみて、道路に迎カへ奉れる者なるべし。最初に云へる、天の原あかねさし出る光りにはいづれの沼か寒え残るべき、の御歌は、此ノ里民どもの軀を

哀憐アハレなることに見給ひて、然シカドモ一向ヒトに勿悲ナしみ歎なげきそ、身に曇り無き無実の罪なれば、即時トキに晴ハれ行いきなん者と、御心の中に慰なぐさめ思おもはして詠よせ給へる者歟。則勝間ノ浦わたりおはする実景の軀カラダ親かたしき心地す。又は次の御句どもに見えたる、往事カタコトを談かたりて慰なぐさめ奉たづねられる村翁ムラカミどもの心を哀あはれに思おもはして、それに対たいへて作つくせ給へる者ものにても有あルべきか。国府の辺、則勝間ノ浦なり、孰たゞにても有あるべし。

嘔吐胸猶逆、虚劳脚且瘥、肌膚爭刻鏤、精魄幾磨研、信宿常羈泊、低迷即倒懸、

いと思ほしく懸かけぬ軀カラダに京を出給ひて、浪の浮うき寝、草の枕は譬たとへん方無かるべけれど、中々に夢の如く過あぐし来給ひて、當府の御滞留の中に、漸々御心も落居給ふに随ませて、弥々長途の御勞の増加いけるなるべし。真実マコト弥留アツクくわたらせ給ふまでには非なざるべけれど、然しかる筋すぢに託たくけても、人々一向ヒトに留とどめ奉たづねられる者なるべし。

故初カレハツ発はつに国府の客館キヤクカンに留連リウレン座ざて、長ながき旅路の御所勞ゴショラウの平快ヘイカイ畢給はぬを、国司等懇切コンケツに給仕たまはる間云々と云へるは、專此の嘔吐胸猶逆とのたまへるより、次つぎなる或ある以も実まこと帰かへ權けんの御句まで十二句中の御言ミコトノコトに憑よりて云へる者なり。

村翁談=往事、客館忘=留連、

村翁とは則国司等をさしてのたまへるなり。此ノ村翁どもの懇切に給仕たまはるまゝに、客館ながら留連することぞとも思はさで、長ながく日数を經給へるなり。日数經給ける證は次つぎにも云ふべし。

此ノ客館との給へるが、則前の讀北窓三友ノ詩に、官舎三間自茅茨との給へる官舎にて、則大臣の爲には客館なり。筑紫の官舎ならば客館とはの給ふまじく、且留連との給へるにいよく御途中なることを知るべし。

妖害何由アハレ避、惡名遂欲アクナ蠲、未な曾邪勝ナ正、或以ある実婦まこと權けん村翁どもの往事を談りて慰なぐさめ奉たづねられる言語どもなり。移徒空官舎、

是則筑紫の官舎にて、暫く住附給ひし周防ノ国府の官舎より此ノ筑紫の空官舎に移徒座りとなり。移徒とは、假初の客館にても有あれ、暫く周防ノ国府の官舎を御住処の如く定め給ひて、然しかて後に筑紫の空官舎に移徒座る義ぎなり。また空官舎としものたまへるは、是まで人の住すまざりし官舎のよしにて、前の客館は国司等の住すめる官舎なるに對たいへ給へるなり。もとより正ノ帥の居所に座し給ふべきならねば、格別コトに大臣の爲のみに計らひたる空官舎なり。

修宮朽采椽、荒涼多失道、廣袤少盈壓、井壑堆沙磧、籬疎割竹編、陳根葵一畝、班藓石孤拳、物色留仍旧、人居就
不校。

筑紫に移徙座る當分の有様をのたまへるにて、大鏡に、大式の居所は遙かなれども、楼の上への瓦ななどの心にも非
ラず御覧じやられけるに云々と見えたるが如く、都府楼は遠く隔たりて此く幽なる御ん住ひと知られたり。此ノ後官舎
ノ幽趣と云ふ題をも、郭中不得避喧嘩、遇境幽間自足誇と曰へるが如く、府内を離れたる地なるべし。
云々。

筑紫の御ん居住の間の事、世間の有軀の事ども、以前に立ちかへり以後を及ななど、百五十句ばかり連ね給ひて、終
に叙意千言裏、何人一可憐と結めたまへり。

と有りて、是はた御途中に滞留らせ給ひけることは熟知れたるを、猶きはやかに周防国府なりとまでにもものたまはざる
は、詩語の例なれど、既に云へるが如く、南楼右郭ななどのたまへるは、必まづ国府の軀なること疑方ひ無きが上に、況
や郵亭餘五十一としものたまへるに、都遠からぬ辺には有ざりし事明らかなるに憑て、弥當周防国府なる客館に留連座
けりとは正に思ひ定めらる、なり。

そも、當地の御滞留の事實、もとより国史など云ふ書に記さるべき事柄に非るが故に、おのづから古書どもに見え
ざるを以て、密に疑し思ふ人も有べきを、此くまで曰ひ置けるみづからの御言の葉どもを證文にして、今は迷ひを残
すこと勿れ。

離家三四月云々と曰る御ん詩も、當府の官舎に座はしましける時の御作になん有りける。此ノ詩麗はしく、後集に
入りてもとより大臣の御作なるを、羅山文集に、是則唐ノ詩人杜甫之作而公亦偶同耳と云はれたるによりて、世上の人
皆其声に附きて、或は御事情に熟く合へれば、物に書きつけななどし給へるを、後人御自作と心得て御集に書き加へた
る者にやなどいへど、後集はもとより御自撰にして、後人の筆を加へたる様に見はる、ことは無きを、最いぶかしき
ま、に其ノ證を尋ぬるに、杜甫全集には見えず、詩の学問深き人に問ヒ聞キななどするにも皆知らずとぞ云ふなる。

恐らくは聞記の違ひなるべし。

然て、三四月とは大やうにのたまへる語には有れど、然りとて又一兩月の間をさして三四月とはの給ふまじきにて、當国府に座ハして漸々御心も落居給ふ間なるべし。此ノ詩讀北廳三友ノ詩の前に入りて、大凡左遷の後初発の御作なるべし。後集はすべて御詠作の順に次第給へる御記になん有りける。是より以前には最急に京を出させ給ひけるなごり、御心も空なる間に、詩歌の御ンすさびなどは有らざりしなるべし。其義次ぎに新古今集を引ける下に云ハんを考カへ合ハすべし。

此、御滞留の間の事、武光信清ガ家ノ傳には、五月、中旬當府を発船給ふと云ひ、又御詩歌の上、に就きて考ガれば、七八月の間にもや筑紫にはおはし着けんと思はる、證有り。然ては大かた短くは百二十日、長くは二百日にも及るべき御旅寝の中、若くは百日にも多く余れるまで當国府の客館に座、しましける者なり。

此くまで長く滞留座しつる事、左遷の御ン身にしては有るべからぬことの如く偏なる人は疑まんかとも思へど、現の場御途中にして日数経給ふ趣見えたる上へは、右も左も當時には如何にも止事得給はぬ義にて、必然るべき理ぞありけん。もとより御所勞の所以ならむには何の疑ガふべきことの有らん。眼前の理に泥むべからず。

但し、御滞留長しとて必御由緒を深カむる條も有らず、又短カしとて既に御滞留ましとて、深カく御心に誓はせ給ふことおはしましける旧跡なれば、御由緒に就きて妨有る事無ケれば、索強て云ふには有らず、唯當地に御滞留座しけりと云ふ事の證どもを考ガふる因みに、何時ばかりは當府に座ハして此る詠吟し給ひ、何時までは御途中に過グさせ給ひて然る咏作のおはしつると云ふ趣の見はる、ことどもを、思ひよれるに随せて云ふのみなりと知るべし。

其は先前の叙意一百韻の詩の中に、陳根葵一畝と見えたるは、筑紫に座、し着ぬる當分の趣どもを述給へる辺の御句なるに、現に葵の陳根有るを見給へる勢なるは、七八月の間なる勢なり五六月はまだ葵の花咲きたる間なり。また一從、謫落就、柴荊、万死兢々踟躕情、都府樓纒看、瓦色、觀音寺唯聽、鐘聲、中懷好逐、孤雲、去、外物相逢滿月迎、此地雖、身無、檢繫、何為寸步出門行と作るは、筑紫に座、して最初の御作なるを、何時分ならむ正には云、難けれど、中懷好逐、孤雲、去、外物

相逢満月迎な。どの御句、おのづからに秋時の御作ならんとぞ見はる。五月雨の雲の晴間無き時分、六月の空蒸るが如く、奇峯なす雲のなごりに対はせ給ひてうち出給ふべき情には有ざるべし。

因に云ハむ。此の不出門の御作を偏に心得て、當酒垂山の御眺望の御故事どもをさへに、有ルべからぬ事の如く疑まんに頑なりと云ふべし。太宰は當時殊に嚴重に官人等の数多集へる大なる府にして、自餘の国府とは太く異なり。彼の御不住マひの様を以て當国府の御途中なりし御故事どもを疑ガふべきには非ラず。

浪の濡衣日夜無く思ほし佗給ふを、国司等も見奉ツリ煩ラひて、且は心氣の御保養の爲彼是とそ、のかし聞ゆる心に感給ひても、辺近き山川に臨ませ給ふばかりの事、何の憚力らせ給ふ義か有らん。長ガき御滞留の中には再々座しけんも知るべからず。太宰府にして門を出給はざりしも、おのづから當府の如く御由緒の人も無く、強に朝廷を尊み恐みて、御心と慎シませ給へるにこそ有れ、府務を知し召す御身にしはた有ラざれば、全躰は其山や彼川やの遊覽に明カし暮ラさせ給はんも猶御心のまゝなるべきなり。さればこそ此ノ地雖身無檢繫とはの給へる者なれ。雲ノ上遠き境にさすらへさせ給ひて、いはゞ貶謫の人なれども、位階猶從二位におはしまして、太宰ノ權ノ帥に勅任し給へる御ん身を、あなかしこ尋常の人の島守となれる列にな思ひ混へそ。

當国府の御ん住ひの中、酒垂山の御眺望のみならず、辺近きまゝに国分寺へも入ラせ給ひしにて、彼ノ寺中に今時も水鑑ノ井とて存れるは、當時此ノ井に水鑑見給ひて、みづから御像を画ガかせ給へる旧跡にて、此ノ御像を字して水鑑の御影とは申すなりとぞ云ヒ傳へたる。此ノ御影の事、陰徳大平記に義植將軍當社參詣の條に、国分寺所藏の水鑑の御影を、二度まで盗人の盗み出で當社へ持来りし事の有りしに依りて、當社へ奉納の事出来つる趣見えて、終に當社の宝庫に納まれるを、其ノ後慶長元和の間に至りて、吾ガ中納言殿より表粧を調べて上り給へるより、今時は神殿に深かく納めたりとぞ。

御影の様余いまだ拜ミ奉ツれることは無ケれど、鈴木高輦が云へる様を聞くに、高輦画の道にくはしからねば是非申さんも最かしくけれど、尋常の御影とは太く異なる者にして、袍冠の様なども古実合ひて、所謂強装束と云ふ者なら

ず、古色を帯びたる事実に奇代の御影と見はる、者なりと云へり。此ノ大臣画の道にも甚じう座ハしければ、自ら御筆を染メ給ひて、懇切に給仕る人々の為に、長き記念とは留めさせ給へる者なるべし。京を出給ひしより、草の枕浪の浮き寝に、殆^{オホ}抗^{オホ}する事をも忘れ給ひたりけむを、當府の御ン住マひに聊御心落着給ふ時、何心無く此井に臨ませ給ひたらむに、有りし日頃の御所^{御所}勞^勞に、舟路の所^所為^為さへ加ハはりて、有らぬ影にもやつれさせ給ひたりけんをば、いかに御心にしみて悲しくも慨^{ウレ}たくも思し召けんかし。

又国分寺ノ傳へに、當寺にて受戒し給へりと云ふ説の有るを、不^{ウレ}審^サしき説に誰も思ふことなれども、此ノ大臣佛の道をも信じ給ひしことは、則此間の御作にも、馴狎燒香散華処、不^レ違念佛讀経時など曰ひ、自餘の御作どもにも見えなれば、強^{オホ}に疑^{ウレ}しむべき事にも非ラじか。病疾の事などによりて戒を受くるも大かたは當時の習俗なるべし。大鏡にも、無^レき実により此く罪せられ給ふを、恐^{ウレ}く思し歎^{ウレ}げきて、山崎にて出家せしめ給ひてより、そのほどきはめて悲しきこと多かりなど見えて、出家剃髮し給ひけんことは最^{オホ}信^シ難^クく有ルまじき事なれども、猶佛ノ道に御心を留め給ひけんことの有りけるに憑て云へるなるべし。

鈴木高柄曰、弘治年中兎玉元良主・桂元忠主の奉書に、国分寺領目錄に、戸田ノ郷菖蒲坪五反号傳乞戒領近年不^レ知行^レ之、雖^レ然於^レ天満宮御受戒之義者、于^レ今令^レ執行候事云々と見え、また和漢三才図會にも、周防国天満宮の條に、暫留^レ于此、召^レ国分寺和尚有^レ參禪受戒、以^レ此因縁毎年祭礼国分寺僧向^レ神輿授^レ戒、近年神主与^レ僧聊有^レ確執此事止云々など記せるは、後世の書ながら古キ傳へに憑る者なるべくや。此ノ地古老の談にも、昔年の祭式には、国分寺門前にて神輿を少寺の方へ向ケたりし趣に傳へたり。今時は其式絶たれども、毎年神幸の時は、国分寺の僧侶門前に列を正し着座て拜をなせるは其ノ餘波なるべしと云へり。

然て二には、讀開元詔書の御作なるを、是又何時ばかりならむ知り難けれど、延喜の開元は七月十五日なれば、筑紫にて聞し召けんは八月に至りてのことなるべし。猶其ノ次ギに聞^レ雁と云ふ題にて、我為^レ遷客汝來賓、共是蕭々旅漂身、歎^レ枕思^レ量帰去日、我知^レ何歳汝明春とのたまへるも、彼地に到着せ給ひける後いくばくも有^レらぬ間の御作にやとぞ見る

る。其は我も此間此地に遷り来たる客ぞと、方今来れる雁に相対して、諸共に蕭々たる旅漂の身とはのたまへるにて、御ん身は既に此ノ地に月日過ぐさせ給ひて、然て後に来たらむ雁に対してのたまへる語としても、解えぬには有らざれど、こよなう実情に疎き心地す。

次ギも又枕を欹て帰去、日を思量すれば、同じく此間来たる旅漂ノ身にして、汝は必明年、春帰り去ん事定まれるを、吾身は何レ歳に帰り去んこと、も知れずとのたまへる義と見むかた、こよなう哀憐深し。

此く筑紫に座し着ぬる後の御作どもは、秋もや、深くなりゆく間の趣覚ゆるを、山わかれとびゆく雲の還り来る影見る時はなほたのまれぬ、と作せ給へる時節を思ひやるに、水無月の空をばや、過ぎて、風の声烈しき秋の雲居定らぬ間の景覚ゆる心地せられ、又、霧たちて照る日のもとは見えずとも身はまだはれじよるべありやと、と作せ給へる時節を推考ふるに、後世の如くきはやかに定め難けれど、霧立て照る日とつげ給へるは、秋時と定めむも強たるには非じと覚ゆるを、是等はまだ御船中の御作なるに御船中の御作なること、又御歌の意等次ギに云ふべし。既に秋時の趣見はるゝに憑て、此、国府の御住ひの久しかりし程を思ひ定むべくなん。

但し、幽遠なる御言の葉どもに就て推量り奉れる説なれば、必極めては云ふべからず。然れど又実情実景に対はせ給ひての御すさみどもの中に、此く一ツ二ツならず御作ごとに秋時に因る趣のみ見はれて、必夏と定むべき趣なるは一句も有ること無きを思へば、御身の勞平快畢給はぬ隨に、幼き君等の御上へを危ぶみ思ほして、甚暑き時節をば當周防、国府に過させ給ひて、漸々涼氣催す時分よりして、辛うじて筑紫には発行しつる者にして、此く七八月の間には至れる者にも有むかし。

此くて又、新古今集雜歌下には是よりは又初発に云へる、あし曳の云々、天の原云々などの御歌を、其地々々にての御作ならむと定めたる義どもを論へり。

山

菅贈太政大臣

あし曳のかなたこなたに道はあれど都へいざといふ人の無き

次ギ／＼なるも同じく、歌ごとに山・日・月など云ふ字どもを配當られたるは撰者の所爲にして、題詠と云ふ者にしては御歌の意ども解クべき筋無きが上に、此く一字を題に配て作るなどは稍後の事にて、新古今集の時代だに多くは聞コえぬことなり。況や大臣の世に在せし時代などは一向に無きことなるべし。

然て此ノ御歌、歌の御意は最初に云へるが如くにて、酒垂山の眺望の世に勝れたるまゝに、いとゞ都の空なつかしく詠めさせ給へる者なるべし。然るは何処の山にて作せ給へりとせんも正なる掬無きが如くなれど、此ノ次ギ一首隔て、月ごとに云々の御歌は、必當周防ノ国の西ノ浦にての御歌なること、其所に云ふべきが如くなるに合ハせて立ちかへり其前に並ラベ載られたる此ノ御歌、又次ギの、天の原云々の御歌、二首共に必當府にての御歌ならむと見ひ定めらるゝ趣は、惣て此ノ集此ノ巻にのみ最多く此ノ大臣の御歌ばかりを並ラベ載せられたる次第の躰を熟々按ふに、當府の御滞留の間よりして、筑紫に座ハし着キぬる後、明年の秋冬及ての御歌どもなるを、恐らくは大臣のみづから書キ記し置キ給へる書などとの、當時世上に傳はれる者にて、それが中より抄出たるそのまゝに次第給へる者なるべし。其義次ギ／＼に云ふべし。

然るは終ヒには麗はしく家集など云ふ躰にも作せさせ給はむの御下意なりしなるべけれど、大かたは詩に御心を尽させ給ひて、万事懶くし給ふ時節なりければ、何処何なる時に作せ給へるなど、細密には記ルし給はで、唯御歌ばかりをしどけなき躰に記ルし置キ給へる者にてや有りけむ。然るが故に、詠出ませる御順次などはつゆも違方はぬ者ながら、御詠まし、由来由緒の知られぬ隨に、暫此く山日月など云ふ字どもを配當て、題詠と云ふもの、躰に取りなされたる者なるべし。

大鏡に、筑紫にてつくりあつめさせ給ひて後集となづけられたり、又をり／＼の歌かきおかせ給へりけるを、おのづから世にちり聞えしなりと見えたる後集と云へるは、則今時も世上に存る菅家後草にて、をり／＼の歌かきおかせ給へりけると云へるが、則此ノ巻の御歌どもを抄採れたる本書と知るべし。

詩の方は専と御心を因せ給へるが故に、今時も世に存れるが如く、既く麗はしき躰に調り行きて、後集なども題し置

キ給へりけむを、御歌の方は二にし給へるが故に、まだ最しどけなきま、なりしなるべし。

此くて次ギなる、月ごとに云々の御歌は、必當地の西ノ浦にての御歌なるべきことを、其ノ前なる二首の此ノ御歌などは、所ノ名も作入給はねば、いかばかり以前なる御歌ならむも実には知るべからぬを、此くうけぱりたる躰に當府にての御作ならむと定めたる趣は、然定めて御事状に熟く合へるが上へに、並ラべ載たる者を異所にての御作とせむは、其因る処無くては大凡謂ハるべきことならぬを、殊に當地に到着給ふまでの御勢を思ヒ量かるに、弦よりこそ急なる躰に京を出給ひて、鳥路摠鷹鷲など、世間を危ふませ給ふ時と云ひ、嘔吐胸猶逆など、身ノ上へを勞かせ給ふ節と云ひ、小男小女をさへに具し給ひて、馴レさせ給はぬ御旅寝の所狭き隨に、詩歌の御すさみななどは有るべきにあらず。當府の館におはしまして、日教積らせ給ふ間、国司等懇切に給仕る隨に、漸々御心も落着給ふに隨へて、且々詩歌の御情も催ホせる者にて、此間の御作よりして、紙面にも書キ記ルし置きてんと思しなれる者こそ覺ゆれ。後集なるも、當府にて作らせ給へる離家三四月云々の御詩、謫中の御作にては最初なるをも思ひ合すべし。

但し、浪の上へ荒き枕に浮キ寝し給ふとも、草の莛露けきを佗ヒ給ふ中なりとも、おのづからなる御言の葉などとは、いかに哀憐なるもおはしつらむは然る者にて、彼の明石ノ駅にては、駅長無驚時変改、一栄一落是春秋と曰るなど、大鏡にも見えたるを、後集に入らぬを以て疑しむ人も有るべけれど、御心も空なる時節に夢の如く曰ひ捨たる御すさみなれば、更に取出て麗はしき詩の列には入レ給ふまじく、又、君がすむやどの梢のゆくくとかくる、までにかへり見しはや、の御歌も、北野縁起に御途中の事どもを云へる條に、都も遠く成り行きければ、心細くや思し召しけん、此の方へ此くぞ申させ給ひけると有りて、大鏡の説も大やう同じく、又山城国開田ノ天満宮ノ縁起には、當周防の國府に着かせ給はむとする時の御作と傳へて、孰にしても御途中にての御作なること疑ガひ無ケれど、是はた臥シ佗ヒ給ふ御旅寝の様どもを書キ續け給へる御文の中なる御言の葉なれば、殊更に紙面に書記などはし給ふまじきが如く、此る類は歌にも詩にも猶おはしたりけむを、すべて此間の御作どもは一向に傳はらぬにてぞ有るべき。

日

天の原あかねさし出る光にはいづれの沼かさえのこるべき御歌の意をシと、上つ巻よりして既に云へるが如し。

月

月ごとに流ると思ひし増かみ西の浦にもとまらざりけり

御歌の意、最初に云へるを、又按ふに、曇り無き御身ノ上へを則月に譬喩へ給へるにて、當国府に滞留する間、毎月々月を見ては、此く曇り無き身の、無実の罪に依りて流れさすらふること、思ひ詠めしに、猶當西ノ浦にも留まらずして、弥遠く筑紫の空さして流れ行くことなりけりとたまへるにても有るべし。此のかた穂かなる様にも聞ゆ。好き方に定むべし。

西ノ浦は田島の最西の極なる地にて、今時も然呼ぶ地なり。此ノ地今時は漸々開作して田畑と変りたれど、當時は海面なりし事、前にも云へるが如くにて、浦とは最初海面なりし時の名なり。田畑と変る上へにて浦と名づくべき義はもとより有らざるなり。此ノ御歌必當西ノ浦の地を出させ給ふ時の御歌なる事、御事状の上へさへに熟く見はれて紛無き御歌なるを、此く此ノ集に題詠と云ふ者の牀に取りなされたるが故に、人大らかに見過ぐすべく、吾も久しく心を留めざりつるは更に口惜き事なり。

西ノ浦と有るを、唯廣く西ノ国の海辺の義の如くには心得べからず。必一箇の地名ならでは云ハるべき詞に有らず。又正には聞かされど、宰府辺にも同じ名の地有りと云へど、それにては又次ぎにまだ彼地に到着せ給はざる以前の御歌どもを載せ給へる次第に合はず。且御歌の意、御身と共に流れゆく月影と見ても、則御身ノ上へに譬喩へ給へる月影としても、猶此ノ浦にも留まらずして、遠く流かれ行くなりけりと歎息給へる意更に合はず。然ては宰府をも過ぎ行きて、唐土までもさすらへさせ給ひけん様に聞コゆる者をや。

年代久遠なる隨に、當府に御滞留し事実をば、世間の人漸々知らずのみなりゆく勢にて、謫中中の御詩歌なると、多くは皆宰府にての御作なるべく人思ひなして、讀北臆三友ノ詩の御作なると、古くは皆御途中の作と定めたるは、もとより當府にての御作にして、筑紫に到着ぬるは既く秋及たる間なりし事、世上の人おのづからにも知れるが故なるべ

きを、無下に近き間となりては、其より以前なる離^リ家三四月云々の御作をさへに皆彼地にての御すさみの如く人とりなすめるは、古へを稽^ヒふる心の疎なる故とは云へど、他国^{ソノ}の人の上へよりしては、今時は理^ヒなる勢ヒなり。更に云く、此御歌の四の句、八代集鈔本にのみ西のそらと有るは、うを見誤^ルマれる也。

雲

山わかれとびゆく雲の還り来る影見る時はなほたのまれぬ

御歌の意、最初に云へるが如し。是又西ノ浦を出給ひて筑紫におはするまでの間、何地にても有りなんと云ハば云ふべきが如くなれど、猶上の歌に並ラべ載せられたるは、御歌の意を思ひ量かるに、西ノ浦を出給ひて最遠くはおはさぬ間の御作なるべし。若しは西ノ浦に御繫船^ヒし給ひて、上の、月ごとに云々の御歌詠せ給ひけるながらに、一夜を明かせ給ひて、又の日猶同じ所に座ハして詠せたりけんも知るべからず。

然るは、遠く西の空さして飛ビ行く雲の間無く又東の元の山ノ端へ立ち還へり来る影を見給ひて、御ン身ノ上へに譬へさせ給へる情、いまだ筑紫の空をば遠く隔て給へる躰なり。且此ノ次ギにも猶船中の御作有りて、其は又此ノ日には異なる空の躰見はるれば、弥右の如くなるべし。是を又筑紫にての御作としては、山わかれ飛ビ行く雲とのたまへる詞、譬喩に合はず。然ては筑紫よりも猶遠くおはする御ン身ノ上への如く聞きなざる、者なり。

唐人杜審言が不^レ似^レ湘江水北流と云へりしが如く、筑紫にては唯一^ニ図に東の空さして飛ビ行く雲にこそ託給ふべき事なれ。一應西の空さして行きたる雲の、再度東の空さして還り来るに託け給へる情を熟く思ふべし。且次にも猶船中の御詠有れば、この次第の様にも合はず。全躰実情実景の躰を熟く味ハひ知るべき事なり。

大鏡には、筑紫にての御詠と記ルしたれど、彼ノ書も例の書キ置かせ給へりける御記の中より鈔採^リたる者かとも見ゆれど、唯彼の御記中に有るを以て推当^スに云へる者と見ゆれば、一向には従^ガひ難し。

霧

霧たちて照る日のもとは見えずとも身はまどはれじよるべありやと

御歌の意、此く秋霧の立こめて、照る日の影の見えざるが如く、今時俊臣護者天の下に満ちて、天皇の仁慈の御光も暫時見えざる勢にて、此く筑紫の海さしてさすらへ行く身のいかに憂き事有りととも、猶此く漂ヨふ船の終にはよるべ有るが如く、無実の罪は自然に消えて、仁慈の大御光を憑処とする時節も有らんかと、偏に臣たる道を尽して、恐くも朝廷を恨ミ奉ツるなンド、有るまじき身の行ナひはせじとなり。

此ノ大臣、朝廷を崇敬し給へりし事、此ノ御歌なンド熟く見ひ定めて、彼の法性房尊意が室におはして、奇異して御所為有ラせ給ひけるなンド云へるが如く、浅ましき御心にては座ハせざりしことを知るべし。

結の御句、よるべありやととのたまへる詞、少突出なる様に聞きなざる、様なるは、船中ながらに詠み給へればなり。

雲

花とちり玉と見えつ、あざむけば雪ふるさとぞ夢に見えける

是よりは筑紫に到着ぬる以後の御歌どもなり。冬に至りて詠み給へるなり。是より以下の御歌の意なンド、惣て此ノ書に専と用ならぬことゞもは、新古今集藤原ノ抄と云ふ書に委しく云ふべければ、此書には略アけり。

松

おいぬとて松はみどりぞまさりけるわが黒髪クハの雪のさむさに

是も同年同節の御歌なるべし。

野

つくしにも紫おふる野辺はあれど無き名悲しむ人ぞ聞えぬ

是は同年の冬より明年の春夏及ての間の御歌なるべきを、其ノ間何時とも定めては見ふべき便なし。

道

かるかやのせきもりにのみ見えつるは人もゆるさぬ道べなりけり

是も同じ。

海

海ならばた、へる水の底までも清き心は月ぞ照らさん

海ならぬ水のよしなるを、海と云ふ字を配られたるは、疎なるこ、ちは何処までも罪無き心の中は人は知らずとも、月ぞ照ラして知るらむなれば、偏に朝廷を恐れ敬マひて座すよしなり。

然て此ノ御歌の月は、冬にても春にても時節を定めてのたまへるには有ラされど、詠出ませる時節の実景の軀を強て思ふに、明年の六月半なる間、又は七月の初旬なンド、夕月の影涼しきに催ほされて詠の出させ給へる者なるべくや。是等若彼書此書の中より抄き出られたらむには、月ごとに云々の御歌の前後なンドに次第給ふべき事ならずや。

鶴

ひこ星のゆきあひをまつかさ、ぎのわたせる橋をわれにかさなむ

是も明年七月の御歌なり。

波

ながれ木とたつ白波とやく塩といづれか、らきわたつみのそこ

是は又明年七月より明々年二月までの間、何時の御作ならむとも定め難し。此様に先最初に雑の歌二首有りて、秋冬どもの御歌、又雑秋、また雑なンド次第給へること、此ノ集すべての例に合ハせては不審しき心地するを、詠出ませる次第と見る時は、御事状に最熟く合ひたり。

右の新古今集は、撰集どもの中にも清撰にして、全ての軀麗はしく、此くのみ一人の歌を数多く並べ載せられたる事も、並べての例には違ひてしどけなきこ、ちするは如何なる事ならむ。實に一の御記より鈔出たるま、に次第給へる事、頭には見ひ知る、者ぞ。此時に次第なンド改められたらましかば、本書の来由は一向に埋れ果なましを、此のわたりのみ撰の疎なりしも中々に奇妙しき幸なりけり。

然れば新古今集の此巻の首は、後集と一對の御記にして、然はいへど幼き君等を具し給ひて、御心静なるまじき御

旅寝の間に、雄々しくも思ほし起して記置せ給へりけむ御心の末徹りて見はる、もあな恐や。

此くて方今祭る神三座、中央はもとより贈太政大臣道真公、左りは嫡男高視主、右は北方吉祥女になむ座す。其は應長よりは以後に祭ッリ加へたる者歟、猶以前より然ぞ有けむを、元來大臣の奉為に建立たる御社にて、主宗と祭れるが大臣に座すが故に、彼ノ記文には唯其ノ由来由緒をのみ云へる者にてても有るべし。

又其列に天穗日命なん座す。今時膳供を奉上るに、少東方へ筋違へて備ふる由なるは、本殿の東方に五社堂と云ふが有る中に若宮とて座すが天ノ穗日ノ命一説に土師信員なりとも云ひ、又其辺に地主ノ社とて有るがそれなるべくや。二ツの内何方ならむも知るべからぬを、是実に往古より祭ッレりし土師氏の祖神の社にして、

但、土師氏の祖神とて祭ツレりしは出雲ノ神社なるべき由鈴木高柄が考も有り、左右に土師氏の祖神は古く祭り来しが、別に有りし者なるべし。

應長の頃などは猶麗はしくぞ有けむを、時代移ラふ隨に、彼ノ氏人は大凡絶ぬばかりの時代に至りて、御社の破壊れたるを修造ふ人も無き隨に、菅原氏の為にも祖神なるに隨せて一ツに祭ッリこめたる者なるべし。然れど別座をかまふる迄にも及ばで神靈は猶本社に座せ奉ッりて、膳供をのみ一社の如くに奉れる者なりけり。

然れるを又當社をしも土師氏の祖神天穗日ノ命を祭れる御社なりしを、此ノ命天ツ神に座すが故に、天満天神の靈驗異なるを羨みて、いつしか穗日ノ命を廢て天満天神と申シ變るなるべしなど云はんはあな恐懼本末違ガヘリ。穗日ノ命に座ざる由は、其後なる土師信定の記ルせるにて少も紛レ無し。

然るは、土師氏の人々一向に絶工果て後ノ世の事ならばこそ、善からぬ社家社僧等の所為も量り難しとも云ふべけれど、麗はしく其ノ氏人等の存る時代にして、信定殊に在庁より祠職を兼ね、且ツは從五位下に叙すばかりの身として、世々祭ツリ来し吾ガ祖神を廢て、他神を混へんと計るべき理有るべからず。却て今時加へ祭ツれるだに遙に後代の所為なる事、本條に説るが如くにて、當御社は全く大臣の奉為のみに建立ける事実應長の記文に依りて知るべき者ぞ。

追考 防府ノ官舎御滞留の事

明暦二年、西道智撰の尊卑分脈一名諸家大系図に、菅原氏の條を見るに、大臣の御四男に景監主と申すが座して、それに期宗主と申す御子一人座せり。此書には兼茂主を八男とし、寧茂主を二男とし、旧風主・弘茂主・宣茂主・淑茂主・滋殖主など云ふ御子達座するなど、洞院公定公の尊卑分脈一名諸家大系図とは異なる事多きを、何なる者に依りて記せる者にか知られねど、以後に撰べる書にして異なるは、必別なる傳に依りて補へる者なるべし。

此、景監主、周防守にて鑄錢長官を兼給へりと思ゆれば、遙兼には有らで正しく任国に下向し給へる者と見ゆるを、其年月の間をば記さざれど、つらく考ふるに、大臣御左遷の時、既に国府に座はせし者にて、此、景監主の御許に日数を經給へる者なるべし。

然考へたる由は、此、主若御左遷の當時京に座したらんには、高視主・淳茂主等と共に流され給はでは得有るまじき事にて、殊に淳茂主よりは兄に座すれば、無官にては座すまじき時なるを、彼、讀北臆三友詩に、御子等の御上へを曰ひ、御自身を加へて父子一時五処離と曰へる員に洩れ給へるは、既に遠国に座しつるが故に、幸に同罪の難を免かれ給へる者なるべし。

然る時は、本書に云へる土師信貞は介などにて、若は當地を本貫とせる土師氏の人か。京人にて家傳の如くならば弥深き御由緒有る者にて、孰にしても守を助けて無二の懇切を尽せる者とぞ見はる。此て大臣薨逝の明年御社を建立給へるも景監立の御心なるべきはもとよりなれど、專信貞の助け計らへる者にて、終に此人の子孫々々御社に奉仕せる事とはなれるなるべし。

然て又、此、景監主の御ゆくへを考ふるに、京に帰り給へる由はきこえず。任滿の當時の躰を思ひ量るに、御兄弟皆国々に座する時にて、世に立交り給ふべき躰にも有ざるが故に、則當国に留り給へる者なるべし。

吉敷郡山口の福部天神と申すなるは、大臣の御子の當国にて亡くならせ給へるを祭れる御社なりと云へたる由なる

は、最浮^{トキ}たる説^{コト}の如くのみ思ひ居つるを、更に思へば此主を祭れる者にてや有^ん。此主既に父大臣の御社を當松^ガ崎に建立給へりし孝養の御志に報いて、又御子の期宗主も同じ筋に父主の御社を山口に建立給へる者なるべくや。此く見る時は、讀北牕^ノ三友^ノ詩に、御子等の事を曰^ハへる列に洩れ給へる理も、国府の官舎に迎へ給へる由も、又滯らせ給へる趣も、今一段主張^ガて聞ゆる者なり。

本書の草稿を卒^ブたる間、或人の許より大臣の防府に滯留座しは、應長の記文に依るに、唯一夜の御滯留なるを、其以後に大臣の御四男に景監主と申すが座して、此主周防守にて下向し給へるに、其頃迄は大臣の御通行を送迎せる者も存生^ナらへ居りて、大臣一夜の御滯留の時の御有様ども語りけるを聞^キて、此主なん御社をば建立給へる者なるべきと云ひおこせたり。

考^カふるに、防府御滯留を唯一夜なりと云へるは、應長の記文を考^カへ、誤^ラれる者にて、彼^ノ文の義更に一夜のみの御滯留と云ふ意には非^ズる事、本書上卷廿四丁に云へるが如くなる上^ニに、唯一夜のみ御滯留の縁を以て御社を建立給はん事も、又うけはりたる議^ガに非^ズ。此^ノ或人の論、自餘^ニに大臣の御上^ヲを云へるにも、式部少輔文章博士より加賀權守を遙兼し給へる事の有けるを以て、正^ニしく加賀に御下向の由に定めて云へる説^ハさへ有^リて、すべてまだ深^ク考^カへたる者には非^ズるべく見はる、隨に、景監主周防に御下向と云へる事も、先昔^ノ原家にては打まかせては少^シなる事なり。其^ノ上^ニ讀北牕三友^ノ詩に依るに、御四男は淳茂主なるべく思はる、に就^テて、此^ノ説左右^ニにいふかしくは思ひながら、景監主と申す御子座^ノしける事は、さすがに偽^ヲを云ふべきに非^ズれば、何書に見えていかなる牀に記せるにか細^ク聞^キせてよと語らひ遣はしつるに、其^ノ後一向に答^ハ無くして止^ムぬるを、今思ふに彼も此^ノ明曆の大系図に依りて云へる者なるべし。いかにも御四男に系りて、周防守にて鑄錢長官を兼給へれば、正^ニしく御下向なる事論無し。然るを薨逝よりはるかに以後の事と心得たるが故に、專防府御滯留の證となるべき事をも考^カへ洩^レせる者なり。

幸府に具し給へる小男女の御上^ヲを慰めて作り給へる御詩に、衆姉^ハ摠^テ家^ニ留^リ諸兄^ハ多^ク謫^シ去^ルと曰^ハひたるが如く、生長の御男子は皆大臣の御左遷と共に謫^カ去^ラれ給へる由にて、讀北牕三友^ノ詩に、御子等の御上^ヲをも曰^ハへるに、御四男

にしてその列を洩れ給へるは、既に遠国に下向し給へりけん故なるべき事、既に本條に云へるが如し。

附記

御世系の図大略

天穗日命十四世ノ孫

野見宿祢

某 自總日命十五世
目野見宿祢二世

身 仁德天皇ノ御世、臣の
姓を改めて連を賜ふ

某 十七世
四世

某 十八世
五世

垂仁天皇ノ御世、本姓出雲
を改めて、土師臣と謂り

某 十九世
六世

某 二十世
七世

某 二十一世
八世

甥 天武天皇ノ御世
宿祢の姓を賜ふ

某 二十三世
十世

宇庭

古人 光仁天皇ノ御世、土師ノ宿祢道長と共に一族十五人公に言して菅原氏に改められたり。然れども此十五人の外に猶本姓土師氏なる人々

多かり。故又明年桓武天皇ノ御世の元年に土師宿祢安人は秋篠氏となり、又同ジ御世の九年に外祖母土師ノ宿祢に正一位を追贈せられて、土師ノ宿祢を改めて大枝ノ朝臣とし給ふ。其時菅原ノ真仲・土師ノ菅麻呂等同しく大枝朝臣となり、また菅原ノ宿祢道長・秋篠ノ宿祢安人等に姓朝臣を賜へる事有り。此時古人にも朝臣の姓を賜へるなるべし。土師ノ宿祢諸士等に姓大枝朝臣を賜ふと云ふ事も見えたり。後に音人卿大枝を大江に改め給ひぬ。又土師ノ佐波ノ連と云ふは、推古天皇ノ御世に來自皇子筑紫にて薨じまし、を周防の佐波ノ人の子孫長く此佐波に留まれるなるべし。中古此ノ地に土師ノ佐波ノ連なる人多くて、今も猶其氏人此地に残れり。然れば元來出雲氏・土師氏・土師佐波氏・菅原氏・秋篠氏。大江氏皆同祖なり。又野見宿祢の後に石津ノ連と云ふ姓もあり。その外に天穗日ノ命より

出たる姓なほ多し。但吾が大江氏ハ別なり

清公 — 是善 — 道真公
信道 — 道貞 — 信貞 — 武光 松崎同職
當代大宮司信清迄三十二代

高規 — 文時 — 惟熙 — 宣義 — 義明

景行 — 雅規 — 資忠 — 孝標 — 定義 — 是綱 — 宣忠 — 長守 — 為守 — 某

兼茂 — 淳茂 — 在躬 — 輔正 — 為紀 — 忠貞 — 在良 二男
唐橋家

尚子 典侍 — 寧子 齊世親王の北方 — 衍子 宇多天皇の女御 — 某 筑紫に具し給へる小男 — 同小女

忠貞 — 權守 北野別当始
安樂寺別当 — 長經 — 某 — 忠長 — 茂長 三男
東坊城家

為視 — 為綱 — 為守 — 為清 — 為賢 — 為親

為学 — 為康 — 為冬 — 為適 — 為庸 — 某 — 長時 三男
清岡家 — 長義 四男
桑原家

略年譜

清和天皇		貞観		天安		文徳天皇	仁明天皇
					二	二	十二
					元		
					四及八		
					九		
					○此間二年		
					二月二十九日下野権少椽に任じ給ふ		
					文章得業生、対策、及第等の事此年間に有り		
					○此間二年		
					臘月独興七律の詩を作り給ふ		
					刑部福主の為に四十賀の願文を作り給ふ		
					○此間二年		
					臘月独興七律の詩を作り給ふ		
					始めて詩を作り給ふ、五言絶句なり		
					都良香の家にて射術を試み給ふ、人々驚服せること有り		
					○此間九年		
					某月日生れ給ふ。是善卿第三子なり		
					○此間三年		
					暮秋の頃神に祈る事有て越州社に詣給ふ		
					○此間三年		
					正六位上		
					正月二十九日玄蕃助、三月二日少内記に延り給ふ		
					正月六日存問渤海客使となり給ひけるを母伴氏卒給ふによりて同二十六日職を去り給ふ。又兵部少輔に延り民部少輔に遷り給ふ		
					○此間二年		
					○此間三年		
					二十九歳		
					二十八歳		
					二十七歳		
					二十六歳		
					二十三歳		
					二十八歳及 二十二歳		
					十五歳		
					十四歳		
					十一歳		
					一歳		

宇多天皇		光孝天皇				陽成天皇						
寛平		仁和				元慶						
二	元	四	三	二	元	八	七		四	三	二	元
二月任満て京に帰りて昇殿をゆるされ給ふ		早春更に任国に赴き給ふ 今年早魃、城山神に雨を祈り給ふ	七月晦日太しく地震す、地震辨を作り給ふ 九月京にもものし給ふ	正月十六日式部少輔兼文章博士加賀權守を罷て讃岐守に左降せられ、四月七日国府におはし着給ふ。十一月十七日正五位下に叙し給ふ		太政大臣職掌の有無の儀文を上り給ふ	渤海国使裴頴來聘す、五月権に治部大輔の事を行ひて裴頴と倡和し給ふ。当時蕃客どもに接待せられたる人々の詩どもを一篇とりて鴻臚贈答詩と名づけ、序を作り給ふ 加賀權守を兼給ふ		○此間二年 八月三十日父是善卿薨ぜらる	從五位上に叙し給ふ	藤原基経公にかはりて文徳実録の序文を作り給ふ	正月十五日式部少輔に遷り、十月十八日文章博士を兼給ふ 從五位下に叙し給ふ事今年なるべし
四十六歳	四十五歳	四十四歳	四十三歳	四十二歳	四十一歳	四十歳	三十九歳		三十六歳	三十五歳	三十四歳	三十三歳

宇多天皇				
寛平				
七	六	五	四	三
<p>正月十一日近江守を兼、十月二十六日中納言に昇りて式部権大輔東宮亮を去り、同日従三位に叙し賜ふ、十一月十三日東宮権大夫侍従を兼給ふ 東宮の令によりて一時二十首の詩を作り給ふ 渤海国使表頌復來る、勅を奉り鴻臚館に往て倡和し給ふ</p>	<p>八月二十一日遣唐大使に任じ給ふ、九月十四日遣唐使進止儀定の文を上り給ふ、遣唐使の事是によりて止りぬ</p>	<p>二月十六日参議になりて式部少輔より式部権大輔に轉じ、同月二十二日左中弁より左大弁に轉じ、三月十五日勘解由次官、四月三日東宮亮を兼給ふ。左京大夫を去り給へるなるべし</p>	<p>二月七日従四位下、十二月五日左京大夫を兼給ふ 五月十日勅を奉りて類聚国史二百卷并目錄二卷帝王系圖三卷を附て上り給ふ。延喜元年八月奏上の三代実録も既に勅を奉りて時平等と共に修撰し給ひけるを、彼書成立の期に及びて西府におはしつるなり。又新撰万葉集・法名鈔・菅家日記等有ど撰定の年月知られず。又治要策苑十卷、序は文章に見えたれど、是はいまだ撰定を終給はざりしとぞ</p>	<p>二月二十九日職人頭に任ぜられ、翌三十日表を上りて辞し給へども許し給はず 三月三日左中辨、同九日式部少輔を兼給ふ、四月十八日禁色を聴され、同二十五日重て表を上りて職人頭を辞し給ふ</p>
五十一歳	五十歳	四十九歳	四十八歳	四十七歳

醍醐天皇			昌泰			宇多天皇	
延喜			昌泰			寛平	
三	二	元	三	二	元	九	八
二月二十五日太宰府にて薨じ給ふ 文章奏覧の後の御詩どもを集めて後集と題し給へり、菅家後草と云るが是なり	八月筑紫に具し給へる小男の君亡給ふ	正月七日從二位に叙し給ふ 同二十五日右大臣右大將を罷て太宰権帥に左遷せられ給ふ	八月十六日家集二十八卷を献り給ふ 重陽後朝の宴に秋思篇を作り給ふ、天皇叙感の余り御衣を賜ひき、此御衣筑紫まで齎せ給ひて、恩賜御衣今在、此捧持毎日拜、余香と曰ひ、自註に宴終晚頭賜御衣、今隨身在、箇中、故云と註し給へり	二月十四日右大臣に任せられ給ふ、大將如故、餘官は去給ふなるべし、同二十七日、三月四日、同二十八日すべて三度表を上りて右大臣を辞し給へども許し給はざるによりて、十二月五日大臣の職封二千戸の内一千戸を減せしめ給はむことを願ひ給ふ	内覽宣旨を蒙り給ふ	六月十五日中納言より權大納言に轉じ、右近衛大將を兼、氏長者となり給ふ、七月十三日正三位に叙し、同二十六日中宮大夫を兼給ふ、左大弁東宮權大夫侍從を去り給へるなるべし 息女衍子を女御に上り給ふ 民部卿を兼給ふ事今年八月二十八日なるべし	
五十九歳	五十八歳	五十七歳	五十六歳	五十五歳	五十四歳	五十三歳	五十二歳

今上天皇	一条天皇		村上天皇		醍醐天皇															
	嘉永	寛弘	正暦	天曆	延長	延喜														
	元	元	四	元	元	十九	四	三												
官位昇進等の年序、元慶以前の事、書ども異なる傳有れど、中に就て正しとかゞはるゝに 扱て記しぬ。且其以後の事といへども、史どもに誤れりとかゞはるゝをば、諸書に考へ合 五十年祭に当る	此書何年と云ふは薨逝の後年より数へたるなり、諸社の年祭等は薨逝の当年より 数ふるが故に一年の違ひ有りと知るべし、故今より三年を隔て来る壬子の年九百	○此間八百四十二年	始めて北野御社に行幸をさせ給ふ	○此間四十六年	北野御社草創	○此間二十三年	本官に追復し正二位を贈られ大富天神と号し給ふ	○此間三年	藤原仲平公安楽寺を造り給へる由云傳へたり	○此間十四年	松崎神社草創	此間までの御歌どもを集め給へる御記有る由なれど今世に傳はらず、新古今集雑 歌下巻の首に大臣の御歌のみ十余首ばかり並べ載られたるが則此御記の殘缺に当 れる由本書に考へたるが如し	九百三十 五年	百二年	九十一年	四十四年	二十年	十六年	薨後一年	五十九歳

せて正せるに就ても記せり。然らば其證どもを一々に云ふべきことなれども、煩はしければ略きつ。すべて此の世系、年譜の事猶熟く諸書に考へ正して、委しく記さんの下がまへにて、且々筆をおこしつる書有り。後に又暇有らば別に著はしもすべし。

松崎神社顯聖記

卷上

近藤芳樹撰

社は、周防佐波郡宮市松ガ崎にあり、古縁起に云、国司宝殿を建立し、玉扉を開きしより、是を松ガ崎の社と号せり云々、然ども俗にはたゞ宮市の天神とのみへり。

宮市とは、松ガ崎の麓の市町の字にて、此所、此神の鎮座まし／＼てより、繁華の地となれり、故に旧くは肆店の年貢もみな社家に收納せり、大永五年の大内家文書に、松崎宮市津料事、自前々大專坊受用、中略、此内炭薪売買事為遁其役、於三田尻令集会之由候、於事実者、以外之儀候云々、と見えたり、此文に松ガ崎宮ノ市ノ津料とあるにて、市中こと／＼く社家の支配をうけたる事、弁をまたず、然るに当時市人等、課役を遁れんが為に市立を三田尻にてせしとおもはる、また宮ノ市ノ津料といふは、古へは今の市中の東南まで、波のよる渚にて、船の著く津なりしゆゑに、津料といへるなり、享祿元年十二月、天正十三年十二月の文書等に、宮市津料、また天正十二年に、内藤隆春より大專坊に送れる文書に当坊御進止の津料、などある、みなこれなり。

さて此津料を支配する者を、目代といふ、但防府に目代と称する者一人あり、一人は東大寺領の目代、一人は松ガ崎領の目代にて、この松ガ崎領の目代は、たゞ宮市のみを掌て、他所に關係する者にはあらず、大永四年の大内家文書に、防府宮市同、目代ノ事、可為當坊計之由、去文明十年十二月十一日、相良遠江守正任奉書、遂披露訖、仍當目代木工允事、対寺家一条々不義之由言上之上者、被改易彼職者也、至自今以後、看可被任寺命之由、所被仰出也、と見えたり。

此目代は、天正十四年の大專坊慶雄其外連署の文書に、当社御神前、馬場、面、鳥居前、立市之面、其外社辺之儀、向後共掃地可申付之由、御上意之趣、存其旨候、其役者当市目代鈴木太夫堅固可申付候とありて、社人のうちよ

り、これを兼たり、されば国庁に、東大寺より置たる目代と、義同じきを以て、其名目を襲ひたるものなれど、彼国庁なるは、東大寺造営の料に本国を充られたる故に、俊乗坊重源を始め、国務を知行する僧を、国司上人といへるによりて、其下司となり、政事を掌る者を目代と称するも、守介椽目の目にて、いはれなきことならず、然るをたとへ本社に宮市を領せればとて、それを掌る下司を、国庁に倣ひて、目代といふは、いと憎上なり。

また此津料のみならず、佐波の一郡、東大寺領を除くの外は、みな大内家の領なる事、いはんも更なるを、享祿五年の大内家文書に、当郡一事一円当社造営方へ被寄候間、右下行物等計、自此方二渡進候、とあり、こは一郡を社領として、土地民口に至るまで、本社に進止に任せられしにはあらねど、租税を始め、郡中より、国主に進納する物をば、ことごとく本社一年の費用に充て、此下行物を、年々大内家より、本社に渡し進ぜらるゝなり、その本社に渡し進ぜられたるをばみな宮市目代これを納め掌る事、国庁の目代に同じ。

かく佐波一郡の所務を、東大寺領を除ける外は、ことごとく本社の用度とせるを以ても、社壇の造営、祭祀の儀式、すべて今よりも、古へのかたすぐれたりけんほどを、思ひやるべし。

また此目代にならびて、兄部職といふ者ありて、市務を掌れり、こは山口を始め、諸方へ魚類其外を運送し商ふ者の頭にて、今は兄部と訓めど、まことはこのかみべといふが正しくて、それを音便にこのかうべと唱へ崩したるを、このを省き、たゞかうべとのみいへるなり、言義は子の上部にて、父の子をかぞふるに、其第一男を子の上といふ、即ち兄なり、これに准へて商人の内にて、其長なる人の指揮に随ひ、物あきなふ者を売子といふ、売子の中の上たる人なるゆゑに、兄部といへるなり。

されば後世、彼等が部のうちにて、長だちたる者を、兄分、また兄君などいへるも、此兄部より起れるなり、今も宮市に兄部某といふ者ありて、昔の兄部の後裔なる事、持伝へたる文書どもにてしるし、其中に、年号不知の毛利家の文書に此河邊事言上之子細候て参上候、先年爰許動乱之時、宮市両目代同前に、右田岳馳籠遂馳走候、とある此河邊は、即ち兄部の仮字なり、此文書に、両目代同前とある文意を味ふに、一向の商人の長といふにはあらで、目代と相並べる者なり、

年号不知の毛利家の状に、酒大樽二十六まゐらすべきよしにて兄部佐渡守殿とあたれば、これは市中の役人なり、故にかうべ役、または兄部役、または河邊、或は魚物役、または魚物座司など、文祿以後の物に見えて、目代と共に宮市を掌れり。此市、山口より東南に距ること五里にありて、元応元年の大内重弘の文書に、下_ニ周防国合物売、商人等、長職五郎太郎所_ニ右以_テ人所_ニ補_ニ彼職_ニ也、東者限_ニ富田市_ニ、西者限_ニ賀川市_ニ、北者限_ニ大内并得地市_ニ、合物商人等、随_ニ長之成敗_ニ、可令_ニ売買_也云々と見えなれば、この文書に大内とあるは地名にて、大内氏のもの居所なり、山口はや、後に、大内より移りたる里なれば、重弘の代には、いまだ無かりしなり。元応二年より今に至て、凡五百六十年ばかり、相続ける旧家なり、伊勢貞丈の雜記に、兄部ハ、或書ニ力者の長也トアリ、鎌倉年中行事ニ、公方様御発向ノ事、中略、兄部は御長刀を持つ_ニ番ノ御力者、柄長杓ヲ持つ_トアリ、と見えて、兄部を力者の長とのみいへるは、鎌倉年中行事に泥める説なり、さるはいはゆる兄分の義なれば、力者の長は、力者のうちの兄分にて、これ兄部なり、また宮市の兄部が如きは、商人のうちの兄分にて、これはた兄部なりと知べし。されば宮市とは、此宮ありて、此市の立つよりよべる名なれば、もとよりの所の名は松崎なり。

神殿 東西に杉戸各二枚あり、松竹に鶴の彩色絵なり、伝へいふ大内政弘、文明十一年の白蛇の靈験を尊崇のあまり、雪舟に命じてゑが、しめたりとぞ。

中殿 三十六歌仙の額を掛たり、天文年中に大内義隆卿の寄附し玉へる所にして、歌は近衛植家公、絵は雲谷等顔なりといへれど、こは妄説なり、誰人か詳かならず。

拝殿 柱に聯四枚を掛く、京都の村瀬栲亭がかけるなり、正面の鴨居に、泰桓公の自らか、せ玉へる、松に旭の絵の額あり、また其傍に觀光公の寄附し玉へる松梅の額あり、また東に鶴に鷹の絵の額三枚あり、共に英雲公の寄附なり、故事雜彙統篇に、公老_ニ于周府_ニ之後、首廟改造之事落成之日、又親_ニ盡_ニ此額_ヲ掛_ニ樓門_ニ以_テ重_ニ敬仰_ノ之意_ト、守者其謹識_之、永勿_レ誤_ト焉、寛政紀元春三月とみゆ、はじめは樓門にかけられけんを、後に拝殿にうつせるなるべし、また西の鴨居に、鷹に鶴の絵の額二面、薩摩中将重豪朝臣より掲げ玉へり。

樓門 内外に額あり、内なるは、嗟嗟列祖有秩斯祐の八字なり、高辻俊長朝臣の筆にて、山口町人安部某が寄附なり、外

なるは御神号なり、竹内二品良尚法親王の筆なり、竹内宮は、本社にゆかりおはしませば、か、せ玉へるなるべし、本市の町人綿屋長兵衛といふ者の寄附なり。

さてむかしは、この楼門より内には、雑人の入ることを禁ぜられたり、永祿四年の毛利家の制札に、社僧下部、神人子共、自楼門上不可上事、と見えたり、社家の者どもだにか、れば、まして其他は入る事を禁ぜられけんほど推て知るべし、これ汚穢を忌憚するによりてなるべし。

御供所

廻廊 楼門に造りつゞけて、東西左右に廊あり、絵馬をはじめ、書画の額をおほく掲たり。

鐘楼 銘に文応二年鑄之とあり。

裏門 門内北隅に、白蛇出現の井といふ筒井あり、本社に白蛇の奇瑞ありし事度々なり、むかし大内政弘、本社を崇敬せられけるに、文明十一年十月十三日、参詣のをり、此井のうちより、小さき白蛇出現しけり、政弘いたくかしこみて、欲びにたへず、同じき十五日に、剣一口を奉納して、賽せられけり、其寄附状の文にいほく、右寄進之意趣者、去十三日、社頭并辺地経歴之時、於後門御井中、白蛇出現、其端的之当意、成奇瑞之思、則温先例之处、於当社奉崇敬事、往昔以来嚴重云々、か、れば古へよりこのかた、白蛇の靈験その事嚴重なりけむを、社伝に委しく見えざるこそをしけれ、さて政弘朝臣の、白蛇を見玉へるばかりにて、いたく欲び剣をさへ寄附し玉へりけむは、是を見たらん人は、福を得るといふ社伝のありしゆゑにぞありけん。

其後大永六年九月の炎上に、宮司祐雄、御神体を抱き出奉りしに、御座より白蛇飛出たりけり、さいつ年、政弘朝臣の見玉ひし蛇に少しもかはらざりけるよし大専坊祐実、年老たる僧にて、かのをりにもあひたりしゆゑに、よく見知るてかたりけるとなん、さて白蛇をば経箱の蓋に移し奉て、錦の戸帳を以て、御神体とひとつに巻こめて、綱代車に乗せて老松殿までゐて奉りき、と執行坊重雄の言上に見えたり。

またそれより遙かに年序を経て、豊栄公の参詣のをりに白蛇出現せり、円楽坊藏年号不知四月十一日の公の書状に、

先刻致參詣候、誠に目出度候、如^レ此、只今当社などへ社參申候はんずるところ存候はね、不思議と存^{スル}計に候、殊に以前のくちなは拝み申候、殊勝に存斗に候、と見ゆ、是いつのとしの事なりけん、以前のくちなはとあるによれば、これより以前にも白蛇の出現を見そなはしたるさまなり、武光家伝書に、元就公弘治永祿之間、社參兩度におよぶ、此時また白蛇出現す、といへり、かく本国に下向し玉へること、兩度にて、兩度ながら白蛇を見玉ひしは、まことに奇と云べし。

白蛇は本草に銀蛇、一名錫蛇とあるものにて、さるは、常蛇の変じて白色になれるもあれど、本社の白蛇はそれとは別にて、水中を棲^スとしていと稀なるものにて、和名抄を勘るに、蛟また水神と、共に美豆知とよめる、其美豆は水、知は尊称なり、即ち本社の白蛇が、この美豆知なるべし、美豆知といへば、いみじく恐^{カシ}こき物の如く思へど、さにはあらで、相源遺筆といふ書に、其性ゆるやかにして、人をおそれず、凡て蛇の類は臭氣あるものなるに、白蛇は少しも臭氣なしといへる、よく本社の白蛇に符^マへり、抑この白蛇は、昔のさるためしたしかなる事ならば、今も井のうちにすみて、折にふれて、現形もしつべきを、近頃は絶て見しといふ人もなきは、いかなる事ならんと疑ふ人もあめれど、すべて靈物の感應によりて形をあらはすは、非常の人にあへるをりの事にて、古へより鱗鳳龍蛇の瑞多かりしも、みな大人君子の徳によれりと聞く、然れば彼政弘朝臣もわが豊榮公も、共に中興の英主なれば、白蛇の瑞ありけむもうべなるかな。

愛宕社

こはもと、前小路にありしを、五社堂の廢跡にうつせるなり。

須賀社

祭神素盞鳴尊なり。

蓮葉形銅手水鉢

社人番固屋

百八燈舎

通夜堂

常夜燈舎

築地内外石燈籠

内に十八座あり、六座は寛永九年に、大照公より寄附、一座は吉川美濃守廣正、一座は毛利山城守元俱、一座は毛利志摩守元儀、一座は毛利紀伊守元宣、一座は毛利飛驒守元景、一座は益田越中守元堯、また元禄十六年に一座、毛利六郎左衛門就信、享保十四年に二座、毛利伊勢守元雅、宝暦六年に二座、毛利彦次郎廣圓よりの寄附にて、みな毛利家一門の歴々の建立なり、外なるはかぞふるに違あらず。

石碑一座

東の方にあり、銘文、藩士山縣孝孺、筆者草場中章なり、正徳五年に上山昌左衛門建之。

老松社

若松社

此二社、神殿のうしろ裏門の外左右にあり、西老松社なり、本郡注進には、祭神島田忠臣靈とあり、東若松社なり、注進には、祭神富部左衛門靈とあり、天曆元年の託宣記に、わが従者に、老松富部といふ者二人あり、笏は老松にもたせ、仏舎利は富部にもたせたり、是みな筑紫よりわか供に来れる者どもなり、とあり、此文に拠れば、公の御生前にもたへし人にはあらず、幽冥に従ひる神とおもはる、託宣記またく後世につくれる書と見ゆれば、老松富部の事不審けれども、今はかく神に齋ひて、宰府北野共にいちじるき末社なれば、故あることなるべし、永正十六年の大專坊文書、天正十一年、十二年の天樹公の文書を以ておもふに、その創建はいとふるくおもはる。

南馬場壇蔓敷石

石大鳥居 寛永六年に寺家より再造、額は五條爲範卿の筆なり、寛永五年に堅田宇右衛門就門より寄附せり、鳥居古へは上下二所にありしとおもはる、そはこの鳥居が上の鳥居にて、これより今の豎市を南のかたへ下りて、下の鳥居ありし

なるべし、今も地名に下鳥居といふがあり、天正十一年、国司元武其外連署の状に、佐波郡下鳥居田また同十七年の社頭坪付文書に、下鳥居若宮田、と見えたる、これなり、今川貞世の道行ぶりに、鳥居ふたつたり、みたらし川は道にそひて流れてけり、全文は下にひけりとあり、鳥居の二基なりしは、いとふるき事とおもはる、いつのほどに一つは廢せるか、みたらし川とあるは、今の迫戸川なり。

裏道壇蔓

石鳥居

此外に本地堂あり、本尊十一面觀音、元暦元年に俊乗坊重源建立、また経藏もありつれど、解除トキイかれたり。

本社は、贈太政大臣菅原道眞公を中央にして、相殿に天穗日命、建夷鳥命、野見宿禰の三座を祀れり、道眞公を主として、中央におはしまさしめたるゆゑよしは、いかにといふに、公延喜元正月廿五日に、姦臣の讒奏によりて、右大臣の見任を解かれ、太宰権帥に遷さる、よしの言旨下りしかば、二月朔日都を出玉ひ、陸路より山陽道を経て、筑紫におもむかせたまひけるに、同月中旬此国の勝間のうまやに著せ玉ひけり、一夜の御旅ね、あやしの蟹ズガのとまや、御目なれぬ御すまゐ、たとへんかたなきさたなれば、いとゞつきせぬ御泪にかきくれさせ玉へり。

本社鎮座の伝、新古二説あり、新伝説にくらぶれば、古縁起はいと正し、さるは社寺の縁起といふもの、大概虚妄の事のみなるは、みな仏氏の手になれるゆゑなり、されど古縁起のかたはさすがに旧き伝のありしによりてかけるにやとおほしくて、当時の正しき書どもに参考するに、たがへりとおほゆること、をさくし。

まづ新伝説に、船にて勝間浦に著かせ玉へるよしにいへるは、北野縁起に、かくて鎮西へおもむかせ玉ふ間、船中波のうへ、ならはぬ旅のそら、おきつ汐風にめをさまし、岩うつ波に御心をくだきつ、と見え、また梅松訴陳に、吾神去洛邑趣海路之日と見えたるによりて、つくりなせれば、いみじき誤なり、公の御下向船路にあらざりしことは、後草に載せたる叙意一百韻の詩に老僕長扶杖、疲駭數費鞭、臨岐腸易斷、望關眼將穿、落淚欺朝露、啼聲乱杜鵑、街衢塵霧々、原野草芊芊、伝送蹄傷馬、江迎尾損船、郵亭余五十二、程里半三千、とある、こ

れ京都を發て、筑紫に下り玉ふ、途中の意を叙させ玉へる詩なるが、その中に、疲驂臨岐朝露街衛原野などの字、みな陸路のことにて、またく山野のさまなり、次に伝送踏傷馬江迎尾損船、とあるは、江といひ、船といへる、海路の事ならんかとおもはるれど、さにあらず、此二句は、公左遷の御身なるゆゑに、駅々の役人も、なほざりに送迎して伝馬をも、踏の傷つける、渡船をも、尾の損れるを出せるを歎き玉へるにて、江迎とは即門司の渡などの如き、水駅は更にもいはず、佐波川小郡川のたぐひも、共に江といはるべし。

されば一百韻のうち、一字も海上の事は見え、是のみならず、源氏物語の注に引ける、公の明石にて、駅長にこたへ玉へる詩、また今川貞世の道行ぶりなる、安芸の国の山中の、こしきの天神の故事なども、みな陸路を下らせ玉へるよしなり、殊に延喜太政官式に、凡新任^ニ国司赴^リ任^者、山陽道備前以西、及南海道等^ノ国、並取^ニ海路^ヲ、給^レ食^ト如^ト法^ク、自余^ノ諸国、及太宰帥大式、皆給^ニ伝符^ヲ、と見えて、山陽南海の国司は海路なれども、太宰帥大式等は陸路なるにより伝符を玉へるが当時の制度なり、伝符とは、陸路を都より都に継ぐ驛のものなり、此伝符に人馬を玉ふ員数を載せたり、公貶謫の御身ながら、猶権帥を帶玉へり、たとへ見任の官にておはしませざとも、いかでか正帥に准へて、陸路を下向し玉はざらん、たゞ此式条のみにて、陸路のことはいちぢるし、されば本社^ノの古縁起、陸^ノ御旅寝^ノのことにいへる北野縁起などの虚妄にはまさりて、信をとるに足れる書さまなり。

さて江^ニ迎^フ尾^ヲ損^セ、船のつゞきに郵亭余^リ三^五とある、即京都より山陽道を経て、太宰府までの駅数の大概にて、延喜兵部式を勘るに、まことに五十あまりありけり、また程里半^三千^二とあるも、京都より太宰府までの駅路の里数にて、千五百里にはいたく足ねど拾芥抄に、自^レ京長門西浜マテ^ノ行程^一千^九百^七十八里也、六町為^一里、と見えたるは、実地にあたらずして、徒らに広く云たるものなれば取がたし。詩は字に平仄雅俗のさはりありて、正しくは云ひ尽されず、大概を挙て綴りなし玉へるのみ、さればかく、前には原野山川をつらね、後には駅数里数をのたまへる、陸路なりし事はなんも更なり、また詠^ニ白樂天^ノ北窓^ニ三友^ノ詩^ヲの詩の中に山河遼^々矣^{隨^テ行^{隔^リ風^景黯^然在^レ路^{移^ルと}のたまへるも海上にはあらぬ証ならずや。}}

然るを近頃松崎鎮座考といふものを著して、此神の船より勝間の浦におりさせたまひて、久しく防府に留まらせ玉へ

るよしの新伝説を正しとして、かの叙意一百韻なかばより以下は、太宰府にての事を作らせ玉へる詩なるを、この松崎にての事にいひ枉げて其証にしたれど、税駕南樓下、停車右郭辺、宛然開小閣、觀者滿遐阡、中略信宿常羈泊、低迷即倒懸中略移徙空官舎、修營朽椽椽、荒涼多失道、広委少盈塵、井壑堆沙甃、籬疎割竹編云々、これ税駕停車ハ、宰府に著せ玉ひし時のさまにて、南樓右郭は、共に宰府の官舎のことなり、宛然開小閣、觀者滿遐阡とは、府城の腋門を開きて入らせ玉へば、公の御容を見奉らんとて、府官を始め雜人原、いと多く城内の阡陌に滿て待迎へたるさまなり、宛然とは物にさからはぬことにて、さしも三台の極官を極め、天下の有識を仰がれさせ玉ひし人なれば、見者はその心しらびして、いとをしみ歎きつつ見奉れども、公は何ともなき体にて、ふと小閣より入たまへるなり、小閣は小門にて、遐阡は広き阡なり。

そもそも太宰府は、文徳実録に、西極之大壤、中国之領袖也、東以長門為開、西以新羅、為拒とあるが如く、鎮西の一大都会なれば、南樓右郭小閣遐阡も、さもあるべくおもはるゝを、これを防府の事として、国司の□に准へんには、いとつきなきこゝちす、かくて信宿とは、二宿とまる事にて、公、宰府につかせ玉ひても、住玉ふべき所としてその用意もいまだあらざりしまゝに、二夜計りは官舎におはしましたれども、此官舎は、見任の官人の居所なるゆゑに、信宿の間に、空官舎の洒掃もとのひて、其方に入らせ玉へるを、移徙空官舎とはたまへるなり、修營朽椽椽よりに以下は、常に住む人無き空官舎にて、軒端も朽ち、庭除もあれば、わけ入る道をも迷ふばかりなりしさまを述べて、おほん住処のわびしきことを、のたまへるなり。

かく宰府にての詩なることは、意明らか、義貫きて、いとよく聞えたるを、防府に滞留り玉へる証に索強て、公の御徳を頌はさんとするは、何事ぞ、そもく、貶謫の御身を以て防府の勝景に御心をとめ玉ひ、久しく滞らせ玉へるやうの事ありなんには、朝廷に対して、いかに御うしろめたき御事ならざらんや。

さるにより、太宰府に久しくとまらせ玉へるほどに、一步も門より外に出玉はず、後草なる不出門の詩に、此地雖身無掣繫、何為寸步出門行とあり、謫居の御身ゆまかくの如し、また都府樓も僅かに画棟をよそながら見、觀音寺もたゞ鐘声をしるべに、そのあたりならんと思ひやるのみ、とい

ふ事をも、作らせ玉へるを以て、旅中恣に遊覧などし玉はざりしを知べし、これみな恩賜御衣、今在_レ此_ニ、捧持毎日祥_ニ余香の、忠誠の神慮をたどらで御下向の時は、河内国の道明寺に、伯母の尼君のおはするを訪ひ玉へり、といふ事、河内志に見えて、無題詩なる惟宗孝言の過_ニ道明寺有感の詩に、檉那昔至_ニ留_ニ神跡_ニの句を引たれど、こはその小注に、菅大相国依_レ為_レ檀越昔日屢來中略其跡猶殘_キ故_ニ有_レ此句_ニと見えたれば、貶謫の時に立よらせ玉へるにあらす、もと此河内の志紀郡に、土師の里ありて、今も道明寺村に、土師氏の祖神天夷鳥命を祀れる社あり、道明寺も菅原氏に縁ある寺なれば、公若くおはししほどより、屢參詣もし玉ひしま、に、養後社を建て、神靈を祭れりしかば、留_ニ神跡_ニといへりしなるべし、さるをさばかりにては、奇異ならぬゆゑ、俗人の信を興さしむるにたらざれば、伯母御前の事を設け、かくのごとくつくりなせるものなり。

されば防府に久しく止まらせ玉へりといふも、河内に立よらせ玉へりといへるにおなじさまの妄談にて、妖僧姦巫等の、世を惑はせる説なれば、勝間の駅にはたゞ一夜やどらせたまへるのみなること明らかなり。

又新古今集なる、月ごとにながるとおもひしますかがみ西の浦にもとまらざりけり、といふ公の歌を、今防府の西南の隅なる西の浦の事なり、といへれども、こは八代集抄に、西のそらとあるに従ふべし、そとうと字の似たるより誤れるなり、其故は、防府の西浦は、もと田島といへる島なり、今川貞世の道行ぶりに、おほ崎のうら吹かぜの朝なぎに田じまをわたる鶴のもろこゑ、とよめる田島のことにて、その西のかたの浦なるゆゑにいへる地名なれば、延喜のむかしに、さる島内の小名などの知らるべきにあらず、さればこゝを西の浦といふは、寛永五年に潮合の新墾ありしより、引続き、こゝかしこに田島おほく出来そひ、地続きの一村となりし時、西の浦となづけしものにて、公の歌などに載るべき名所ならぬこと、弁をまたす。

但西ノ浦は筑前にありて、貝原氏の後風土記に、此歌を引けり、されどこれはた西の浦といふは、いづこにもあるべき地名なれば、此一首を以て、必ず其所の歌なりとも定めがたし、もし上件にいへる如く、西のそら正しからんには、一首の意、初句、月ごとには、毎月の意、三句ますかゞみが、即ち月にて、都に居しほどに月ごとに見し月よ、東より出て、西のかたの天にとゞまる物とのみおもひしに、かくはるかなる西のはてにさすらへ来て詠むれば、猶その空にもとゞまらざりけり、とのたまひて、御自らは、かく西の国に流され来ても、とゞまる所あるをよろこびて、心を慰め玉

へるなるべし、さるは後草のうち、代月答の詩に、天廻玄鑿雲將鬻、唯是西行、不左遷、とつくらせ玉へるも、おなじ御心やりの意なるにあはせ思ふべし、されば詩にても歌にても、公の防府に滞留したまひし証はさらになしと思ふべし。

然るに此処に在住の士族に、土師氏なる者多かりしが、菅原氏は出自土師氏にて、共に天穗日命の子、建夷鳥命の後裔なれば、さばかり宿徳の大臣のかゝる災に遇玉へるをば、おほよそ人だに歎くべき事なるを、まして同姓の因みあれば、殊更に深くかなしみて、勝間の駅なる、公の宿館にまゐり、拝謁せしなるべし、新伝説の如く、防府に久しくとゞまり玉ひ、或は松方崎に逍遙し、或は国分寺に参詣したまひしなどかけるは、更に左遷の人の所行にあらねば、たゞ一夜やどらせ玉へるのみなりし事、叙意一百韻のうちに、途中にとゞまりたまへるさまの、更に見えぬを以て知るべし。

土師氏の人の、防府におほかりし事は、いかなるよしぞといふに、推古天皇の十年に、来目皇子を將軍として、新羅を伐しめ玉ひけるに、皇子筑紫にて薨玉ひければ、周防の佐波に殯し、京都より、土師連猪手を下て、葬事を掌とらしめ玉ひし事、日本紀に見えて、故猪手、連之孫曰、娑婆連、其是之縁也、と見えたり、然るに来目皇子の殯葬の事終りて後、猪手連、即佐波郡に止まり住めりしゆゑに、京都に上りて仕官の時、その同姓の在京なる土師氏に混ぜざらしめじとて、みづから本貫の郡名をそへて、土師、娑婆、連と称したり、その証は日本紀の皇極天皇二年の件に、土師、娑婆連猪手視、皇祖母喪、また大仁土師、娑婆連、掩山背大兄、王等、於班鳩と見えたるなど、京都に上りおしほどの事なり、この時の合戦に、猪手は箭に中りて死せしより、娑婆連の事所見なし、されども、猪手連の孫曰、娑婆連、とあるによれば、これより後も、子孫の在京せし者ありて、土師の娑婆連と称したるにこそ。

また本貫なる佐波郡にとゞまり住る者は、所の名を氏とせども、もとよりの土師連にてありけんが、子孫やうやうひろごりて、東鑑に載せたる文治三年の文書の連署、また牟礼阿弥陀寺藏正治二年の坪付、同寺藏の建久八年の鉄塔の銘文、同寺藏の正和二年の願文、国分寺藏の正中二年の文書、本社藏の永和五年、宝徳二年等の文書に、土師、宿禰みえたり。

土師氏、上件にしるせる如く、始めは連なりしに、天武天皇十三年に、土師連賜姓曰「宿禰」と日本紀にあれば、天武の御代より、宿禰になれりしなり、然るに彼古文書其外に、娑婆、宿禰と署せるもまじれるは、猪手の子孫の京都に在し中に、本貫なれば、佐波郡にかへり来て住属もありしが、猶都にて唱へなれしま、に、娑婆氏を称れるなるべし。かく土師宿禰娑婆宿禰はその出自おなじきゆゑに、始めは土師娑婆連と復て唱へたりき、かく復て唱ふるにて、土師氏なる事は論なきゆゑに、土師氏に宿禰を玉ひてよりは、娑婆氏も宿禰と唱るべきことほりなり、故別に娑婆連に宿禰を玉ふことは無かりしものなり。

かくてその土師氏娑婆氏の者ども公の宿館本文に一夜の御やどりあやしの蟹のとまや、とある家のことなり。にまゐりし人のうちに土師信貞といふ者ありしよしに記して、この信貞は、故の大宮司武光氏の祖先なりといへり、そはまことに武光氏の先祖にてもあるべけれど、公の御下向の時の人にてはあらず、その証は、次の本文に引る如く、古縁起に、時の国司宝殿を建立、と見えて、その終の文に、爰に従五位下土師信定願として、帰敬の厚き志を運び、如在の冥助をたのみ奉り、利生を道俗男女に施さんが為に、勸進を親疎遠近にもらさず、神道のかたじけなき趣、旧跡のあらたなる理を、九牛の一毛を、後素にあらはして、中丹にのべたり、といひ、大永六年の執行坊重雄言上に、昔家当国へ御下向之始、時之国司御崇敬中略就中従五位下土師信定奉崇以来、俊乘上人重而再建、とみゆ、かく古縁起、重雄言上共に、公の御下向の時にあひし人をば、たゞ国司とのみひて、名を記さねば、今さだかには知られがたけれども、土師氏の人なりし事は疑ひなかるべし。

さるは国司のうち、椽目の類は、国人を以ても任せらるゝ例なれば、上件にいへる如く、土師氏の一族、防府に多ければ、氏人の内に、椽目の間に任せられ居し者のありけむが、公にあひ奉りしならん、今この土師信定を古書に徴するに、上件にひける古縁起重雄言上、また永祿十四年の文書に大宮司役之事者、往古周防国司、為土師信定筋目七百年以来、社役取次申来り候、とあるなどに拠るに、信定を新伝説に信貞といへるは誤ならんか、但古縁起の出来しはいつの事ならん書に応長元年と見えたるは、始めて出来し年なるか、後に書写せしものなるか、定がたけれど、いづれにして

も、応長の前、いくばくならぬほどの作なる事、三代聖人殊に崇重のあまり、とあるにて知られたり、三代聖人とは南都大仏殿再建の領所に、本国を充られて、俊乗坊重源、文治二年に国司拜任せしより庄嚴坊行勇、一乗坊圓琳までをかけていへるものなり。その圓琳の拜任は、仁治年中なれば、此古縁起仁治より後にかきたる事決せり、然るに信定縁起の願主ならんには、永祿十二年の文書に七百年以来といへる、いと杜撰なり、仁治元年より永祿十一年までは、三百三年□長元年より永祿十二年までは、わづかに其間二百五十六年にて、いづれにとりても七百年といふには符はず。然るにまた信定の縁起を作りし時の人にて、公の御下向にあひ奉りしは、新伝説にいへる信貞なり、そは武光が系図に見えてたしかなる人なり、と或人いへれども、系図は取がたき事多し、阿弥陀寺藏正和二年在庁官人連署の文に、土師信貞といふがあり、応長正和と年号つゞき、定と貞と字は異なれど、訓同じければ、同人なるべし。

されども、この松方崎の地たるや、後ろに峨々たる砂山聳えて、松の翠、物ふりたり、前に渺々たる蒼海たへて、行かふ船織るが如し、河水東西にながれ、左に名藍の画棟うるはしく接し、右に古祠の千木高くならびて、高浜にしほやく烟は、行人の思ひを咽なげばしめ、佐婆のうらに綱引あなひするこゑは、旅寝の夢を覚さしむ、みる物につけ、きく物につけ、かつは客愁を催し、且は爵懷をなくさむる媒なぐさならざるは無し、まことに山陽第一の勝景なれば、公一夜の御やどりながら、いたくこゝに御心とまりて、土師氏の人々と懇にかたらひ玉ひ、此地いまだ帝土をはなれず、願くは居を此所にしめんと、御心のうちに、御誓ひありけりとかや。

名藍は国分寺なり、此寺の事下にいへり、古祠は玉祖神社にて、本国の一宮なり、神名式に佐婆郡玉祖神社二座とあり、神名帳頭注また一宮記等に伊弉諾男玉屋命といひて、祭神一座の外は見えず、今思ふに、建久六年の玉祖神社造替目録に、御輿一脚御束帯一具と見えて、一神の御装束のみなれば、本殿は玉屋命一座なり、然るに二座とあるはいかにといふに、彼年号不知の文書の中に、浜宮御祖ミヤノミコ社といふがあれば、この御祖ミヤノミコの神をそへて、二座なるべし、たとへば山城の賀茂も、上社は別雷神社、下社は御祖神社にて、これは代々の天皇の御産土とまします他に異なる神宮なるゆゑに、式にも別に下上と分て載られたれども、賀茂の名号は同じきが如く、この社も固にては玉祖神社玉祖御祖神社と別にしたるを、もと一社のうちの別宮なるゆゑに、奏進の文にはひとつにして玉祖神社二座とせられたるもの歟。御祖と称するは、姓氏録に玉祖宿祢、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、とある、

この荒木命の御事なるべし、なほくはしくは別にいへり。

高浜に鹽やくとは、高浜といふ地名、いとふるくは見えねど、今川貞世の道行ぶりに、西南にさしむかひて、一重なる松山の侍るを、くはの山とぞいふ、麓に松原とほくなみたちて、あたりはかた浜とて、鹽やく所なり、とあり、また足利義満將軍巖島詣記に、この国の国府の南たかはまといふ浦ばたの、みたじりといふ松原に、御旅所をたてたりとみゆ、今按ふに、道行ぶりにかた浜とある、かたはたかを下上に誤れるにて、巖島詣記のたか浜と同じ所ならん歟。

防府の地、今は四方ことく新懇の田島となりて、桑山その中に独立せり、この道行ぶり、巖島詣記等を地図にあはせて考るに、桑山の麓東南のかた今の三田尻町、高洲、松原かけて、吹上の砂や、高き浜なりけんとおもはるれば、此辺すべて高浜といひしなるべし、高洲はこの高浜のうちの洲になれる所の名なり。

みたじりの名、巖島詣記に始てみえたれど、いと旧き義ある地名なり、そは今は三田尻とかけど、三は正しくは屯とかくべく、屯田とは朝廷の御料の御田なり、その御田のある所の後なる里なれば、御田後といふなり、三田尻とかくは仮字なり、さて此屯田のある所には、かならず屯倉あり、屯倉は屯田の租税を収納する倉にて、これを美耶氣と訓むは、御家の義なり、いま頓藏主と字けし地あるは、屯倉をミヤケと訓む事をしらで、いつのほどよりかトンサウと唱へ来りしを、僧名とおもひてトンサウスといひ訛れるなるべし、か、れば、三田尻はいみじき古跡にて、松方崎より南へ桑山の東の麓松原まで通りて、東の方、高洲、三田尻町、警固町のかたへかけて、いさ、か地形の高きやうなるは、げに高浜とも云けん所のさましたり。

道行ぶりに此坂こえてこれ橋坂の事にて、浮野富海の間の坂なり。西のふもとに入海あり、東西に山さしめぐりて、その前に島あり、西ひんがしのあはひに二のわたりありて、舟ども是を出入なめり、といへり、この入海が、即ち仲哀紀に、参迎于周芳沙摩之浦而献魚鹽地、また雄略記に尾代従家来り会蝦夷於娑婆水門合戦とある所なり、山さしめぐりてとは、東は牟礼山江泊山、西は大崎山佐野山のことにて、東西二里余の南の沖に、向島田島を始め、島々多くつらなり、いはゆる周防洋との際を隔て、おのづから防府内海の屏となれりしなり、こゝを内海といへる証は見あたらねど、

橋坂を東へ越えて外海トシといふ富海とかくは後世のことなり 地名のあるを以て、防府のうちは、内海なりし事を知べし。

また西ひんがしのあはひにふたつの渡ワタあり、といへる東のわたりは、今はなし、おもふに古へは、浮野の西の方の海や、奥まで入て、牟礼の坂本登尾大谷などの川々、ひとつに会し、潮と水と混合して、船渡しの所となれるなるべし、今は大路より、南ことく新墾の田畠となれるゆゑに、渡船を用るほどの川はなし、西のわたりは佐波川なり、佐波川は、みなもと徳地の鯖河内村といふ所より起れり、此村名は、もと佐波川の水源なるゆゑに、佐波河内とかきしを、後に鯖河内と改めたり、といへり、東大寺造立供養記に従ツ三ツ中ツ出ツ大河、名ツ曰ツ佐波川ツ矣、木津ツ至ツ于ツ海ツ七里ツ三十六町ツ為ツ一里ツとあり、按に木津は、徳地の引谷といふ所ツにありて、その引谷は、船路村のおくなり、阿弥陀寺藏、元徳二年の文書に、下徳地保引谷山ツ木津ツを流ツ下ツししゆツに、木津となづけたるならん、阿弥陀寺藏、永観二年の文書に、於ツ東大寺鎮守五社御宝前ツ三ヶツ國威打箇者周防佐波郡三谷引谷之濼木屋所ツ而奈良定屋敷安置、とあり、國威の威は、印の仮字にて、国印なり、東大寺再建の料に、周防國を寄せられて、重源法師、国司になりて下り来り、徳地の柚に入て、材木を伐らせ、これに押す処の印なるゆゑに国印といふ、則ち東大寺の三字を鐫たる鉄印にて、今に阿弥陀寺に藏せり、然るに防長の者ども材木などに押す印の事を字に極印とかきて、コクイといふは、これより詭り来れるなり、濼、木屋とある濼は、字書に小水入、大水、曰ツ濼ツまた濼水、金也と見えて、引谷の水の佐波川に落あふ所なるゆゑにかけける字なれば、オチアヒノ木屋と訓むべし、類聚名義抄に濼字を載せたと、谷とのみ注して訓見えず。

さて道ゆきぶり松崎神社の事いへる件に御前の作道ツクミチは、廿余町ばかり、浜ばたまで見えたり、其うちに鳥居ふたつたてり、みたらし川は、道にそひて流れてけり、橋などかけたり、その西みなみにさしむかひて、一重なる松山の侍るを、くはの山とぞいふ、ふもとに松原とほくなみたちて、あたりはかたはまとて、鹽やく所なり、といへり、かたはまのかたはなかの誤歟と上件にいへり。

作道ツクミチとは、松が崎の馬場筋のことにて、豎市より、三田尻に通ふ大路なり、これをつくり道といへるは、本社オモテの御前マヘの通路なれば、掃除を清らかにして、破損の所無きやう、作り繕ひてあるゆゑに、作道といふいにしへ京都の羅城門外の南

路を、諸書に鳥羽の作道といへるも、同義にて古言なり。この作道より、桑山の東の麓にかけて、南のかた沖の浜ばたまでは、地形や、高くて、古しへも潮のかよひはなかりしなり、されば此書に、浜ばたといへるは、高洲のあたりならん歟東佐波令は倭姿の水門よりの入海にて、今の龜石、古開作、勝間開作、自力開作、新田開作など、みな海中なりしなり、また西佐波令は田島の東の方、向島の西の方より、北に向ひ、向島の東より西に向ひ、また西の浦のかた、三方より潮かよひて、東西よりさしあふ所を今も潮合といへり、シホアヒを約むればシハヒとなるなり、さて桑山の西、仁井令より、大塚伊佐江のあたりまでは、田島にて、南のかたは海浜、北のかたは佐波川の水、汎く流れ、植松泥江より西南みな海なりけん、委しくは図をみて知るべし。これまで廿余町はあらざれども、およそを以ていへるなるべし。

桑山は齋藤某云、もと久米山なるを、二合して、桑とかけば、いつとなく桑山と誤れるなるべし、推古紀に十一年征新羅大將軍来目皇子薨之其臨大事而不遂矣、甚悲乎、仍殯于周防倭婆とあり、英雲公三田尻に菟葵の地を営み建玉ひし後、天明五年の四月に、桑山に涼台を構へ玉はんとて、山頂を平らさしめられけるに、土中より鏡鈴劍梓の類百餘種を堀出せり、そのよし公に申ししかば、新に石櫃をつくらしめ、藏めて小社を建立し、これを若宮と崇祀し玉へり、くはしくは侍読滝鴻か銘に見えたり、おもふにこれ、来目皇子を葬りしとき、埋めたるものならんか。

ふもとに松原とほく、とあるは桑山より南に、今も松原とていと清き松林ありこれを鞠府の松原といふは、玖珂郡の鞠府の、万葉集に見えて、名高き名所なるを、後人うらやみて襲ひたるものなり。畿島明神の社たてり、畿島詣記に、国府のみなみ高浜といふ浦ばたの、みたじりといふ松原に、御旅所をたてたり、此松原はそのかみ、畿島の明神こゝにあまくだりまして、今のいつくしまにはうつらせ玉ひければ、げにぞ神さびたるや、白かねをしけるやうなるいさご、西東のすさきの中を、入江のやうに、二すちばかり汐さしいりて、浦松のいたく木高からで、枝さしおいかゞまりて、木たちつくろへるやうなる、むら／＼おひて、其中にちひさき社のふりたるぞおはします。

松原や高洲の梢こゆるまで月の出汐のふけにける哉

此文によりて、地形を考るに、東南西の三方は海にて、桑山の麓や、東によりて南の方にさし出たる原なり、西東のすさきの中を、入江の様に二すちばかり汐さし入りて、とはこれ今の新田高洲より、才の松の方にさしいるが、東の入江

前河内石けろより才の松の方にさし入るが、西の入江にて、二すちといへるは、浜に高低の所ある故に然るなり、か、れは本社の御前の作道より、高洲あたりまで、つゞきたる崎にて、この作道の左右、松原へかけ、松のみおほくおひしげれるに、牟礼のかた、大崎のかた、共に北へ奥深く入りて、本社の地ののみ、その中央に南のかたへ長く引はへたれば、松ガ崎の名、誠によく叶へり。

つひでに云ん、今かよふ所の筑紫路は、宮市より古曾原コソヅといふを過て、佐波川の南の堤を下り、植松のうち、御手洗八幡宮のうしろを経、佐波川をわたりて、大崎佐野と、ほるなり、古しへは然らず、道ゆきふりに、長月はこの国府クニノミヤにてくれて、神無月の七日の夜ふかくたちて、猶干がたの道をゆくに、しまぐ入江くども、いふばかりなく、目もあやなる所々うちつゞきたり、大崎の浜、田島といふかたは、うちけぶりたるやうにて、あけぼの、空のどかにて、浪のおとも聞えぬほどなり、芦辺のたづのあけぬとなくこゑのどかなり。

大崎のうら吹風の朝なきに田島をわたる鶴のもろ声

其こなたは村の煙立ならびて、梅や桜の時ならぬ花さへ咲そひつゝ、朝けの風に匂ひ来るも、春秋をならべたらんこ、ちしておもしろし、ひかたを行かる、ほどに、しほみちぬべしとて、北にそひていき、かなる山路になりて、岩ぶちといふ処にいでたり、とみゆ、これ古しへの道路なり、猶ひがたの道をゆくに、島々入江々々ともいふばかりなく、とあれば、今の宮市の中市新町あたりより北さまに舟橋のかたにかけて、すべて海にて、潮のみち干する所なり、とおもはる、舟橋のこなたを今船本といふは、船橋あるゆゑの名にはあらで、むかしは此あたりに、渡船を繋ぎおきしゆゑに此名あるなるべし、舟本渡守太良左衛門といふ者弘治三年永祿四年の佐波川渡舟賃銭定の文書を持伝へたるを以て地名の義を知るべし。

此文に、島々入江々々とする、今おもふに、こゝに島々といへるは、宮市より西南、すべてみな海の中とはいへども、今もある夷森或は福宝寺、護国寺の類、潮干れば陸路よりつゞき、潮みては船なくては通ひがたくて、遠くみれば、こかしこに、島の如ききましたる所もあり、また潮のあなたへさし、こなたへながれて、入江々々の如くみえたる所もありて、そはいふばかりなく、めもあやなるとあるもさもありしなるべく、その眺望、実に目もあやなりけんかし、か

くてその渡しをこえ、右田村のうち、片山高井の山ぞひを、南にくんだり、大崎佐野の間に出しなるべし。

此文に大崎のはま、田しまといふかたは、うちけふりたるやうにて、といへるは、いまだ大崎佐野の間に出ぬほどにて、今の船橋のわたりの、東西の際よりながめたるさまなり、大崎のはまとあるにて、今の一宮の南西、みな海なりし事を知るべし、むかし一宮の別宮に、浜宮とてありしも、海浜なりし一証なり。

さて文に干かたをゆきかゝるほどに、潮みちぬべしとて、北にそひて、いさゝかなる山路になりて、岩ぶちといふ所に出たり、とあるによれば、佐野より、たをが崎のかたに、山のふもとをめぐる道ありしなるべし、されど潮みては通ひがたきゆゑに、貞世は山路より岩淵に出られしなり、この山路がいはゆる、佐野嶺にて、山陽第一の風景なり、と近頃こゝをかよふ騷客の歌よみ詩つくる、いとおほきを、貞世さばかりの人にて、此処にて一首もよまれざりしは、いかなる事なりけん、桑山大崎などの言のはに、いひ尽されたるゆゑならんか。

そはともあれ、今この道ゆきぶりを引て、かく防府の地理をくはしくとけるは、菅公の下らせ玉へる時と、貞世の過られし時とは、殆五百年におよべれども、いたくたがへるほどの事はあらざりけん、とおぼしきは、上件の細注に引ける、佐波川渡船の文書を見ても、弘治永祿の頃までの西国の往来も、猶右田のかたへ廻れりしさまなれば、今の如く宮市より大崎に、たゞちに通るはいと近き事なるべく、故に貞世の紀行によりて、菅公の過たまひし時の道路を知らせんとてなり。

松崎神社顯聖記

卷下

近藤芳樹撰

かくて菅公、土師氏の人々にわかれ、太宰府に下らせ玉ひて三年が間、つくしにおはしましけるに、同じき三年の二月二十五日、つひに彼地にて覺し玉へり、この時神光佐波の海に顯れ、瑞雲酒垂カクシの峯にそびえて、奇異の瑞相化現しければ、時の国司をはじめて、渴仰のこゝろ肝に銘じ、随喜の思ひ感を催して、海浜に臨みて是を拝見しあへり、其時国司、宝殿を建立し、玉扉をひらきしより、是を松崎神社と号せり、これより以来十月十四日十五日を以て大祭の日と定められたり。

神光海に顯れ、瑞雲峯にそびえし云々は、古縁起によりてかけり、あやしく奇異の事のやうなれども、これ則ち公の顯聖し玉へるにて、神靈の今に赫々たる、まさにこの時にはじまれりといひつべし、酒垂カクシは、別当大專坊、御膳所円樂坊、下司乗林坊、東林坊、密藏坊、等覚坊、千藏坊、会所坊の九坊をあはせて、酒垂山満福寺と号せり、その山号の酒垂カクシにて、もと地名より出たり、されば此二字シユスキと音にはよむべからず、社藏の嘉暦四年の文書に、佐波令南方逆田里廿二坪伍段、また觀応三年の文書に、逆田里卅四坪三段、とあり、松崎の北方、酒谷といふ処に酒垂石とてあり、慶長十八年の坪付に、酒谷とある処なり、水の味甘美にして、酒の如きゆゑになつてたりといへり。

さて此時顯聖の奇異におどろき、国司をはじめ、みな人々海浜にいで、拝見せり、国司はたれなりけん、諸書に所見なければ、今しられず、但椽目には、国人も任せらるゝこと、上件にいへる如くなれば、そのうちには、土師氏の人もありしなるべし、国司を信貞なりといへるの非なるよしは、上件に記せり、この時国司のはからひを以て、宝殿を楳建し、是を松崎神社となつてたりけんこと、いさ、か不審なり、国司といへども、一任四年か五年かにて、交代するものなれば、後世の大名高家の人々の、恣に社寺を、その領内に造立するやうの事はあるべくもあらず、されば、恐らくは国司のうちにて、公の御下向の時謁アヒたてまつりし人々の奇異の顯聖を崇信して、形ばかりの小社をいとなみ、神靈を鎮座チンザめしならんか。

か、れば此神を祀れる社、天下にいと多しといへども、松崎よりさきなるはなし、といふべし、されども、やうく神殿拝殿などもいで来て、神社の結構と、のひたるは、たしかにいつともしられねど、延喜の末より延長承平の間の事なりけん、延喜四年の建立なりといへるは、うべなひがたし。

しかいふゆゑは、菅原系図に、公の御子を載せたる中に、四男景監、周防守なるよし見えたり、諸家大系図に、周防守兼鑄錢長官、とあり、おもふに、この景監朝臣任国のほどに、防府在庁の官人のうちに、公の御下向に遇奉りし者存命居て、彼古縁起に載せたる如く、此地いまだ帝土を離れず、願くは居を此所にトんと宣ひし事どもより、顕聖の奇異に至るまで、詞に色をそへて、申ししに依て、朝臣すなはち、防府を公の御霊のとまれる所なりと、なつかしくおぼしめし、かつは在任の間、祭祀をも行むために、本社を叛建し玉へるなるべし、尾古重伴云、景監朝臣を公の四男といへるに疑あり、そは諸書に淳茂朝臣をこそ四男と伝へたれ、景監を四男といへること菅原系図大系図をおきては所見なし、また景監といへる名もみえず、おもふに淳茂といへるは若きほどの名にて、後に景監とあらためられたるものならんか、江談抄にも、菅家の御子淳茂とありて、父子文章を伝ふる列に称譽せられ玉へるばかりの事なれば、おのづからその淳茂といふ名高くて、景監と改められし後迄も若き時の名もて伝へたるものならん歟、又は景監と申ししが始の名で後に淳茂と改められしか、其前後こそともあれ、異名同人ならでは符はざるやうにおほゆ、又は筑紫まで具し玉ひし幼男の、後に景監と名のり給ひしものにて、四男とあるは譯にや云々、此説いと審かなり。

さればその起立おもふに、太宰府よりは以後太宰府の社は延喜五年の叛建なり、北野よりは以前なりけん北野の社の叛建は天曆元年なり、かくて後、北野は朝廷の命祀となりて、官幣に預り玉ひ二十二年社注式云、永延元年八月五日、始祭、預官幣、此方は国司の所祭にて、勅許の神詞ならねば、後に北野の附属となれりしにやあらん。

そは本社に蔵れる年号不知八月六日の院宣に、北野神領周防国天神郷事、山方違乱可全、所務由可、有御下知之旨院、御気色所、候也以、此旨可、令申入、座主、宮、給、仍、執達如件、とあり、此文に山方違乱とある山は叡山なり、諸門跡譜を勘るに、曼珠院世、号、竹、禪門跡、云々、の下に慈守大僧都、太政大臣藤原公賢公息、後、山本左大臣実泰公、孫とある、次に茲昭権僧正と載せて、同男至、当代、梶井門跡大塔、宮尊雲法親王雖、為、押領、三箇年、後令

遂に再住し給ふ云々とあり、此文などは心得がたきを、当代といへるは、茲昭僧正の事にて、此竹内門跡領を、茲昭の代に
至て、大塔宮に押領せられたまへり、大塔宮は、後醍醐天皇の皇子護良親王の御事にて梶井御門跡なり、即ち叡山の座主
にておはしませり、竹内門跡御無任なりしかば、叡山の座主より、竹内を兼ね掌り玉へりしゆゑに、自から、其竹内領
を押領したまへりしに、三箇年へて、また茲昭僧正再住し、本の如く竹内領を掌り玉へること、なれり、三箇年とある
は、大塔宮の、足利直義に弑せられ玉ひしほどの事にて、宮のなくなり玉へる後、この門跡、ふた、び茲昭僧正に帰し
たるものなり。

さるは本社、はじめより北野に属したりしゆゑに、此宮市は、北野神領なりしかば、北野社より支配して、諸税こと
くく本社_の造営料其外に充、またその税のうち二十石を正税として、毎年竹内御門跡へ運送せり、二十石のこと下件にい
へり、然るに北野社を竹内御門跡の管し玉ふより、竹内御門跡は、叡山の座主宮にておはしますゆゑに、大塔宮の御時
その權勢を以て、本社_の敷地の諸税を、残らず叡山に納めさせたれども、たとへ座主宮の御支配を承たりとて、さは
あるまじき事なるゆゑ、山方違乱といへるなり、次文に可_三全_二所務_一由、可_レ有_三御下知_二之旨_一院、御気色所_レ候也とは、
叡山に諸税を取るは違乱ゆゑに、以来二十石の外は、全く松崎社の所務とすべきよし、院、御所の御思召なれば、そのよ
しを座主宮に申し入しめ玉へと、竹内御門跡の家士に執達せられたるなり、此座主宮は、たしかに其御名知られねど、梶井御門跡
にて、尊雲法親王の後席に玉ひし尊胤承胤兩親王のうちなるべし、兩親王共に天台座主なれば座主宮といふべし、かく見ざれば此文解しがたし、
此文解しがたくては、北野神領なりし由緒もしられぬなり、次なる重雄言上にあはせて、其義を弁ふべし。

また有故雜文卷七に、曼珠院御門跡領之事、一北野社別当職之事、忠尋座主以来、師跡相統、忠尋も天台座主なり、曼珠院
門跡譜に、保延四年十月十四日寂とあり、毎度賜_三官符_二者也、社領中略周防国天神宮また同書に、竹内宮御門跡領御当知行_レ所
々目録事、周防国天満宮中略天文三年九月廿六日、とあり、この時は、上件にいへる二十石も、京都には運送せで、みな本社_の所務とな
れりしなり、そのよし下にひける重雄言上にて知らる、上件にいへる如く、曼珠院即ち竹内宮なり、北野は菅公の神霊いまだ顯聖
たまはざりし時より竹内宮の御領なりし事、諸門跡譜に竹内門跡院宇始、在北山_二後移_一禁中之境内_二歳久_一又明暦二丙

申年移^二一乗寺^一給也中略天慶五年寅任^二北野^一寺務職矣、とあるにて明らかなり、但此文はた快く通えがなければ、今詳に解くべし、院宇始在^二北山^一とは曼珠院はじめ北山にありしを、後に禁中の境内にうつせりとなり、こゝに禁中とあるは、俗稱のまゝ、にかけるにて非なり、禁中とは、門戸に禁ある處の稱にて、大内裏のうち、建礼承明兩門より北、朔平玄輝兩門より以南の間なる紫宸清涼仁壽貞觀等の諸殿、其外飛香淑景等の諸舎を、ひとつにいへるにて、これらの殿舎も、みな大内裏のうちながら、わきて禁中といへり、昔公の鎮座し玉へる右近の馬場は、大内裏のうちにこそあれ、禁中にはあらねば、彼大内裏の塵跡に、曼珠院を北山より移されたるなれば、大内の境内とはいはるれども、禁中の境内とはいひ難きを、後世になりて、大内と禁中とを同じ事と心得て、かくかけるなり、禁中とは大内のうちにある一所にこそあれ。

されば曼珠院を北山より右近馬場の塵跡に移ししは、諸門跡譜によるに、是算僧都にて、此僧都天慶五年に北野寺務職に補せられたり、この北野寺務職が即ち曼珠院の寺務職なり、その時ははまだ北野神社はなかりしかど、五年をへて天曆元年に、右近馬場に神靈顯聖たまへるにより、北野神社草創ありしかば、おのづから曼珠院門跡の兼帯したまふこととなりて曼珠院門跡次第に、是算國師ハ曼珠院元祖、山門ノ阿闍梨号ノ始之北野寺務ノ最初とあり、この是算を諸門跡譜に曼珠院初祖とみゆ、かゝれば是算僧都が曼珠院住職の始めにて、上件にいへる如く、天慶五年より、山門の阿闍梨ながら北野の寺務を掌りたりしとおもはる、天台座主より曼珠院を兼帯するは、この所縁によれる事にて、東鑑の建久二年五月の件に、山門ノ衆徒爲^レ訴申左衛門尉定綱、頂戴八王子客人十禪師祇園北野等神輿參闍院皇居と山門の衆徒の強訴に、北野の神輿をも出して振り奉るを以て、叡山に北野を兼領せし事を知るべし、本社も北野の神領なりしまゝに、また曼珠院門跡のあはせ知らせらるゝやうになれるなるべし。

松崎のかく北野神領になれるは、いつよりの事歟と勘ふるに、昔公の御子景監朝臣の周防守たりし時に、北野は氏社なるゆゑに附属せしめ玉へるが始なるべし、然るに大永六年の修行坊重雄言上に、澄清寺殿様持世^{シヤク}御代云々、爰仁宮、政所領ノ事、往代者爲^二北野領^一、円楽坊仁相拘之、二十石ノ正税運送^ス之、然仁此御代仁被^レ召放之、爲^二修造領^一被^レ定置^一之、とあるが如く此文に宮政所領といへるは、天神宮の政所領といふ事なり、昔公の神靈を祀れる社を宮といふ事、二十二社本縁、北野社の条に、此神和太宰府乃天満宮仁天坐す、彼乃額爾天満宮安樂寺都阿里仍此北野毛宮寺都号寸とあるを証とすべし、因みにいはん、聖廟といふは、同書に、代々乃作文被^レ新仁毛如^レ此、而乎先朝、行幸、始天作文阿里有^二沙汰北野乃社登被^レ書、廟登云字有^レ憚故也、と見えたり、かゝれば聖廟といふは

後世の私称なりとおもふべし。後世に至りて彼二十石の正税をも、京都には運送せず、上件にひける如く、天正三年の事を記せる竹内宮御当知行所々とある中、周防国天満宮と見えたれど、こはたゞその名のみになりしなりけん。

十月十四日五日の大祭の式は、其儀甚しく多端にして、容易はいひ尽し難きを以て、此書には洩せり、別に大祭鹵簿式あればとめて見るべし、その十月十五日を祭日と定めしは、いかなるよしにか社伝詳かならずといへども、浜殿の式は、またく勝間の浦に一夜やどらせ玉へる、その御旅館に、在府の土師氏の者どもの参候したる故事を、まねべるものなるべし、其外の年中行事はみな略けり。

それよりこのかた、年ごとの季節、月なみの祭奠、しかしながら国のいとなみとして、代々の良吏、おこたることなく面々の敬神、他に異なりしに、源平の乱、長門の赤間関その戦場にて、本国境をまじへ、軍勢往来の要路なりしかば、あるひは私田の所得をも、ことごとく兵糧に追収せられ、或は老残の次丁をも、ほとんど軍役に催駆して、人民おのが所を安堵せず、みな他国に逃亡し、農事も時をうしなひ、田畠荒れたりしかば、おのづから神社の修復、祭祀の経営なども中絶したりしに、文治二年に至り、此国を南都東大寺の大仏殿造立の料に充られて、執行上人俊乗坊重源を、国司に任せられけり。

こゝに於て、重源吏務を掌りて、仁政を施し、貧民を憐みけるほどに、やうく民の竈も煙賑ひて、豊かなるさまになりしかば、徳地の柚にிரりて材木を伐り出し、これを上せて、大仏の殿宇すみやかに、成風の功をとげにけり、其糞として、本社を再建せり、これ建久六年のことにやありけん。

上件に載せたる如く、本社の楯建いとふるしといへども、その後再建のこと、詳かにしられず、たゞ本社の事の物に見えたるは、藤原季助奉納の舍利塔の銘に、山陽防州、院分之御時、悉為_レ眼代、奉_レ行_レ国税、仍為_レ祈請、太上天皇現世百年後世善所、件多宝、当国守護天神、宝前、所安、承安二年二月二十九日、とあるや始めなるべき、院分之御時とある院は、後白河天皇なり、保元三年に二條天皇に御位を禪らせたまひてのち、太上天皇と称し奉る。

その後重源、国司となりて下りしこと、東鑑文治三年四月廿三日の件に、周防国者去年四月五日為_レ東大寺造営被_レ寄

附一、とみえて、文治二年四月五日の件には、此事見えす、そは阿弥陀寺開基代々国司職簿に、大勧進俊乘聖人重源、文治二年四月十日拜任、とあり、この僧入部の時、国中いたく困窮したりしさま、東大寺造営供養記に、源平合戦之時、国防国私_レ地_レ損亡_レ、故_ニ夫者売_レ妻_ヲ、妻若売_レ子_ヲ、或_ハ逃亡_レ或_ハ死亡_ス、中略爰_ニ上人著岸之時、国中飢人雲集_シ、上人発_シ悲心_一、以_ニ舟中_一米_ヲ悉_ク令_テ施行_一矣、如_レ此施行及_ニ度々之間、重_ク賜_ト農料_{種_ヲ}、令_テ生_シ活_セ人民_一、とあるにて知られたり。

かく恩恵を施して人民を懐_クけしほどに、老少男女子の如く慕_ヒ集_リりて、多くの材木を、月も経ぬほどに、上_ノ国_トに運送し、東大寺造畢の功を遂たり、これしかしながら、この神社の擁護によれる所なりと、その_カ賽_ニに、建久六年に、社頭を再建せり本社_ノ再建を、大仏殿經營の事を祈らんとて、下国のはじめにまつしたるよしにいへる説あれど、おもふに、大仏殿成就のうへにてこそその賽にすべき理なるを、兩都にさばかりの大宮造あるを置ながら、国にてかゝる結構すべきならねば、こは必ず成就のうへにての事なりけんを、伝へあやまれるにやとおぼしきは、建久六年の一宮玉祖神社造替神殿宝物等目録とある、一宮文書の奥書に、右_ノ令_テ遂_ニ東大寺造営_一、以_テ去_レ文治二年_一被_テ奉_テ寄_レ当_レ国_一之後、治_レ国十箇年之間、已_ニ終_ニ造_レ仏造_レ寺之功_一、以_テ今_レ年三月十二日_一有_レ行_レ幸_一、寺家被_テ奉_テ遂_ニ供_レ養_レ之_一大会_一畢、偏_ニ是_ニ玉祖大明神_一之加_レ被_レ力_也、仍_レ為_レ報_レ宿願_一、南無阿弥陀仏去_レ八月五_レ日_一下_レ向_一、自_レ七_レ日_一始_ニ造_レ替_レ社壇_一調_レ進_レ神_レ宝_一とあり、かゝれば本社も当年に造替をりし事疑ひ無し。

国衛由来記に、松崎天満宮、最初東大寺より建立、この最初とあるは、瓶建の最初にはあらず。また執行坊重雄言上に、俊乘上人重而再興、とのみ見えて、これらの書、年月を記さず、さるにより、今つばらには定めいひ難けれども、一宮と同年なりしなるべし。

然るに元徳二年三月に、神殿宝庫等、曆収の災にかゝりて、旧記も焼失せり、不日に再建の儀を催し行はるべき処に、ほどなく元弘建武の兵乱おこりて、四海穩かならざりしかば、空しく仮殿にて、雨露を凌がせ玉へること三十六年、大内弘世朝臣、いたくこれを歎きて、貞治三年に、斧始させられ、同じき四年に神殿の上棟あり、永和元年に拜殿を造畢せられり。

またその後、大内義弘朝臣の願として、永和四年に、楼門東西廻廊等を造られ、盛見朝臣、応永八年に、三重の塔婆、鐘

楼等の造営、持世朝臣、壇蔓埴石等の寄附ありて、教弘朝臣の代に至り、社頭残る所なく修理と、のひ、結構やうやう美麗を尽せり、と見えたりしに、大永六年の九月十七日の事かとよ、郡司代某か家より火出来て、折ふし風烈しかりければ、十余町も隔たれる、三重の塔婆の空輪に燃えつきたり、祠官社僧広前に集ひ、丹誠を拙て、懇祈を尽せれども、時の災害は神明の御力にも及ばざる事にやありけん。貞治二年の造営より、大永六年に至り、実に百六十三年になれり、重雄言上に、此前後炎上なし、といへり。

此時、御神体を老松殿まで遷しまゐらせたりけれども、此老松殿は、今三田尻に所祭の老松社にはあらで、本社境内なる社のことなるべし。塔頭はおほかたのこりければ、即ち大專坊にかへしまゐらせて、萱葺の仮殿を営み、まづこれにまざしめけり、是よりさき永正年間にあたり、社頭の修理久しく絶えて、朽損したりければ、大内義興卿在京のほどにて、修行坊重雄三度上洛し、再建の事を歎き申したりけれども、彼是の雜費支へがたきをりふしなりければ、その議におよばで、空しく打棄おかれけるに、つひに此度かゝる回祿の災にあはせ玉へども、猶乱世のあさましきは、いかんともすべきやうなく、ひと、せ二年と過ゆくほどに、享祿三年になりけり、さばかりいふせき仮殿の御すまゐは、神慮のほども恐しとて大内義隆卿、そのよし朝廷に奏聞し、勅許をうけて造立し賜へり。

享祿四年正月廿日の繪旨に、周防松崎天満宮、回祿之後未_レ能_レ再興云々、早_レ遂_レ造畢之功、弥可_レ致_レ国家安全宝祚長久之懇祈者、天气如_レ此、悉_レ之_レ以_レ狀、右中弁貞世、とありて松崎天満宮社官中とあたれり、この時三条西殿より、大内家への添書に、松崎天満宮造営事、令_レ披露候、勅許之間、繪旨則申候、中略、宜_レ被_レ終_レ不日之功候也とみゆ、即ち同年の十月十四日上棟あり、其棟札の文に、爰天災時至、大永六年丙戌九月十七日、神殿樓門塔婆以下、片時_レ回祿、今義隆督家之始、勵_レ社頭再造之志、奏_レ天朝、忝_レ讀_レ繪旨、以_レ建立焉、と見えたり、督家の始とは享祿元年に義隆卿薨せられて二年にその跡を繼れし事を、かくいはれたるなり。

その後毛利家の領国となりて、大膳大夫隆元朝臣の願として修理をくはへられにけり、年号不知の文書に、天満宮拜殿造作、御殿の前、きざ階の上葺、此二箇条之事、是非共被_レ差急_レ可_レ被_レ仰事、中略、兎角重雄御坊勇健之時、隆元申談之、

天満宮如^レ形、造畢仕候様にと、念願までに候、と見えられたれば、その時造営ありしとおもはる、さるは大内氏のみならず、毛利家よりも、本社を崇敬せられしことは、永祿八年の文書に、当社之事者、相替自余之義候云々、とあるを以ても知られたり。

また寛永五年、同じき十六年に、大照公の命にて造営あり、榎本就時の九月晦日の文書に、御遷宮去廿七日之夜、首尾能相調、とあるは、此御遷宮の時の事なるべし。

それよりこのかた、やうやう旧きに復りにけるを、天明九年に至て、英霊公、社壇堂塔ことごとく改造あり、これ今の殿宇なり。

嗚呼本社は菅公のたゞ一夜やどらせ賜へる旧跡なれども、北野・宰府にもおとらず栄えさせ賜ふは、上件につばらかにいへる如く、本邑もと土師氏の本貫にて、同姓のゆかり浅からずおほしめせるまゝに、顕聖の靈異も他所よりははやく、その後景監朝臣の任国のとき、いと社頭を貴らせ賜ひしを、規めにて、つひに今の如くにはなり整へるになん。

そも神は社によりて靈座し、靈座して社あるものなれども、社には成壞ありて、靈には増減なければ、元徳大永の火災、殿宇あとかたなき時も、靈の幸ひはかほることなく、享祿天明の再建、輪奐美を尽せる時も、また靈の幸ひはかほることなし、然らば神ひととを、靈のみあらかと見たて、柴のかこひを、社の玉垣とみたてたりとても、事たりぬべくおもはるれど、さては敬神の道にあらず、故に千歳を経れども、朽れば改めて、金殿の光いよく耀やき、損はるればつくりて、画棟の飾ますく麗はし、これ実に神績のいと彰はる、ゆゑならん歟。

松崎神社顯聖記附録

(松崎神社に關係せる国分寺国庁寺の事どもを記す)

国分寺

本寺の濫觴は、統日本紀天平九年の詔曰、每_レ国令_レ造_二釈迦佛像一軀_一、伏侍菩薩一軀とありて、元亨釈書の資治表に、是国分寺之權輿也、といへり。同じき十三年の詔曰、去年普_レ令_二天下_一造_二釈迦牟尼佛尊金像高一丈六尺各鋪_一、中略其僧寺、名_レ爲_二金光明四天王護国之寺_一、尼寺名_レ爲_二法華減罪之寺_一、とみゆ。

これを以て勘るに、天平九年にまづ佛像を作られ、十三年に至り、寺を建賜ひて、佛像を安置し賜へるなり、またそのはじめは、僧寺と尼寺と、二区にて、僧寺を金光明四天王護国之寺と号し、尼寺を法華減罪之寺と号せられけり、されば国分寺とのみいふは、国ごとに置れたる寺なるゆゑに、僧尼の二寺をあはせて称したるものにて、まことは僧寺には、金光明經を講説して、四天王の擁護をねがひ、尼寺には、法華經に女人成仏の事あるを以て、法華を講説するを寺号の義とせり、但統日本紀其外の歴史、また延喜式等を檢るに、僧寺を、或は金光明寺、或は国分金光明寺、或は金光明護国寺、或は国分僧寺、或は国分寺など、いひ、尼寺を、或は法華寺、或は国分法華寺、或は国分尼寺など、さまざまにいひ來りけるに、いつのほどにか、尼寺のかたは廢絶して、僧寺のみ遺れり、今宮市なる正定寺といふ淨土宗の寺は、法華寺の廢跡によりて建立したりとぞ。

抑この寺は、もと聖武天皇の御願にて、国司に勅を下して、建賜へる所なること、統日本紀にくはしきを、寺伝に、行基を開山なりといへるは、何によれる説にか、おもふにこは、中古以来の僧家のならはしにて、大徳の僧の、私に地を相し寺を構へて、自ら開山となり、宗旨を後世に伝へん事をはかり、また或は己が師を請待して第一祖とし功德を他に譲りて、自らは二世三世の位に居るなどやうの類、多かるを真似ていへるなれど、そはまことは弘法陵夷の弊風にして、公家に斯

道興隆をおぼしたち営める、當時には決めてなきことなり。

されば国分寺は、往昔諸国に、国師といふ者を置れて、部内の仏法弘道を掌らしめ賜へれば、国司、その国師とはかりて、勅のまゝに建立せし寺にて、続日本紀天平十三年の寺中に七重塔を造らしめ賜へることの詔に、其造塔之寺、兼爲国花、必扱^フ好処、実可^シ長久、近人則不欲^ス薰^ル所及、遠人則不欲^ス勞^ル衆^ヲ、帰集^{セシム}とあるが如く、市麿の薰鼻の及ばざる場、衆人の参詣に勞せざる所をとえらばせ賜へれば、山につきて開きたる寺ならぬゆゑに、開山などいふものは、あるべくもあらず、されば本寺に、行基を以て開山とせしも、また山号を称するも、共に故実をしらざる妄説なり、但しひて開基の僧をしらしめんとならば、瓶建の時の国師を、誰なりしかたづねて充つべし、国師とは、講読師をいふ、国師の此寺のことを掌る証は、同紀天平十九年の詔に、国司宜^ク与^テ使^シ及^テ国師、簡定^メ勝地^ニ勤^テ加^ヘ營^繕、とあるにてしられたり、されども僧侶は、ざる義などは知るべきならねば、上件にいへる如く、世俗のならばしに隨ひて、行基を開山といへることを、朝廷にも奏せるを、そのまゝに諾はせ賜ひて、本寺所藏の延享四年の文書の中に、來年二月二日、当寺開山行基菩薩、千年忌辰之由、既^ニ達^テ天聽^ニ宜^ク招^テ請^ム宗門之大德^ヲ特^ニ設^テ真如之法筵^ニ者^ヲ、論旨如^シ此^ノ、悉^ス之^ヲ以^テ狀^ス、といふ論旨みえたり、さきくもかかりけるなめれど、委しき伝來の記録なし、按に、行基は、統紀を以て考るに、天平勝宝元年二月丁酉の遷化なり、この丁酉を明匠略伝、元亨釈書等に、二月二日といへり、長曆を以て推すに、二日即丁酉なり、彼勝宝元年より延享五年まで、実に千年になれ、ば、当年の二月二日を忌辰とせしものなり、かく行基を開山といへることをば、朝廷にも許可し賜へれば、今にてはかれこれいふべきにはあらねど、古書にみえたる所とはたがえるを以て、黙しもおかれず、論ぜるになん。

また山号も国史格式等の正しき古書に更に見あたらず、今本寺を淨瑠璃山といふは、薬師を本尊とせるによりてなり、されど上件にいへる如く、本寺の本尊は釈迦なること明白なるを、往昔炎上に、仏像焼失して、再建の時、別堂に安置せし所の薬師を、金堂に移せるものなるべし、その傍例は、三代実録の元慶五年に、相模の国分寺の薬師の、地震に摧け、火災に焼けたるを、改め造られし事見えたれば、諸国の国分寺にも、薬師のありし事知るべし、本寺の如きも、これらの事にて、本尊の釈迦無くなりしまゝに、薬師を本尊に用ゐたりしかど、僧侶は故実に暗きものゆゑ、薬師がもとよりの本

尊とこゝろえて、後に浄瑠璃山の号をつけたるなるべし。

さて諸国の国分寺は、いづこも廃絶して、たゞ旧跡のみ遺れるを、本寺は今もかくの如く、宏壯たる伽藍なるを、いかにして數百年の間、取続きたりけんとおもふに、源平の乱をさまりて、源頼朝卿、天下の兵権をとり賜へし後、俊乗坊重源をして、南都東大寺を再建せしめ賜へり、その造営の料所に、周防国を充行はれければ、重源法師、国司となりて本国に下り、国務を執行ひしまゝに、もとより僧侶の事なるゆゑに、国分寺の法務をも兼帯したりけん、こゝに於て、やや修復の挙にも及びたりしにや、とおぼしきことも、古書に見えたり、その後正中二年に至て、善願法師任国の時、目代覚順、これを管し、僧寺、尼寺の兩利ともに、再興したりけり、この善願は、鎌倉極樂寺の長老にて、関東の婦依も深かりしまゝに、京都への奏達もおのづから事とゞこほらで、後醍醐天皇より、北條高時に勅を下し賜ひ、堂塔の造営に力をそへさせ賜へり、寺家所藏元徳二年の、相模守右馬権頭連署の文書に、周防国分寺、事、早任、倫旨、可令、致興行之沙汰之状、依仰執達如件とあり。

その後南北兩朝の大乱をへて、諸国の国分寺は、修補もたえしかど、本国なるは国庁より国庁は東大寺領の役所なり、維持せしゆゑに、破壊に及べる事なかりき、されども国庁の政、目代の自由になりてより、その目代も法師にてはあれども、国司の僧の如き道徳なければ、たま／＼は心さまのあしかるもありて、重源善願等の遺訓に背き、本寺の所領を掠めとれる事などもありしなるべし、その頃大内家は弘世の代にて、やう／＼威権のつよくなれるほどなりしかば、貞治二年三月に、禁制の文書を下して、東大寺領防州国衙一円、進止、国分寺並法華寺者、忝ナラ聖武天皇御草創、鎮護国家、砌、而戒律清浄之靈場也、仍ナラ院内ニ散在、寺領等、国衙沙汰人等、動ナラ寄ナラ事ナラ於左右ニ致、違乱之条、甚以不レ可レ然、自今以後堅令ニ禁遏一也、と見えたるを以て知るべし、此文書に院内とあるは、即ち国衙の庁屋の境内のことなり、往昔は猶広かりけん、そのうちに国分寺の地散在したる成べし。

然れども目代もさすがに僧侶の事なるゆゑに、彼乱世の武夫の、社地寺領のわいだめもなく、恣に掠め奪ふが如きの業をばせざれば、おのづから宗風も形の如く遣り、法燈も明らかに伝はり来りて、毛利家の所領となりしよりは、いと、叔

旨をあふぎ、旧跡を尚ばる、まゝに、金碧の麗光、昔しのみ、に邑里を照らし、鐘磬の清声今も猶雲霄に響きて、まことに無垢の淨刹なれば、いつとなくそのよし朝廷にも聞えて、重き勅願所と定めさせ賜ひ、勸修寺家を執奏として御撫物をも下され、また住持上京の時は、紫衣を著て内院に参し、忝くも龍顔を拝し奉るを例となさしめ賜へり。

又受戒授法のことなどは、宗門に厳制ありて、諸寺に於て私には行ひがたきを、年号不知住持高珠和尚の状に、東大寺に請て許可をうけたりしよしの文見え、其後天正十七年の文書に貴寺受戒授法等之事、並皆香衣之儀、先住高珠和尚、有許可之段、先書明白、中略自往代、当宗之儀者、至諸末寺、聊雖無其儀、候于他異成子細付、而如此候、殊毛利大江朝臣輝元御一通、令披覽候、末代の龜鑑無比類之儀、候云々、沙門高範とありて、国分寺高久律師とあたるを、おもふに、受戒授法などを行ふも、諸寺にたぐひなき事と見えたり。

かくの如く国中にての巨刹なれば、菅公もし罪無くて此所を過ぎせ賜はんには必ず詣でもし賜ふべき事なるゆゑに、當時のさまを弁へずて、国分寺の無我和尚を師とたのみて、受戒させ賜へり、この時寺中の井水に望み、みづから姿をうつして、記念のために遺し賜へり、世にこれを水鑑の御影といふ、かくて二月より、こゝに滞らせ賜ひ、五月に至りて、再續をとかせ、つひに筑紫に下らせ賜ひけり、と松崎の社伝に見ゆ。

上件にいへる如く、国分寺は、国師の僧の掌る所なるを、菅公此所を過ぎせ賜ひしとき、無我和尚といふが国師たりし事、古書に所見なし、本寺の伝記にも更に見えず、本寺の世代は、元徳年中住持覺忠興尊和尚より、以来ならでは、詳にしられず、故に本寺の由緒書にも、至如菅相授戒軌則、以三寺衆世人之口伝、記之、と見えてたしかなる証文あるにはあらず、されども、伝戒領といふ田ありて、その租税を以て、菅公受戒の式を行ひ来れり、本寺所藏の文書のうち国分寺領不知行目録といふものに、戸田郷菖蒲坪五反、号三伝戒領、近年不知行也、雖然於天満宮御受戒之儀式者、于今令三執行之事、と見えたれば、此文書断簡にて年号しれず、公の受戒し賜へりといへるも、旧きよりの事なり、されどこれ虚妄の説にして、まことは一夜の御やどりなれば、さる御いとまはあらざりしなり、そは御いとまのありきあらずはとまれかくまれ、公の御謹慎を以て、いかで途中などにてさる事し賜ふべき、太宰府におはしまししほどの御行状より推はかりて知る

べし、太宰府にての事をば上件にいへり。

国 廩 寺

本寺の在所を国衙村といふ、国衙とは国中の政事を執行ふ所の事にて、衙は広韻に府とあり、国庁の庁も集韻に治官ノ処謂之聴事ト、後加^ラレ^ル、と見えなれば、これはた国司の官舎の事にて、寺名にはつきりしからねど、後鳥羽天皇の文治二年四月五日に、後白河天皇の御願として、鎌倉右大将頼朝卿に仰せ、南都東大寺を再建し賜へる、その料所に本国を寄附し賜へりしかば、大勸進重源法師、重源すなはち俊乗坊なり、源平盛衰記云、俊乗上人ト申スハ、左馬木大夫季重ガ孫、右衛門大夫季能ガ息男、黒谷ノ法然房ノ弟子ナリ、慈悲深クシテ物ヲ憐ミ、上ノ醍醐ニ盤居シテ、専ラ憂世ヲ厭ヒケルホドニ、東大寺造宮ノ大勸進ニ補セラレ、一時二重キ人ナリケリ、やがて本国に下りけり。

東大寺造立供養記に、文治二年春、被^リ寄^テ周防国と見えて、本国これより以来東大寺の領地となれり、愚管抄に、東大寺には、もとより周防国はつきてありければ、とあるも、寺領たりし一証なり、かくて造立供養記に、四月十日文治二年なり、大勸進以下十四人、並^ニ宋人陳和卿、番匠物部^ノ為里、桜島^ノ国宗等、始入^テ周防^ニと見えたる如く、重源国司になりたるは、東大寺再建の材木採用のためなれば、国庁に著^ク後、程もなく徳地の柚に入たるなるべし、但其身法師の事なれば、周防守に任せられなどやうの、おほやけだちたる儀はなかりつらめど、権介の上に立て、国守にひとしく諸務を掌れるをおもへば、この法師やがて国司たりし事、いはんも更なり、牟礼阿弥陀寺藏、正治二年の文書に、重源の事を宰吏大和尚とあり、その外の書に、国司上人といへるはいとおほし。

さればこの国衙の国庁寺は、そのかみの国司の廩屋なりしからに、国衙由来記に国庁寺之事、元來寺にては無之、防州領地之節の政所にて、庁所と唱へ、後に国庁と唱ふ、中古より国庁寺と号す、とあり、かゝる因縁によりて、本国はそれよ

り以来も、なほ引続き、東大寺の領地多かりしゆゑに、後世に至るまで、寺家の進止に任せられしかば、おほくは国司も法師にてぞありける、牟礼阿弥陀寺に所藏の文書の中に、国司職の名帳一冊あり、その名帳によりて拜任の僧侶を考へるに、碩徳の聞えある人々おほし、元亨釈書の弁円伝に、東大寺之幹、以三周州充其費、州務瞻饒、庸緇管之、視利怠功、故撰名宿、当此任、亦国法也、とあるが如く、庸緇を任せられたらんには、瞻饒なる税賦を、おのれのみ受け収めて、寺家の為あしかるべきがゆゑに、名宿を撰びて、補せられしなり。

されば代々の国司、みな阿弥陀寺を兼帯して、国庁の政事に預りながら、その政事のことをば、むねと目代といふ者に任せ掌らしめしなり、然るに後々に至りては、国司もまた名のみになりて、たゞ目代ぞ勢ひある者にはなりにける、国衙由来記に、国庁前々ハ南都ヨリ、沙汰所役院一人宛交代ニテ相勤候、其役名眼代とも目代トモ唱候、とあるこれなり、目代は、上件にもいへる如く守介様目の目代なり、朝政おとろへしより、諸国ともに、守はおほく遷任にて、国に下らず、介様の類も国人任せられて、国務をむねと掌るは目代なり。

されば国司の法師よりも、目代の權威つよくて、寺領のうちの民庶は、たゞこの目代をのみ尊みあがめたりけらし、国庁年中行事に、正月元日目代殿、御座の間にて、近習老若御対面あり、年五十四宛御前に置、御くきやう二所にたんとかさね、一ツ宛聞しめし、御銚子のうへに被置候を取てたべられ候時、御判紙一帖二ツに分て、二重こし被遺候也、從納殿出之云々、一目代殿正月五日に、阿弥陀寺ノ春日惣社浜宮天神宮大崎一ノ宮へ御参也、御供中間衆二人まほしすあをにて馬上の御供也云々、また永正十三年の陶兵庫頭弘詮の文書に、於以後、御目代或使節下向之時、者可抽忠節とあるをおもふに、大内家よりも目代には敬礼を尽したりしさまなり、また阿弥陀寺藏、正治二年の坪付の連署にも多々良弘盛の奥に、目代春阿弥陀仏、と引放ちて撞頭に書るを見れば、こよなく敬れたりし者なりけり、されども大内家の勢ひ、年を逐て強くなりしかば、親応三年の仁平寺本堂供養日記に、国衙棧敷五間、但目代殿無出仕、庁奉行出仕、上方御棧敷五間、但無御出仕、御内為宗人々於棧敷見物とみゆ、上方御棧敷とは、大内家の棧敷といふ事なり、かく国衙にならへて、大内家を上方などいへるを以て、そのいたくうちあがりたるほどを知るべし、それより後はいよゝ盛になりて、享祿四年に松崎神社造営ありし時、大内家より弘中兵部丞正長の状を以て、東大寺領の候人得富雅楽丸、上司主殿丸に達して、国衙の者どもに造営所の事を掌らしめ、また造営中の法度の簡条にも、前の尾張守と署したる、此尾張守は陶氏なれば、すべてかゝる政事、ことごとく大内家よりせしを以て、東大寺の領所

舂を、諸社諸寺の寄附料とし、三十七石九斗一舂を、候人七人中間十人の恩給に引て、残り三百三十三石を、大坂蔵屋敷に於て、東大寺役人にわたさるゝ事となりけり。

そもく本寺は、いにしへの国庁の旧跡にて、重源法師の入部より、数百年、目代を以て、散在の領地を支配し来れりしに、その領地無くなりて後は、寺号を称しはずれど、僧侶を置かず、故に仏殿の勤仕をば、安樂寺、東昌院、宝林寺よりこれを勤む、また別に候人といふ者、上司氏、得富氏、竹屋氏、河内氏にて七家あり、これに附属の足輕五人仲間六人あり、その内上司氏を庁奉行といひ、候人のうちにも、上司は外とはことなり、国庁年中行事に、目代下向の事をいへるに、老者衆は則白すへ御出あり、其時庁奉行上司民部丞、御広椽まで罷出らる、国庁へもこしにて出頭ありて、云々と見えたり、得富氏を留守といふ、松方崎神社の十月の御祭に、この候人のうちより出仕するを神事奉行といふ、旧くは上司、得富これに居したりしに、今は七家番次を以て勤む、其日問田村の鶴声といふ者、神事奉行のさきに立て、雑人を払ふ例なり、御祭にあづからぬ候人等は、国庁の東門に棧敷を構へ、払暁より神輿の還御まで、そこに出居るなり、往昔は神事はて、後、国庁にて勸盃の儀ありつれども、今はその式廃れたり。

明治七年十二月

長門国阿武郡徳佐村阿部光忠謹書

防府天満宮靈驗記

防府天満宮靈驗記序

掛巻もあやにかしこき久方の天満宮と齋きまつる菅原の大神の御神徳は、磯城島の山とのみかは、言さへく漢国書にすら見ゆめれば、薦枕高きあたりの物しれるきは、さらにもいはず、しづたまきいやしき男女の差別なく誰か仰がざらめや、尊まざらめや。

こ、にうちよする周防国内日刺宮市の御社は、当時顕く鎮りましてゆこなた、高光る日にけに栄まして、目のあたり靈驗を蒙れる人甚きはなるを、おなじ大神につかへまつり給へるさく鈴の鈴木の大入藻じほ草かき集めもたまへるを、しひておのが一言をさへ書そへて、かぐはし桜木にゑり、うつそみの世に弘めむことをす、むるは、いさ、むら竹いさ、か恩頼を報い奉らむとての所為になむ。

弘化四とせといふ年のさ月

安藝国広島 中川政武 謹記

重井古鷹書

大旨

天満宮の御こと、だにいへば、古今の国史家牒をはじめ野史にいたるまで見るまゝに書つけ置けるに、近き世にありし

靈験どもを記したるが甚多くなりて、おのづから耆部の書ともなりにたるを、そが中より我仕へまつる松が崎の御社にかゝりたる事のみ抜書して耆冊となしたるを、安藝国廣島の中川政武ゑり巻とせんことをはかりけるを、もとよりさる心しらひにてものしたることにあれど、こはかりそめに聞つることをさながら記したることども、多ければ、文の詞と、のはず、その趣聞えがたければ、後によく正してこそといへど、しひてす、めければ、吾仕へ奉る御社の事をさまで人のすゝむるを、あながちにいなまんも本意ならねば、一わたり見わたし、いさゝか加へもけづりもして、其いへるにまかせぬ。されど、こはもとより女童にも見すべきためなれば、俗文俗語なるはわざとのしわざなり。猶後に聞出んことも多かれば、そは二編三編とつき／＼にものすべし。

弘化四年の五月、廣島の旅やどりにして

宮市の宮人 鈴木高輅しるす

防府天満宮靈験記

○当周防ノ国大島郡久賀村に河村亦左衛門と云ふ人あり。代々酒造を業として、常に神明を尊敬なしけるが、殊に当社天満宮を信仰なせり。其人の父亦兵衛と云る代に、家業の酒多く濁りて腐りたるが如くなりしかば、大きに仰天し、是は家の一大事なりとて当社へ祈願を込しに、不思議なるかな、いとなく酒元の如くなほりたり。夫以来、弥、信仰しけるよし天保十三年亦左衛門より直に聞り。

○今より三十年余り以前、同郡八代村吉左衛門と云者常に当社を信仰しけるが、見習のため御城下萩大玉何某の家に奉公し、追々主人の氣に入、番頭を勤る折柄、或年の節季に、外方より若干の金子を取歸る道にて、不圖酒に酔て金子を落し家にかへり、後に酔醒て大に驚き、急ぎ火を照し、もとの道を尋求むれども一向に知ざる故に、大に当惑し、河ある所に行身を清め一心を凝し、常に信仰し奉る天満宮吾浮沈の一大事何卒御加護にて金子再び手に歸るべく守らせ給へと祈願する内、叢より電の如く光物出たり。怪ながら其処を探り見れば、金子もとの儘にて有しとなり。

此靈験は同郡久賀村浄土宗阿弥陀寺和尚より聞り。此和尚は彼吉左衛門肉縁の弟にて字を觀阿と云。僧ながらも至て神明を尊敬し、殊に天満宮を信仰なし、種々靈験を蒙れる物語あれど、其はかならず当社にかぎらざる事なれば、別に云べし。○同く八代村の何某とか云者、先年当佐波郡三田尻塩浜へ持に來り居ける内、常に当社を信仰して度々參詣をもしたりけるが、節季に吾家へ帰り年越せむと歸りがけ、大晦日の夜、彼大島郡渡り口遠崎といふ船場にて船を雇けるに、常は百文程にて渡しける處、今夜の事といひ、殊に風も少し強ければとて、船賃殊の外多く食りける故、彼者遙々持に行持歸る金僅ばかりなるを、今船賃如是多く出しては、家に歸り残る金子いかにばかりもなく、妻子の手前も面目なしとは思へども詮方なく、既に船に乗んとしたる折しも、侍一人來り、急用なりとて役船を出させ、彼者を見付、其方は何者なるかと問ける故、事の様子を物語ければ、彼侍船子どもが非道の金を食りけるを怒、賃錢におよばず予が役船に乗べしと云る故、彼もの大に悦び船に乗しが、程なく小松の浦に着船し、かの侍に厚く礼を演別れんとしけるに、不思議なるかな、彼侍いつとなくかき消す如く失けるゆゑ、奇瑞の思ひをなし家に歸りしに、其夜の夢に、常々当社を信仰なしける故かゝる難渡の場を人と現れ助け玉ふよし見たるよし、同郡の流田と云處の加賀屋坂次郎より聞り。

○天保十三年高輦同郡久賀村にありける頃、四月二十七日中屋源吉と云人の三歳になる小兒、錢を弄居たりしがふと呑込喉にか、らしけるゆゑ、家内の者は言に及ばず近處の者まで寄集り、周章騒ぎ医療をも尽せども其験なく、小兒はたゞ悶苦しみ今は死にいたらんとする折しも、源吉一心に当社へ助命の祈願をしけるに、忽錢三文吐いだし、危き命を助りたりとて、予が旅宿へ來り右の様子を語り、御神影を頂戴、なほ御礼をも申上てよとたのみたり。

○今よりは二十年ばかり以前、同郡久賀村の内庄地といふ所の伊右衛門と云人の娘、十九歳になるまで経水といふ事なれば、両親甚心をいため、彼娘を携ひ当社へ參詣し、予が家に來り祈願を頼みかへりたりしに、其月より経水ありし由、其後伊右衛門參詣して物語せり。

○同郡沖の家室と云處は漁人の甚多き所なりけるが、当社御祭礼十月の頃は鱒を釣りける最中なり。御祭礼へ參詣せんと思ひ立し人、脇方の人をさそひける時、否此頃は鱒多く居ればとて參詣せざれば、其後は一方不漁なり。參詣したる人は

帰りに後必得物多きよしにて、其処の木国屋太郎松と云人講を取立、御祭礼の節は毎年多人数同道にて御神供にとて齋を持参せり。

○天保元年、当国玖珂郡山代広瀬と云処の何某と云人、田に蝗多く生じて稲絶んとしける故、急ぎ当社へ参詣し祈願を込御札守受かへり、田に立たる翌朝行て見る内、一向見馴ざる雀程の青き鳥群来りて悉く蝗を啄尽したるよし、当社に仕奉る鈴木上総定秋が家に其人来りて物語しけりとぞ。

○同処広瀬川の辺に住居せる者の妻、不図抱たる小児を川へ落したるに、大河の事なれば見る間に浮つ沈つ流れ行に、助んとする方便なく、母は狂気の如くになりて宮市天満宮助け玉へと哭喚つ、川土手を下りけるに、式丁ばかり川下にて思ひもよらず小児は河岸にながれより、何の恙もなかりしとぞ。

○同処桜木と云処に畳屋何某とか云者、弘化二年の春、十歳ばかりになる小供を誘引ひ、同郡高森の駅に宿りける夜、その子と旅籠屋の子と連立て遊に出しが、ふとその子を見失ひたるよし言て帰りける故、両親は勿論宿の者共手分して夜の明し後まで尋しに、一向行方知ざりければ、さては狐狸のわざにてやと甚心を痛、直に当社へ参詣し子供の子供の恙ながらん事を心願こめ祈禱をも頼み家に帰り見れば、其子は恙なく内に居たり。其様子を聞に、高森の駅にて遊び居たるうち、いかなる人にかありけむ此処彼処誘引歩けるが、遂に家の戸口まで連来り、いづれともなく其人は行しとなり。其日の刻限を考るに、家に帰しは両親の者共当社へ参りし日の刻限なり。扱は狐狸に悩されしを、当社へ祈願をこめし故、狐狸の連来りしなるべしと人々感じあへりとぞ。此二つの物語は当社に仕奉る尾古主計重伴かの里に行て其人々より直に聞たりといへり。

○先年当国の内何某と云者、或土の家にて借たる金子拾両かへしに行し折から、彼土役用にて出かけたる折なれば、金子其儘帳簿筒に入置、其身は出行しが、金子をかへしたる人は跡に滞り暫く物語りてかへりたり。扱其夜彼土家に帰て金子を改めんと帳簿筒を見るに、金子なければ、家内の者を僉議すれども不知とのみ答けるゆゑ、土思案しけるに、金子を帳簿筒へ入し時奴僕の何某見たれば、決て竊に盗しならんと厳く責問けれども只不知とのみ答ける故、士大に怒り、今は

堪忍なりがたし、手討にせんと匈割けるに、其疑を晴すに方便なければ、詮方なく罪に落、さらば御手討になるべし、然ながら今夜一夜吾命を吾に預玉ひ、今一度御僉議をなし玉ひ、明日ともならばいかにもなし玉へと泣々佗言しける故、さらば其願に任すべしと其場は免しながら思に、如是言通れて盗し金子をひそかに出すか、又は夜に紛れて欠落せんかの二つなるべしと、其夜は寝もやらず伺ひけるに、子の時頃彼奴僕起出て外に出けり。さては逃んとするならんと猶も様子を伺ふに、庭前に有ける梅の樹のもとに跪、しばらく拝し何か祈念する気色なりしが、俄に立上り梅樹の辺を頼に走廻けるが、寅時過る頃門戸を急に敲者あり、士出て見れば今朝金子をかへしに來りし者なり。其様子を尋ければ、其人泣々言けるは、今朝金子を返しに來りし時帳簾筒へ入玉ひしを見て忽邪心生じ、跡にて右の金子を盗みかへり、戸棚に入置しに、子ノ時過る頃より妻子の者ども頼に物狂しく寝もやらで、何か戸棚の内に恐しき物あり、早く彼ノ物を除てよと云て一向やまず。さては吾邪心を神明の崇給ならんと心付、金子を取出し恐しき物は是なるかと問ひければ、妻子一同にそれなりと答へける故、早速持参仕りたり、何卒吾罪を免し玉へと一汗になりて只ひれふしたり。士大に驚き、さては金子を盗しは汝なるか、それ故吾レ奴僕にまで無実の難を言かけたりと急ぎ奴僕を呼び、右の様子を物語り佗言しければ、奴僕大に悦び言けるは、今夜はからずも無実難をいひかけられたれども、現在其場に有合せ金子を入玉ひしを見れば、御疑ひのかゝるも御尤なり、その無実を申開ん証提もなければ、梅の木を以て吾常々信仰なし奉る天満宮と崇め、宮市へ参詣する心にて梅の木の辺りを走り廻りし処、かゝる不思議の靈験を蒙りけるは難有しなどいふも愚なりと涙ながらに物語ければ、兩人も共に御神徳を感じ、夫より直に三人同道にて当社へ参詣したるよし。其人々の姓名もき、たれど、憚あれはしばらく畧しおきぬ。

○長門国奥阿武郡生雲村八幡宮の神主鈴木齋宮が家は三代の間男子なく、齋宮養子に來りて年を経たれど一子なければ、当社へ参詣なし鈴木定秋が家に来り、子供ありやなしの御くじを乞けるに、有べきよしなれば、何卒男子出生すべき祈願をも頼おきかへりけるに、ほどなく男子出生したるよし定秋いへり。

○文政年中十二月の末、当佐波郡問屋口の船頭原田屋傳藏と云人、肥前国松島の間屋肥前屋と云家に滞留しけるころ、彼

問屋に正月の祝餅を掲げるに、何なるゆゑか一向蒸あがらざれば、傳藏かねて当社にて頂戴したる御神供の餅を取出し、蒸籠の中に入しかば忽ち蒸あがりければ、問屋の家内をはじめ皆々奇瑞のおもひをなしたるよし、其時同じ船に乗合の当郡古浜熊野屋孫四郎と云人より直に聞り。

○同人曰、三十年ばかり以前、問屋口伊三郎と云者当社十月御祭礼の節、御神供餅を献らんと世話しけるに、同意したる者は稲思の外能登、不同意にてとかく悪口どもしたる者は田に癪付たり。それ以来は御神供餅を献らんといへば人々われもくくと出情をなすといへり。

○同人曰、同じ問屋口辺の者、当社御祭礼の御神供餅を掲げる時の料理にとて、九左衛門と云者毎年大根を出しけるに、彼者の大根は毎年かはらずよく出来、一向癖つかずと云り。

○文化五年辰の八月、当郡中ノ浦村畦森孫助と云人地下役を勤め、彼所に勤番の時役所の国札五百目紛失せし故、種々僉議すれども一向にしれざれば、参詣し御圖をうかひけるに、九月には顕るべきよしなれば其時を待けるに、折ふし其頃萩へ行べき事出来て旅宿に居けるに、夜に入て或人旅宿を訪来り、自ら札銀五百目掠取たる事白状したりとぞ。其始末委しく書付て孫助より見せたれど、其人の名を明さんもいさ、か憚あれば畧置ぬ。

此孫助と云人、至て当社を信仰する人にて、靈験を蒙れる事多し。次々いふべし。又孫助或時当社の靈夢を蒙り、五百目の入札富をとりたる事もありき。

○同じ当郡徳地の内串村庄左衛門と云人、先年烟草に虫多く生じてくひ尽さんとする折しも、当社に祈願なしけるに、いつとなく虫退散したりとて、其後は毎年烟草一本にて一葉宛取置献らんとて子が家に持来りけるが、夫已来は一向烟草に虫生ぜずといへり。

又長門国の内篠目と云る処にも、去弘化三年地下中烟草に虫多く生じけるが、或日多人数寄合たる処にて、或人戯に稲に虫の生じたる時は初穂献べきよし、富市天満宮へ祈願すれば其験あり、此頃烟草に虫の生じけるを、烟草を献らんと祈願せばいかにとるに、一人実にもと思ひ直に当社へ参詣して御札守受帰り立しに、虫悉く失たり。夫より村中われもわ

れもと祈願なしたれば、いづれも虫退散したりとぞ。此事は当郡奥畑村上山仁兵衛と云人の弟豊左衛門と云人篠目に行て聞たりと仁兵衛ものがたりせり。

○先年当国岩国辺の者、当社へ参詣せんと思ひ立しに、旅錢の乏しければ、麦壹俵四斗四升なり賣代となさんと夜中其所の米屋に持行しに、代銀相場よりも余分有ければ其故を問しに、此頃の相場米一俵にて代銀それほどと答けり。其人米ならばさも有べし、吾持来りしは麦也といへど、米屋は否米なり、是見よとてサシと云ものをさし出して見せけるに、混ふべくもなき米なりければ、奇異の思ひをなしながら、米ならば式斗にて事足べしと、半銀は米屋へかへし、残る米二斗は持帰り、さて夫より当社へ参詣し、帰りに後二斗の米をみれば又麦なりしはいよく不思議なる事なり。此事は当社に仕奉る関谷左京三田尻何某の許にて聞しに、其処を忘れたりと云り。

○廿年ばかり以前、これも同く岩国の人なりしが、或女年若きより髪多く白髪となり甚心憂思、当社へ参詣し子が家に来り祈願をも頼み、猶麻を藍にて黒く染備たりしが、其後追々白髪は抜て黒き髪生かはりたりとて御礼にも参りたるに、其名を忘れたるは口をし。

又当郡富海村中津屋何某が妻、三十歳余りにて是も同く白髪となりけるが、其隣家佐伯守雄祐之が妻は子が姉なりければ、右の事を物語りせしかば、去弘化三年の春、又麻を染祈願を頼けるに、是も追々白髪ぬけて黒き髪生かはりたり。

○当郡徳地山畠村安部清右衛門と云人、十ヶ年ばかり以前、抱の田に殊の外癖付、株もたえんとするほどなりける時、当社へ参詣し祈願をこめしが、秋となり稲甚少く年貢も足まじく見ゆれど、検見に出さんも御上へ恐多しと刈取見るに、稲常の半分ばかりも有しを白挽したるに、米は早晚にかはず有て、恙なく年貢をも納しと、去弘化三年十一月子彼処に国学導きに行しをり清右衛門より直にきけり。

○先年当郡牟礼の内柳村の平三郎と云人の馬、当社十月御祭礼御神幸の節、子が供奉の乗馬に出すべき約をなし置けるに十五日の朝其馬不図病ひ付、頼に悶苦みける故、平三郎馬の頭辺に行、汝は今日宮市天満宮御神幸の御供すべきの処、此為牀にてはとも叶ふまじ、心を慥に持て病氣平癒すべしと人に言ふことくいひしかば、忽に馬飛起たりしが、其後何の

恙もなく供奉なしたり。それより以来其馬一代は御祭礼の節子が家に牽来り供奉をなさしめたり。

○同く牟礼の内陶田村の国藏と云者の母、不図癩痢を煩ひ、種々治療を尽せども一向其験なければ、当社へ参詣し子が家に来り祈願を頼けるが、其後病速に癒たり。是は弘化二年の事なり。又同年岡村と云処にも同病の癒たること有よしなれど、悉き事を聞ざれば次に出すべし。

○文政元年当郡右田の内東谷村清水九左衛門と云者、当社小行司役供奉の御圖あたりたる時、近処の甚左衛門と云者の家に膳碗を借に行しに、とかく言訳して貸ざりけるに、其後膳碗を用ふる事の有て出し見るに、悉く鼠喰で用に立ず。甚左衛門神罰と知りて後悔したりしとぞ。

かゝる類ひは数多き事にて、悉く挙る違はずといへども、其一二をいはゞ、近辺の武士の家に十月御祭礼の節若き者練物に出んとて衣類を借に行しに貸ざりければ、これも衣類を鼠喰たり。又同く練物に用ひんとて或家の柳の枝を乞たりしに与ざりしかば、其夜風もなきに柳折たり。又当町白石宇吉郎常平が云るには、同く練物に出んとて或家に三味線を借に行しに、革抜たりとて貸ざりしに、翌日三味線を出して見れば果して抜て有けるに、其人大に恐入たりとぞ。

○同く右田の人、御祭礼の節練物出んとて、長松何某の許にて縮緬の羽織を借、事すみて酒宴の折、不図燭臺倒かゝり、彼羽織に火の付たるを、人々あはやと揉消たれど健焼損じたり。借主大に心を痛め、佗言してかへしたるを、長松氏も素より信心家なれば快受取、其儘取置、虫干の節見るに一向焼跡なければ、彼借主を呼、去年羽織を貸たる時、焼しとて返しなれど其儘入置、此頃出してみれば一向焼たる跡なし、是見よとあるに、彼者不審ながら打返しみれどもいかにも焼たるあとなければ大に驚き、実に焼たる事は多人数見たるに相違なきを、是偏に神明不測の靈験也と人々奇瑞の思を成けるとなり。此事は長松氏の許にて牟礼牛尾安榮の直に聞たりと云り。

○同人の云るには、先年当郡国衙村の禅宗東昌院に雲水の僧暫く滞留しけるが、其頃和尚札銀を畳の下に秘置しに、いつの間にか紛失したり。和尚思へるには、盗人の入たらんには其余の物も取べく、又畳の下に有を外人の知べき様もなし、是疑ひもなく雲水の僧の盗しならんと心を決し、右の由僧に言かけしに、大に仰天し種々と言解ども、和尚も一大事言か

けたれば一向に合点せず、僧無念の事には思へど、いかにも其疑を晴す証拠もなく途方にくれしが、彼僧常に天満宮を信仰なし、東昌院滞留中も折々当社へ参詣せしが、此時心を凝し当社の方に向ひ、此事これなりにして置は吾身一代の汚名神明憐愍の加護を以て此災難を通れさせ給へと、泪と共に心願をなしけるに、其夜当宮市の宿にて盗人一人捕られ、先日夕方国衛東昌院の床に下に忍入、夜更て床ノ下より座板を突上出んとしたるに、思も奇ず畳の下に札銀有、是は不慮の得物なりと外の物は取あへず直に出たるよし聞ざるに白状しける故、其こと彼寺に言遣しければ、和尚大に仰天し、始て雲水の仕業ならざる事を知て、無実を言かけしを後悔し、彼僧に種々詫言しければ、僧も吾汚名さへ晴れば強て言べき事なしと落着して、其後立願の趣を物語をなし、互に感涙を催たる事有しとぞ。右牛尾氏も至て信心家にて、追々靈験を蒙れる事有し由悉しく聞て次に出すべし。

○先年三田尻藤井吉郎左衛門大行司供奉の節、当社九月二十五日花神子と云ものに同町荒瀬何某の娘の出し時、同町松田某の男子儀三郎と云るも其人数の内に加はりけるに、其子常に誕出る事甚しく、種々治療をも加へけれども其験なし。此時二十四日の夜、祖父なりける儀兵衛、汝は常に誕出れば群集の中にて見苦く、又衣類も穢て嫌かるべし、明日一日誕出ざる様天満宮へ祈願すべしと云るに、子供心にも実にもと思ひ右の祈願をなしけるに、翌二十五日の朝よりは誕一向出ざりしが、夫より遂に其病癒たりとぞ。

○三十年ばかり以前、当社御供焚何某と云者、春祭三月二十五日御供を焚て、人の見ざる内竊に其内を取除置我家へ持帰りしに、其夜の夢に衣冠を著したる神人立出給ひ、御供をいまだ神にも献らざる内盜取しを怒らせ給ひ、重ねてかゝる業なしたらんには神罰を蒙べしと告給ひしと見たりしが、翌朝其御供を見れば一夜の内に腐蕩て沫の如くなりたりと、其者神徳を恐て自其罪を明したる由、鈴木定秋が母世に有しほど物語せり。

○文化年中当町大黒屋清兵衛同町武島政右衛門方より桑の山醍醐寺宮市町より醍醐寺まで道程十四五丁ばかり有に札銀壹貫目余懐にして矮狗を抱行しに、彼札銀を矮狗の蹴出したるをも知ず、寺の門前にて懐を探しみるに札銀なし、是はと驚きもとの道に馳帰、逢人毎に尋ぬれども知ずとのみ答けり。此儘にて帰なば、若吾野心ありやと疑れんも無念なりと、途中にて当

社の方へ向ひ厚く心願を込、又道を尋ぬるに、其頃稲の穂甚能登て道に倒れけるを起さん為所々竹を立繩を引回したるに人の手にては態としたりとて出来まじく、是みよと云ぬばかりに其繩の上にかゝりて有しとぞ。こは清兵衛直の物語なり。○文化年中同当町の佛師難波七左衛門世に在し時、当郡堀溝と云所の土中より小き金佛を堀出し、其厨子をあつらへに持来り置しが、其金佛いつの間にか紛失したり。其後彼処より催促に来りし故、紛失したる由断云て歸したれば、村中の者共疑心を生じ、彼は世に謂る黄金佛と云物なるべし、さる故に佛師掠取たりと思ひ、頼に詰催促なしけるに、七左衛門元来正直の生質なれば言訳に当惑し甚心を痛め、何卒金佛の有処知吾汚名を雪せ給へと当社へ祈願をこらしけるに、或日不意に当国都濃郡福川の駅より彼金佛贈り来りたり。

其故を尋ぬるに、先日当郡佐野村禅宗地藏院の和尚福川に行がけ、用事有て立寄し時、誘引し小僧右の金佛を盗取たるが、和尚福川にて或夜の夢に天満宮立出給ひ、其方が誘引たる小僧宮市佛師の許にて金佛を盗取し故、佛師甚難儀に及び、急ぎ佛像を歸し贈べしと告給へり、夢さめて穿鑿するに果して夢の告のごとくなれば、神徳を感じ歸したるよし、七左衛門子息梅四郎尊古より直にきけり。

○近年の事なりしが、此辺の或若き女、色情の事によりて男を恨る心出来、身を投んと思定め、或夜吾家を忍び出、常に信仰する当社へ御暇乞の為参詣し、是より四五町ばかり東菩提の堤と云池を心ざし一町ばかり行しに、山の麓より異人顕れ、彼女を後より抱止有無をも言はず女の家の辺まで連来り擦消如く失しかば、かねて命をさへ捨んとまで思決ながらも今更身毛豎恐しき云ん方なかりしが、さては天満宮の吾を止め給ふならんと心付し故、其事思止りしに、其後つひに恨むることなくなりしとぞ。其名も知れたれど、しばらく用捨すべし。

○弘化元年四月、当所迫戸真言宗靈臺寺現住周意或夜の夢に、強盗入込種々ながきことあれど啓す、遂に殺害せんとする有様なれば、何卒此災難遁れさせ吾一命を助け玉へ、御礼には十種の梅の木を植奉るべしと当社へ心願をこめける内、衣冠を着し忽然と顛れ玉ひし御容、余りの難有さにハツと飛起たる勢ひに夢はさめ、惣身一汗になりたり。さては夢に有しかと思ひながらも御像の在がごとく目につきて更に夢とは思はれざれば、暫は座しながら誦経して伏たるに、程なく夜も明け

ば、下人あはたゞしく来り、昨夜盗人入たりと見えて、壁を鑿ウツこ、かしこ襖ウツ障子なども開きて有と云ける故、起出見れば、実に云ごとくなれども、何一つも紛失したる物なし。さては盗人入たれど吾夢に驚き起上りたる勢ひに、取物も取あへず走出しとみえたり、是偏ヒトに天満宮の御加護なりと、其後は弥信心をまし、十種の梅の木をも御庭前に植献れり。

此事は子はやく或人に聞たりし故、願くば直に聞ばやと思て、去弘化三年十一月二十二日、彼寺に行しに、折から客有て其夢の話最中なりしも不思議也と互に奇異の思をなしたり。

○當所下鳥居饅頭屋勇吉と云人の子、弘化二年十一月末より眼病を煩ウツひ、十二月の中頃遂に眼瞶ウツたり。両親の歎大方ならず、生れぬ離支ワザになりしこそ口惜けれど、勇吉十二月二十二日の夜當社へ参詣し、何卒御加護にて吾子の眼又再びつぶれぬとも、一應は開かせ玉へ、明日の夜よりは七夜の間一夜に寒水を三度づつ潜ウツべしと立願しけるが、二十三日近所へ用事ありて行居しに、妻泣々来りける故様子を尋ぬれば、不思議なる哉、只今吾子の眼もとのごとく開きたりと云るまゝに帰て見るに、妻の云るごとくなれば、神徳に感じながら立願解ウツをもしたるよし勇吉より直にきけり。

○文政十年の事なりしが、安藝国廣島猫屋町宮野屋与助と云人、甚貧窮に迫、一人の母親に不自由をみせけるを心憂思ウツひ其頃嚴島に富の入札有けるを取せ給ひ、母をも快介抱ウツし、家内且々烟ウツを立べく守らせ玉へと當社に祈願をこめしに、或夜不思議の靈夢を蒙り、果して三貫目の富を取たりとて、御札の為参詣し、子が家に来り、石燈籠一基を献じ、其後度々参詣をもなせり。

○同廣島堺町土橋江戸屋嘉兵衛と云人、先年足痛にて難儀しけるが、遂に天保八年の春、甚しく一向に足立ざる様に成行夫より三年目天保十年當社へ祈願を込しに、いつとなく足立、其年の十月御祭礼には兩ノ手に杖を突参詣し、子が家に来りしが、其後は日に快ウツなりたり。

彼嘉兵衛至て正直なる人にて、夫以来は毎年御祭礼には参詣し、追々寄進物等をも持参せり。又其人の云るには、先年久しく病氣の節は、家財残らず賣代となし、実に乞食同様の形容なりしが、追々靈験を蒙り、今は且々家内快く日を送るべくなりしは、かへすくも難ウツ有きことなりと云り。

○同く嘉兵衛云るには、吾甥わがなまこに同国佐伯郡木野村きののに中屋平蔵と云者あり、二十年ばかり以前は殊ノ外貧窮に迫り、其日も立兼る程なりしが、當社を信仰し度々參詣をもちし、何卒一度出世すべく守らせ玉へと、一向いっそうに祈願なしけるが、今は程々の身上となり、田島も多く求めたりと云り。

○同廣島に吉川何某と云人あり。甚困窮なりしが、五六年以前右嘉兵衛が勸によりて當社を厚く信仰なしけるに、不慮ふしよも其人の娘を豊前ノ国小倉の何某とか云る富豪の家より所望に來り、大に仕合をえたりとて、其後は嘉兵衛とも至て戀に因けるよし嘉兵衛いへり。

○同く廣島本川船頭和助と云人の船にて、沖船頭一人、舸子二人、同廣島の者六人、同国郷ごうの者六人、伊勢ノ国白子の者三人、石見ノ国浜田の者四人、以上二十二人、去弘化三年七月十八日四ツ時播磨灘を下りけるに、網干あみこの沖にて北の方より俄に大風吹來り、雨さへ甚しく降ければ、面おもてを向べきやうもなく、見る内に櫓こも楫こも潮の内に揉込れ、三丁入し碇いかりも二丁は綱切、残る一丁は碇いかりこめ引れ、すでに其綱も切んとすれば、此綱切なば忽船は覆ひたべしと、船頭をはじめ周章騒ぎ、神明に祈願をかくるも有、或は念佛唱ふるも有て、実に哀なる形容なりしが、乗合の内廣島の住人高屋源兵衛と云人、先年當社へ參詣し、子が家に來頂戴したる天満宮御神像ミカミノミコノイマゲと梅ノ守とを取出し、御神像を切か、りし碇の綱に括付くわくづ、今此綱切なば船は覆り、数多の人々は忽底の藻芥もがとなりぬべし、神明不測の靈験を以て此綱切ざる様守らせ玉へと祈願なしたりしかば、不思議なる哉、切か、りし綱止まりけり。又梅ノ守を押戴、暫くの間風波を静め、靈妙の擁護を以て吾々が必死の命を助玉へと高らかに御号ミコノイを唱へ、若も感應ましまさば一ツの不思議をみせ玉へと祈願する内、持たる梅ノ守がらくと鳴出しければ、人々奇異の思をなせる折しも、何なる故にか有けん、鷗うと思しき白き鳥一羽虚空より飛降り、潮の内に飛込とみえしが、忽ち風南より吹來り、一時の間に船を飭磨しやうまの浦に吹寄たり。人々安堵し、夢覺たる心地にて岸へ上りしかば、御神徳ミカミノチカラの現あらなるに人々感涙を催たりとぞ。

右源兵衛同年八月御札の爲參詣し、子が家に來り、其時の靈驗言語にも演あがたと云り。又船頭和助も十月御祭礼の節參詣したり。

○當年二月中頃の事なりしが、同廣島に島末何某と云槍術の師家あり。其門に材木を數多積置し上にて近廻の子供遊居たりしに、其材木の崩たる音しけり。其日は稽古日にて多人數集り居たりしが、其音に驚き人々出て見るに、材木崩れたり。さては今まで遊びみたりし子供材木の下に敷れしならんと、周章材木を取除みるに、材木双方より濼かくのごとく携合て自然と空虚の所出来、其内に何の恙もなく又一向に驚たる気色もなく居たり。人々はハ不思議にも一命を助りたるもの哉と言あへる内、子供の所持したる守袋を見付開みるに、當社より出たる梅ノ守ありて、梅の核二に破たり。正しく天満宮の御加護也と人々一同に感心なしける由、其節居合たる人より聞たりと人の云たるよし、同廣島猿樂町長尾素輔惟孝云り。

されど是は只假初にき、たる事なれば、委くは後によく訂して書贈るべしと云れど、素輔と云人篤実の生質にて、必浮たること云人ならねば、後日を待はず書付置ぬ。又此人も至て當社を信仰して、入木道門人中に文字をか、せ奉納し、其外數々寄進物等をも子が家まで贈れり。猶度々參詣をなせるが、不思議の靈驗を蒙れるを勝てかぞへがたしといへり。

○當国吉敷郡仁保村鞆屋市松と云者の娘、近所に普請の有ける処へ行しに、不図材木眉間に落か、り痛しが、夫より後痲癖と云病おこりて目口ひくつき二三年にもなりけるを、両親大に歎、此病の癒んことを當社へ祈願をかけ、十月御祭礼の節市松連立參詣して、十四日の夜當町旅籠屋へ宿りしに、其夜より右の病癒て、その後はたえて発ることなし。夫よりは毎度參詣して子が家に來れり。

○當国須万村有吉幸左衛門惣領娘五歳の時、痲病にて狂風甚しく、既に死に至りて今は医師も治療の方便なきよし云切てかたへにおしやりたるに、此家に親しく出入する友三郎と云者、さまで力を落し玉はずとも、かねて信仰の天満宮へ命請の祈願かけ玉へと云るまゝに、げにもと心付、直に身を清め、一命を助け玉は、病氣平癒次第連立て參詣すべき由祈念しけるに、已に死したりとみえし娘忽息吹出し、夫より次第々々に快くなり、其日より十三日めに當る日に幸左衛門娘を連立て當社へ參詣せり。

又同人息子新三郎、三歳の時大病にて今は死に至らんとする時、同じく當社へ立願して助命したり。又其次の娘七八歳

の時癩癩起りて、種々治療を施しけれども其験なければ、當社へ當病平癒の祈願しけるに、速に癒たる故、其娘をも連立て参詣せり。

右幸左衛門は須万村庄屋役を勤けるが、都濃郡鹿野市岩崎伴藏重将が縁者のよしにて、予重将が家に滞留の時幸左衛門來りて直に物語れり。其後は益當社を厚く信仰しけるとぞ。

序に云ん、此岩崎氏が家の先祖大己貴命少彦名命の靈夢を蒙り超世丸と云痢病薬を製し出すに、其功能甚著明けれども、世にしろもの稀なり。人命を助る事なれば、世に廣くしらせんことを當社に祈願をこめしに、不思議の靈夢をかうぶり、其教のごとくしたりしかば、追日其名四方にきこえ、今は此薬を用る所六十余国の半にすぎ、岩崎氏も大に幸を得たれば、當社を至て信仰なせり。

右の外、近きさかひは云におよばず、遠き国々にも當社の靈験を蒙れる人数多あれども、其年月人名等を委曲にせざれば、後によく正して二編に出すべし。

弘化四年四月の頃

當社に奉仕る宮人 鈴木高柄謹記

追加

○去年の歳十一月二十八日、石見ノ国津和野中屋禎歳と云者、上納の半紙四九一九と云は六十束なり同所庄屋窪太郎左衛門と云者の方へ預置、今年卯の正月庄屋の許に行僉議するに、半紙二丸の外はなき故其由尋ねければ、庄屋答に、何程にもせよ預りし時其儘押入にいれさせ置て、其後今日迄手にも觸ざるを、只今有処二丸なれば二丸預りしなるべしと云れど、現在四丸預けしに相違なければ、双方とやかく云募ども其證據なければ、止事をえず公に達し遂に御究になりたるを、役人方も大方は禎歳が方偽ならんと思はる、故、厳しく責問遂に水責に迄なりて、其苦しめいはんかたなければ、禎歳思フには、吾常に信仰し奉る天満宮は、無実の難を遁らせ玉ふとこそきけ、吾もし此儘にて疑をうけ罪に陥なば、一命にかゝる

のみならず妻子にまで難澁をかけ、後世に汚名を残さんも口をし、何卒して実否明白に分るべき様守らせ玉へと、心中にて當社へ祈願をこめけるに、九月四日の夜の七ツ時、夢となく現となく天満宮衣冠正しく顕れ玉ひ、汝此度無実の難によりて厳しき責に逢といへども、吾汝が影身にそへば一命恙なく、来る晦日には事明白に分るべし、それ迄心強くあれよと告玉ふとみて目覚たり。誠に難^レ有^キと肝に銘じ、それより後は御告を一筋に頼み、厳しき責に逢といへども然のみ苦しとも思はざりしを、又十九日の夜おなじ御告の夢をみたれば、弥信じ居る内、二十九日の夜、いよく明日は汝が罪なきことと顯るべきよし御告ありて、明る晦日、例の如く決断の場所へ出たるに、役人衆禎藏に向ひ、汝が紙に何ぞ心覚の印あるかと問れける故、なる程拾束の内三束めの内の紙の裏に小き印判ありと云るに、其所へ半紙二丸出して改るに、実に禎藏が云る如くなりければ、役人衆もはじめて禎藏が実なることを知り、禎藏に向ひ、先日よりの御究の趣今日唯今こと明白に顯れ、弥其方紙四丸預しに相違なければ、此上は御不審なし、吾家へ引取べしと云渡しなりて事済たり。

其二丸の紙は庄屋の息子盗出し、近辺の堀何がしと云る方へ質に入たり。其事取扱しは庄屋の甥なりしが、繪^{ウツク}て死たり。庄屋父子は退役の上、其事にか、はりたる者四人それ^レの科^カに処せられたりとぞ。

禎藏は其後長門ノ国奥阿武郡徳佐上村へ轉住して、當社へ參詣し子が家に来り、感涙と共に物語して、吾一生は年々參詣すべしといへり。

右一條は此編を綴たる後に聞たる事なれど、あまりあらたなる靈驗なれば、二編をまたずして追加へつ。

弘化四年十月

高柄謹再記

天満おほみかみの御功德の尊きことは、そのみなにたがはず、あめのしたいたらぬくまなくみちわたりたまひて、いはまくもあやにかしこき大御神になんまし^レけること、今更いはんもなか^レなり。故によの識者どもなにくれとこ、らの御傳記を書あらはせるはみよにおほし。その御傳記おしなべてあやまれるにもあらざれども、御官位の次第をたがへ、あるは歌詩をひがめ、あるは事蹟のたしかならざるなどあり。そが中には、ことにこちたきまで俗書さへありて、いまこ

の学の道のみさかりなる大御代には、いとく見すぐしがたきおもぶきのあなれば、吾学の兄鈴木ぬしの、おほくの書をかきあらはせる中に、この大神の事はことに仕へまつり給へる大神にましませば、いかで此誤を正さむと、はやくより證ある事どもを抜書して、正しき御傳記をえらび給へるあまりに、周防国府なるまつがさきのみ社の御靈験の記を、廣島の中川政武が板にゑりて世にひろめむ事をこひければ、さればかりのものをとてゆるされざりしを、しひてすゝむるまゝに、政武がこゝろにまかせられたりとぞ。

あはれ大神の御いつもいやますく／＼にみちわたり給ひ、鈴木のおせがいさをもいよ／＼世にとゞろき聞えんことといとく／＼うれしくよろこばしさに、そのよし／＼くだり奥に書をへつ。

弘化四とせといふとし、さみだれふりつゞくころ、長門国豊田のさと、西島豊麻呂藤原清英

此書上木の時力を添られしは○當郡秋山免毛光之○廣島中川弥八正武○當国都濃郡中村善左衛門泰通○熊毛郡三輪辰之助常延○山本市右衛門頼永○河内勘右衛門○河村武一郎義珍○阪本三右衛門貞勝○相川與一郎愛諄○都濃郡岩崎伴藏重将○大島郡河村亦左衛門○廣島白神社大宮司野上陸奥守正訓○野村正精有年○末田忠八郎正道○小瀬幸三郎正之○辻村万右衛門道孝○辻村正右衛門良孝等の人々なり。

宮市松崎天満宮由来書

防州佐波郡府中松ヶ崎天満宮酒垂山旧記

右以上九ヶ寺御室御名代脇門跡菽満願寺末寺

真言宗

同 大専坊

同 円楽坊

同 乗林坊

同 西林坊

同 東林坊

同 密蔵坊

同 等覚坊

同 千蔵坊

同 会所坊

天満宮大宮司 武光土佐守

同 祠官 鈴木政之助

同 都 掃部

同 社官 鈴木左馬允

右從往古之證文社家十一人御座候之事

同	同	同	同	同	同	同
閔屋	河村	尾古	尾古	鈴木	鈴木	鈴木
太夫	太夫	隼人	因幡	出雲	和泉	右京

抑当社の起れる、延喜四年当国の国司土師の信定朝臣、勅を奉りて草創せしより以来八百歳余り。往昔菅公左遷の時に及て、摂津国難波の湊を漕出給ひ、当国勝間の浦に船をとめて給ひぬ。土師氏同姓の因を思ひ、新に御館留めしむ。下地事思ひ給ふに、筑紫の外は不應勅命、留る事四月にして既に大宰府におもむかせ給ふ。国司わかれを慕ひて勝間の浦に送り給ふに、菅公信定にちかつて、我もし西にして命をとしめば、神魂かならず爰に至らんと語りおわつて纜を解せ給ふに、宰府に至り給ひぬ。三とせの後、神光現勝間浦、瑞雲聳酒垂嶺、国司奇異の思ひをなし、四ツの民と友に拝み崇み給ひ、宰府に使用して安否を問しめ給ふに、菅公はたして薨じ給ひぬと。信定菅公の諸不思議の趣を奏聞するに、信定に勅命して廟を此所に作らしむるに、不日にして宝殿坊舎玉をみがけり。此山の東の谷大成石あり、酒のたる事泉のごとくにして、宮作りせし上ツ人下ツ民みな満酒口走出しより、山を酒垂、寺を称満福。帝使勅使附神田成祭祀給ふ。其後宰府、北野其外国郡に宮造りして、あら人神と仰ぐ。当社は天満神の跡をたれます始にして、勅額の所也。

一 天慶三年有勅神田加七十七頃供祭之事

一 寛弘元年立勅使

一 元暦元年僧重源改為社

一 貞治四年乙巳六月十一日大願守多々良弘世奉造之

一 右之社大永六年九月十七日回録

一 享祿三年寅大内侯義隆聞命朝廷造タマフ

論旨曰

周防国松ヶ崎天満宮回録之後未能再興云々、早遂造畢之功、弥可致国家安全宝祚延長之懇祈者、天氣如此、悉之以状。

享祿三年正月廿日

右中将

松ヶ崎天満宮社官等中

(右本書在東大寺)

一 御教書写等

天神宮政所下

老松夏御祭沙汰事

僧実高(尊)

右役者代々宮師執掌之云々、然者専神供全人料可被管領析畠等之状如件

永仁三年三月 日

政所(判)

(右本書在大專坊)

下 天神宮沙汰人等所

定補講經執行職事

僧実尊尊

右以人補任彼職、社家宜承知敢勿違失、故以下

正安元年七月 日

預所右衛門尉源(判)

(右者人王九拾二代後伏見院鎌倉將軍賴朝より十一代目之御下文歟 本書在大專坊)

奉寄進

天神宮

周防国府中宮市井仁戸田渡残下地坪付 別有之事

右為祈天下泰平国土豐饒武運長久家門繁榮之奉寄附之狀如件

應永九年六月一日

多々良盛見(御判)

奉寄進

周防国佐波郡佐波令松崎酒垂山天満宮御宝前

御劔 一腰 文明十一年八月一日自將軍家拝領

右寄進之意趣者、去十三日社頭并辺地経歴之時、於後門御井中白蛇出現、其瑞的之当異成奇瑞之思、則温先例之処、於当社奉崇敬事、往昔以来爾今嚴重云々者、寄附之願望所表敬神之旨也、仍狀如件。

文明十一年十月十五日

左京大夫從四位下多々良朝臣政弘敬白

天満宮御(此所躰損じ也)

右此度下口弓箭於任本意者御鳥居可致建立者也、仍願書如件。

永祿六年正月七日

備中守隆元(御判)

(右本書在大專坊)

禁制

天満宮

一 甲乙人於社家狼籍之事

一 社僧下部神人子供自樓門上不可上事

一 社頭并弓場掃除每月三度可相勤事

一 社辺牛馬不可繫事

一 竹木採用之事

右堅加制止畢、於背此旨輩者可処嚴科者也、仍下知如件。

慶長十八年五月十三日

(円楽坊所持ス)

御判(輝元公)

一 御祭会之事

正月朔日より三日迄大御供之事

二月十九日より二十五日迄旧例之祭御座候事

八月十九日より二十五日迄同断

十月十四日五日大会執行仕候事

毎月朔日十八日二十五日小御供之事

一 天満宮御宝物并御寄附物覚

天神御自筆御影

同御筆之法花経

同御作之太刀

同御自念珠但宮ともに

同御文台但祝箱ともに

一 幅

一 部

一 腰

一 連

一 脚

蜀紅錦

唐之太鼓但横之繪唐草彩色

義經之甲冑

牛玉

天神御縁起但新古六卷宛ニシテ式箱ニ入

舍利塔

大般若經六百卷但正月御祈禱ニ用ひ之分

式鉢箱但殿様御参詣之節御神前御入用
每年御祭礼之節御名代同斷

青磁之香炉但右同斷

一切經但箱入尤三拾七箱ニシテ

五部大乘經但式箱ニシテ

拾式天之繪

八祖之御影

御荷内

唐獅子

御鉢

鼻高

神馬鞍

網代御輿但戸帳疊共ニ

同車但差渡七尺五寸

長式尺式寸、横卷尺七寸

一ツ

一両

式ツ

十二卷

一ツ

箱入

一ツ

一ツ

式千九拾三卷

百六拾九卷

十二幅

八幅

一荷

一面

六本

一面

一背

一鉢

式輪

御輿

大御供御本膳但さはりの皿器共二

大机

小御供御膳但さはりの鉢器共二

瓶子

高付

御戸帳但段子六はゞ

翠簾

燈台

御額但櫻門ニ有之分、勅筆之由申傳候

同 但鳥居之分、筆者五条為範、堅田宇右衛門殿寄進

神樂太鼓但指渡壹尺貳寸

せ、天王

高麗犬

歌仙但等願筆

絵馬但宝永五年吉元公御寄進

神馬鞍但右同斷

御太刀但右同斷

天満宮御本地十一面之観音

脇立毘沙門不動式躰但右行基菩薩之御作

式躰

四膳

七脚

式膳

一対

拾

一流

五連

五ツ

一面

一面

一ツ

二躰

二ツ

三十六枚

一面

一背

一腰

一鉢

一字

地藏堂

荒神堂

老松若松

若宮

鐘撞堂但鐘銘文字不明

御供所

宮番所

疊拾貳疊但内陣之分、もみ相縁り

同拾貳疊

同六疊

同五疊

同四疊

同壹疊但貳疊台、殿様御參詣之節御拝所御入用之分

以上

一字

一社

兩社

五社

一字

一所

一所

大床之分

勤行所之分

舞殿之分

御本地堂之分

防府天満宮縁起集

昭和五十二年三月一日発行

発行者 防府市教育委員会

発行所 山口県防府市中央町

二一―二五

防府市立防府図書館

印刷所 コロニー印刷